

正又遺韻

下

正又遺韻

下

故諸井政一稿

心文遺韻

初代會長二十年祭記念

天理教山名大教會

逸話集

神様の有無に就て

或時、辻先生など、教祖様の御前に伺ひて、『天理王命の姿は有るや、と尋ねられますが、如何答へてよろしうございませうか』と御伺ひ申上げしに、

『在るといへばある、ないといへばない。ねがふころの誠から、見えるりやくが神の姿やで』と御聞かせ被下、げにもと、人々感じ入りて、よろこび合へりと。

力だめしの話

教祖様は、御老年に及びても、御よわり遊ばされず、時々御前へ伺ふ人々に對して、力だめしをあそばさる。或時、力士詣でければ、上段の間の御座より、腕引を成されたるに、力士は、下より上段の方へ、引張られければ、大いに恐れ入りたる事ありしと。されば、通常の百姓、町人は云ふまでもなく、如何なる剛のものと雖も、神の方には、敵一倍、皆この通りやお聞かせ被下。是れ教祖様、御自身の力にあらず。正しく神様の入込み給ふ事を示し給ふなり。

又手の甲を出さしめて、御自身のひとさし指と、小指とにて、皮を一寸はきみ給ふに、痛き身にしみて堪へ兼ね、恐入らぬ者はなかりしと。

かゝる力だめしを受けし人々は、あまたあるが中に、梅谷四郎兵衛様、御前に伺ひ、この力だめしにあひ給ふ時、くはしき御咄あり。

『この道の最初、かゝりにはな、神様の仰せにさからへば、身上に大層の苦痛をうけ、神様の仰有る通りにしようと思へば、夫をはじめ、人々にせめられて苦しみ、どうもしやうがないのでな、いつそ、死ぬ方がましやと思ふた日も有つたで。よる、夜中に、そつと寢床をはひ出して井戸へはまらうとした事は、三度まで有つたがな、井戸側へすつくと立ちて、今や飛び込まうとすれば、足もきかず、手もきかず、身はしやくばつた様になつて、一寸も動く事が出来ぬ。するとな、何處からとも知れず、聲がきこえる。何といふかと思へばな、『たんきをだすやないほどにく、年のよるのを、まぢかねるく、かへれく』と仰有る。

是れは神様の仰せだと思ふて、戻らうとすれば、戻られる。是非なく、そつと又寢床へ入つて、知らぬ顔してねて終つたが、三度ながらおなじ事やつたで。それから、もう井戸はあかんと思ふて、今度はため池へいたで、したが今度は身がすくんで終つて、どうも仕様がなかつた。すると、やつぱり何處ともなしに、姿も、何も見えんのに、『短氣をだすやないほどにく。年のよるのを、待ちかねるく。かへれく』と仰有るから、せひなく、戻つてねて終ふ。是も三度まで行つて見たが、遂に思ふ様に死ぬ事は出来なんだ。

そこで、今日は、神さんがな、けふの目をまぢかねたのやで、もう八十すぎた年よりで、それも、女の身

そらであれば、どこに力のある筈がないと、だれも思ふやらう。こゝで力をあらはしたら、神の力としか思はれやうまい。よつて、力だめしをして見せよと仰有るでな、おまへ、わしのでをもちて、力かぎり引つばつて見なはれ』と仰せられましたので、梅谷様、血氣盛りの頃なれば、力まかせに引きたれ共、忽ち引上げらるゝ様になるので、恐れ入りました、と申上ぐると、

『人さんがおいでるとな、神さんが、手なぐさみをしてみせよ、と仰有るから、してみせるのやで』とお聞かせ被下たりと。又仰有らるゝに、

『年のよるのを、まぢかねるといふは、一ツには、四十臺や、五十だいの女では、夜や夜中に男を引きよせて、話をきかす事は出来んが、もう八十すぎた年よりなら、誰も疑ふ者もあるまい。また、どういふ話もきかせられる。仕込まれる。そこで、神さんはな、年のよるのを、えらう、お待ちかねで御座つたのやで』と聞かせ給ふ。尤もの事にこそ。

心の皺は話の理でのばせ

教祖様は、一枚の紙も、反古やかからとて、そまつにあそばされず、おひねりの紙なども、丁寧にしわをのばして、御座布團の下に御しき被遊て、御用に御使ひ遊ばしたり。

御咄に『皺だらけになつた紙を、そのまゝおけば、おとし紙か、はな紙にするより仕様ないで、是れを丁寧に皺をのばしておいたなら、何なりとも使はれる。おとし紙や、はな紙になつたら、もう一度引きあげる

ことは出来ぬやろ。

人の助けも此の理やで。心の皺を、はなしのりでのばしてやるのやで、心のしわも、皺だらけになつたら、おとしがみの様なものやろ。そこを落さずに助けるが、此道のりやで』とお聞かせ被下されたり。

或時増井おりん様、お側に來りて、お手許の御筆先を寫さして頂きたい、と御願ひ被遊たるに、『紙があるかへ』とお尋ね被下たるにより、『丹波市へ往て買ふて参ります』と申上げたる處、

『そんな事してゐてはおそうなるから、わしがくゝつてあげよう』と仰せられ、御座布團の下から、紙を出し、大きい、小さいをかまはず、墨のつかぬ紙のみよりぬき、御自身におとち被遊て、『さあ、わしが讀んでやるから、これへおかきよ』と仰せ被下て、お讀み被下のを、おりん様筆とりて、おしるしなされたる事ありといふ。是れは、御筆先第四號にて、今に大小不揃ひの紙にておとち被下たるまゝ、保存し有るといふ。

子供の疲れが親に懸る

教祖様は、御用をおたし遊ばす外は、めつたに御座を、御たちあそばす事はなかりしと。然るに、御足折々ねまることあり。『子供が澤山歸り來るとみえて、足がねまるゝ』と仰らるゝ事、をりゝなり。こは、子供のかへり來る事を、神様がお知らせに相成る事ながら、又一つには、子供のつかれが、親様の身にかゝりて子供はつかれずに、かへらして頂くなり。

神様のおかげで、何の苦もなく參らして貰ふた、少しも疲れなんだ、と有難がる事は、まゝありつれど、誰

か、御教祖様の御身に、かく御苦勞のかゝりて、お助け被下事を知らんや。いとまゝかしくきことにこそ。

或年、村田おゑい様、お地場の田に、ひのきしんして田植を手傳ひ、いつになくよく働けて、日々打ちつゞきしかど、少しも疲れず、ねまりもせざりければ、餘りのよろこばしさに、教祖様に申し上げしに、『それがした事や、わしは、毎日々々足がねまつてかなはなんだ。おまへのねまりが、みな、わしのところへ來てゐるのやで、さうやで』と仰せられた。ほんにさこそあらむ。ふしぎにも、ねまらざりしよと、いとゞ恐れ入りて、うれしみしとぞ。

又これとは少し話かはれど、明治十六年の春の事なり。或日、ひるからの八ッ過ぐる時、教祖様突然に仰せらるゝに、

『子供が、お腹がすいたくゝといふて、歸つてくるほどに、あも(餅のこと)をやいておきなされ』とお命じになり、おそばにありし人は(おそばは餅)『だれがくるのやらう』と、互にはんじやひながら、餅を焼きたるに、餅の焼けたる頃になると、高井様に、岡田様、非筒様に、橋様と、四人『ひもじいゝ』といふて、歸り來りしかば、人々ほんにと、感じ入り、其々大いによろこびて、神様へ御禮申上げしといふ。

この四人は、遠州へ布教に行き、十四日間、遠州に滞在して、往復一ヶ月斗りにて、歸り來りしなり。三輪といふ所にて、既にひる頃なりしを、儉約を思ひて、ひるの仕度をなさず、御地場までかけつけしなり。

明治十八年頃の事なり。或夜、鴻田様、教祖様の御次の間にて、宿直してありしに、夜深かに、教祖様御ねむりのまゝにて、神様お降りあり。『ヤレヤレヤレ、えらいこつちや、えらいものがたつたなア』だけは二丈もあらうか、是より東八丁、天理教會本部、フムト』と仰せられ、誰も知る者なく、突然の事なれば、鴻田様もふすまの外にて、ねまきのまゝ承りしと。

明治三十二年六月、三島村、足立保次郎發起にて、有志をあつめ、川原城のステーション構内へ、『是より東五丁天理教會本部』と刻りし、丈、二丈半りの石標を建設せり。實際は八丁にあまれども、足立氏の斗ひにて、道近しと思はゞ、立寄る人も多からんとて、五丁とせしなりと。

誠の道にいつはりは、かたはらいたき事ながら、元々、道にうすき人々の有志より出来たるなれば、やんごとなし。おもふに、御地場へ参拜せんとおもほゆ人は、五丁と八丁との道のりの違ひにて、心をけす者あらんや。又五丁とあるを見て、程近し、よりに見てましかと思ひ詣づるものは、五丁はいつはりなりきとていさゝかにても、心の不足を残すべし。

不足の理は、天の理にかなはず。天の理にかなはざれば、榮えずとは、神様の仰せなり。世に、この類いと多きを見る毎に、氣の毒に思ふなるを。ましてや矣、是より東八丁と、教祖様の御豫言、否、神様の御聞かしおき下されたる事を忠告せざりしこそ、返すくも口惜しき事なりけれ。

とり草の湯のをしへ

かつて、お屋敷に出入りする人々の中に、ヒビンはやりて、人々困じける時、『誰とても、埃の理がないものは無き故に、埃から、ほこりに移るなり。ふさくに思ふやない。これぞ埃をはつ散して終ふのやで』と御きかせ被下、一時しのぐためにとて、とりくさの湯といふを教へ給ひたる事あり。

これより後、かゆき御意見を蒙りたる時は、このとりくさの湯をたてゝしのぐ事往々なり。尤も、これにて治すといふにはあらず。一時を凌ぎて、ほこりを發散してしまふまで、たんなふをなし易き爲と、心得べし。あしきをさんげすべきは云ふ迄もなし。

さて、とり草の湯といふは、モチナエ草、楠ノ葉草、セキシヨウ、ヨモギ、ジツヤク、ニンドゥ、オバコ、檜葉草、南天葉草、以上九品をたき出して、その湯を風呂へうつすなり。

道は下から

山中忠七様、或時、御前に侍りてありける時、くさくの咄の序に、『このお道も、上つ方へ神様入込で御はたらき被下ば、はやく御盛大に相成らんものを』と云ひけるに、

教祖様、仰せらるゝには、

『上から道をつけては、下のものがよりつけるか。下から道をつければ、下のものも、上のものも皆つきよいであらう』と。又

『高い所より、下を流るゝ水を見よ。なんぼさがつても、下つただけは、ふきあげるやう』と、御聞かせ被

下たりと。教祖様の御身、今は深き所におはしませ共、御魂の理を承り侍れば、此道は水のふき上げるが如く、やがて、高きに及ぶ事、必定ならんとの仰せかと、いと／＼難有かしこみしとなん。

まゝ子のはなし

或時、まゝ子の咄出でける時、教祖様仰せらるゝには、

『かはい、いとしい最愛の子を捨て、死にゆきし親の心を、我が身に比べて察して見よ。どれほどの悲しきことぞ。まゝ子は尙更、可愛がりて育て、やらねばなるまいがな』と、御聞かせ被下、ほんに申譯なき事なりと、云ひあへりしとぞ。

はんじものゝさとし

清水與之助様、梅谷四郎兵衛様、平野おとら様と三人、或時、教祖様の御前に打ちつとひ、各々の講社が思ふ様にいかぬ事を、語りあひたりければ、教祖様は、

『どんなはなでもな、咲く年もあれば、咲かぬとしもあるで、一年咲かぬでも、又年が變れば咲くで』と御聞かせ被下、御なぐさめ被下しと。又、

西西西 田田田 水水水水水水水 木木木木 木木木木木 土

右の如く御記しなされたものを、御見せ被下て、

『是は神さんがなア、かういふぐあひに書いて、重箱へ入れて、親類へくばつておくと、仰有つたさかい、その通りに、くばりましたのやがナ、これは、はんじものやで、はんじてみなされ』と仰せられたりと。さらに判斷出来ざれば、『さとりがつかませぬ』と申上げしに、御聞かせ下さるには、

『さんせんせかい（ホコリ）みなとりて（西西西）さんせん世界をたすけさす（田三ツ）すみきつたら、なんにも云ふ事ない（水七ツ）きはこゝのへに（木九ツ）をさまりがつく（土）』

屋敷ては神一條の話だけ

或時梅谷様、御前に侍りて、御咄承り終りし時、大阪道頓堀に、よき芝居のかゝりける事を、申上げかけしに、教祖様皆迄云はし給はず、

『梅谷さん。わしはな、四十一の年から、せけんのはなしは、何にもしませんのやで。この屋敷はな、神一條のはなしより外にはいらん、と神様が仰有りますのやで』と、仰せられしにより、大いに恐れ入りて、御わび申上げしと、心得おくべき事にこそ。

乳は子に與へたもの

或時諸井國三郎妻、妊娠につき、帯屋ゆるしを御願申上げしに、教祖様、御自身に御供を包み被下んとせしかば、傍にありたる高井様、進み出で、『私がつゝまして頂きませう』と申上ぐ。さらばとて、其紙を御

渡しに相成りしに、高井様、無造作にも、いがみなりに包みしかば、教祖様それを受取り被遊て、傍におき給ひ、よしとも、あしとも、たまはずして、又、更に他の紙にて、御供を包みて、夫を國三郎にお渡し被下て、御許しのお咄、例の如くおさとし被下しといふ。『神様は、いがみなりはおきらひやで』『恐れ入りたる事也』と國三郎の咄なり。

因みに記す。この時、御さかせ被下し中に、左の御言葉あり。『親の乳はな、その子に與へてあるのやで。子供がのみたくなれば、乳はさしてくる。これ神の自由用やで。乳がさしてくるまでは、神様へそなへた御水に、大白の砂糖を入れて、ほどくにあたゝめて、すはしておけばよいで。乳がさして來たなら、誰にどうせんでも、すぐその子にのますればよいで。』と、

是迄世上の常として、小兒出産すれば、三日、四日は、マクリとかいふ藥をのましておいて、それから、親の乳をすはせる。すはせるにも、先づ一度は、よその子供にのんでもらふて、それからすはせる例なれど、既に神様の仰せ承りては、その様な手數もいらす、有難きことにこそ。

親様にへだてはない

北村平四郎といへるは、通稱かせやとよびて、御地場の東隣りに家せし人なり。

明治二十四年、屋しきは御地場へ買入れられて、他へ引移りぬ。此人、神の道たるを悟らず、更に心を正道によせざりし人なれども、教祖様、御徳の深きは、かゝる人の肝にも銘せし事ありて、常に一つ話に、人に

語りて讃嘆すらく、小兒のくさの出來し時、益々甚だしくなりゆきて、その臭氣、鼻をつんざく計りにて、親の身のだきかゝへするにさへ、いとほしき有様となりければ、神様へ御頼み申して見んとて、教祖様の御前にいだきゆけり。

時に、教祖様は、親しく御かゝへあげさせられて、くさのかはきたる所を見給ひ、

『おゝかわいて、痛いやろなあ』と仰せられ、舌にてなめて、おしめし被下、而して後に、御息をおさづけ被下たり。

實に、だくさへも厭はしく思ふものを、なめて被下しとは、洵に常人のよくする處にあらず。その當時も恐れ入りし事なるが、今より考ふれば、實に眞の神様にてありたりけりと。

是れ誠に教祖様、お助けをなし被下し眞相を伺ふに足りて、心に藏むべき事なり。御助けに従事せんものは、かゝる教祖様の御行蹟を學ばゞ、などて、神様の御はたらきのあらざらめや。

御紋のはなし

明治十四年、増井おりん様を、はりのしんとして、山澤おひさ様と兩人に、十二の菊の紋を拵ふ事を御命じ被遊、七十五人の人衆の印として、御下げになりたる事あり。そのおさげ被下前晩に御咄あり。

『多くの人がおはりすれば、誰が人中ともわからぬ程に、明日は人中の印を渡す。渡す事は渡すが、持ちて居られる者と、持ちて居られぬ者とあるで』と仰有つて、翌日、五歳なる小人、玉恵様に御紋をお渡しにな

り、玉惠様より、銘々へ御下げ被下しと云ふ。此時數十名御紋を頂き、残りの紋は、今におやしきに寶藏しあると云ふ。

註 この御紋さしわたし三寸。

因に記す。おりん様は明治八年、こかん様おかくれ被遊たる後、始めて御信仰被爲、夫より一心を以て教祖様に仕へ、怠る事なく信心被致たる方なり。このはりのしんと命せられたる時は、おりん様參詣して、歸省せんとし、三島村はづれまで出掛けたるに、俄かに腹痛み、歩むことかなはず。依つて一心に神様を唱へ、心を勵まして、川の水をすくひ、御神水と思ふて頂きたりしに、少しは快くなり、二足三足行くと、又腹痛堪へ難きに付、少しも進む事克はず。依つて、あとへ戻らんと思ひたれば、直ちに治りて、何の事もなし。やがて戻りつきて、教祖様へ願ひしに、『夫は、神の用向にて引戻したのや。さあ針のしんやで』と、仰せられて、夫より數日滞在して、紋を拵へしといふ。

十二の菊の紋といふは、赤地にしろのいとを、ぬひつけるなりしかば、人々黒にしたならば、赤き所へはよく似合はんと云ひしに、教祖様おき、被遊『そんなら、さうしてみなはれ』と仰せられたり。依つて、黒の糸を縫ひつけんとせしに、更にはりつかず、手元くるひて出来ざりければ、恐れ入りて、元の白になりたりと云ふ。

その時一人の女子あり。私もさして頂き度いと願ひしかば、『してみなはれ』と御許し被下しにより、針をととりて縫はんとせしに、針少しも進まず、遂に恐れ入りて、退きしと云ふ。

かく、神様自由用を現はして、神様の御命のなきことは、言葉にては、お許しあるが如くにて、御とめにはならざるも、事に當りて、御許しなきを知る事多かりき。

然れば、此の御紋を被下に付ても、御前へ罷出し人は、大概いたゞきて歸りしが、後には、人じゆとなりし人は却つて少なく、持ちきれざりし人の多かりしぞ、はかなき事なりける。

爰に、布留の村に熊さんと呼ぶ、一人の盡力者あり。同じく御紋を頂きしに、午後より齒痛み、夜に入りて後は、尙も堪へ難かりければ、あれこれと、懺悔もなしたれども、如何にしても治まらず。依つて、御紋をお返納申上げるといふ所に心付き、此儀お願申せしに、直ちに治りければ、翌日早朝參詣して、御返納申せしと云ふ。

此の人は、教祖様おかくれの後は、御地場にそむき、天輪教會といふを、御墓所の前に設けて、遠國の參詣人をあざむきて暮しむたり。其の後、數年にして癩病にかゝり、長く苦しみて果てたりとなん。

註 『持ちて居られる者と、持ちて居られぬ者であるで』と仰せ被下し通り、その場頂いてよろこんでも、すぐに返しに來りし人もありしと。又うしなひし人もありしと。明治十六年雨乞つとめの時、皆々この御紋を付けたる着物を用ひしに、悉く警察の没収する所となりければ、その後まで保存したりし人は更になきが如し。

臺所へ出ると埃がつく

或人教祖様に伺候して、恐れ多くも伺ひけるは、『あなた様には、埃はござりますまいね』と申しけるに『それはな、わしでもなあ、かうして、べつまへだて、居れば、ほこりはつかせんで。けれども、一寸、臺所へ出ると、やつぱり埃がついてなあ』と仰せられしといふ。實に勿體なき事ならずや。

教祖様ですら、尙臺所へ目をつけければ、ほこりが付くと仰せらる。まして、凡俗の輩に於ては、はきさうぢ、ふきさうぢ爲すとても、尙拂ひがたかるべし。然るに、わしはほこりが無い、わしは間違ひはせぬ、と獨りがてんなし居る者も、まゝあることなり。心得ちがひと云ふべし。されば、何れも注意に注意して、掃除を怠るべからざることこそ。

註 常住御戒に「わしは懺悔する事はないといへば、いきはないもので」と御聞かせ下さりしとぞ。

人間の數に就て

或時、梅谷様より、仲田様、山本様などに、『人間は、九億九萬九千九百九十九人の人數と、聞かせられるが、中に、牛馬におちてゐるものも、有るとの事なれば、人間の數は、現在ふえてをりますか、又へつてをりますか』と尋ねし處、『そんな事は知らぬから、これから神様へ伺はん』と申して、教祖様の御前に伺ひ、仲田様より、右の次第御尋ね申上げしに、暫し御伺ひの體にて、『それはふえてあるとおつしやる』と仰せられて、それより、其の次第をおきかせ被下には、

『元は、九億九萬九千九百九十九人の人數にて、中に、牛馬におちて居る者もあるなれど、此世はじめの時から後に、いきものが出世して、人間とのぼりてゐるものが澤山ある。それは、とりでも、けものでも、人間をみて、あゝうらやましいものや、人間になりたいと思ふ一念より、うまれ變り出變りして、だん／＼このうをつむで、そこで、天にその本心をあらはしてやる。すると、今度は人間にうまれてくるのやで、さういふわけで、人間にひき上げてもらふたものが、澤山にあるで』と仰せられ、一同感服して、御前を退りしといふ。

動物の進歩に就て

仲田様、山本様、高井様など、常住詰切の先生方は、時々御閑暇も有る事なれば、折にふれて、雑魚とりなどに御出かけ被遊事も少なからず。その時には、教祖様へ御願ひ申上げ、御ひまの御ゆるしを受くるを例とせり。さて御暇願ひに伺へば、教祖様仰せには、『とりてきたなら、必ず煮てわしの所へ持つてくるのやで』とおさしづあり。それから人々勇み立ちて出かけ、やがて、どせう、もろこ、えびなどをとりて、蹄れば直様うまに／＼なし、そつくりと教祖様の御覽に供ふ。すると、教祖様は、其中に就て、最も大きいものをみすまし、お箸に御取り被遊て、

『かういふものに、生れてくるさかいに、人間にくはれて終はにやならん。早う人間に引上げて貰へよ』と仰有つて、御口に入れ給ひ、やがて一回に向つて、

『さあみんな、おいしゅう食べてやつて被下』とおつしやつて、御下げに相成りしといふ。か様の事は、度々ありしと。それに付き或時御咄に、

『かうして、この中で一番大きいものを得心したなら、後は、皆得心する道理やろ。講をむすぶにも、おなじ事やで。一村の中で、大あたまの者が得心したと云ふたら、後は皆ついてくるやろ。よし、ついてこぬにしても、邪魔をする様な事はあろまいがな』と、お聞かせ被下、又、

『生物は、みな人間に食べられて、おいしいなあといふて、喜んでもらふで、生れ變るたび毎に、人間の方へ近うなるのやで。さうやからして、どんなものでも、おいしい／＼と云ふて、たべてやらにやならん。なれども、牛馬といふたら、是れはたべるものやないで、人間からおちた、心のけがれたものやでなあ』と、御聞かせ被下しといふ。

されば、講社のさき／＼より、兎或はきじ、山鳥など、神様へともて来る者ある時は、教祖様は、三度まで御撫でなされながら、『かういふものに生れてくるさかいに、人にくはれて終はにやならん。はやう人間に引上げて貰へよ』と、おつしやつて、一同に御下げ被下しといふ。而して、その時には、必ず『どうぞ、おいしうたべてやつて被下』と、御言葉をそへて、被下しとなん。魚類にても、その通りなりしとぞ。

女子の月經に就て

或時、山本利八さま、教祖様の御前にありしに、『利八さん、そこの方を見ておいで』と、仰せらるゝにより、利八さま、早速外へ出て、其頃は、人のよりつく事をやかましく、差止めらるゝ時故、それに就ての仰せと心得、氣をくばりて、諸所を見廻りたれ共、誰も居らず。依つて戻りて、『神さん、なんにも變りはありません。向ふのどの畑には、かぼちやがなつてます。あの畑には、茄子がたくさんでけました』と申し上げしに、教祖様ひざを打ちて、仰有るには、

『それ／＼、あのカボチャや、茄子を見たかへ、大きい實がなつてゐるが、あれは花が咲くで、みが出来るのやで。花が咲かずに、實のなるものは一つもありやせん。そこでよう思案してみいや。女は不淨やと、世上でいふけれ共、何も不淨な事ありやせん、男も女も、寸分違はぬ神の子や。女といふものは、子を宿さにやならん、一つのはねをりがある。女の月のものはな、花やで。花がなうて實のらうか。よう悟つてみや。かぼちやでも、大きな花が散れば、それざりのものやで。むだばなといふものは、何んにでもあるけれどな、花なしに實のるといふ事はない。よう思案してみいや。何も不淨やないで』

禍神の有無に就て

或時、梶井様など、御前に侍りて、荒神のたゞりありたる事を打ちかたり、まがつ神のたゞりといふ事も全くあるものにや、など、いひあひしかば、教祖様、ほゝゑみ給ひて、『どの様な神もみなある。人の心のりから、どんな神も出来るで、人は神ともいふであろ、又見ゆる利やくが、神のすがたとも云ふであろ。人の心のりから、どんな神もできるのやで』と御聞かせ被下しと。又

『まわり所や、温泉など、山の奥や、海岸のいきにくい様な、へんびな所に多いものやが、ふしぎやなア』
など、物語りし時、

『どんな田舎でも、山の奥でも、人の暮しの出来る様にしてあるのやで』と御仰せありしと。

天地東西南北の事に就て

或時、高井様など、御前にありて、『この地と天とは、どの位のへだたりがあるものならん』と、語り合ひしかば、教祖様仰せには、

『ぢはぢいとしてゐるから、ぢいといふ。てんはてんじかはるもの故、てんといふで。又人間の心のくを以てくもと云ふで。くもがいくへも出た時は、ひくうみえるやろ、一點の雲もなく、につ本晴れといふ日にはなんぼう高いとも、わからんやうに見えるやろ。これが天やで。人間の心も、その通りやで。』と。

天は水、地は火と、聞かせらる。されば、ひくき白雲も、高き青みきりたる空も、皆水なれば、天といふべきならんか、と悟りて、又『東西南北、どの位へだたるものに有之や』と御伺ひ申上げしに、

『人間が両手ひろげてねたごとくや』と、聞かせられたり。人間、両手ひろげてねれば、東西南北、同じ程なり。是れ九き理を、聞かせられしにや。又『地球は、人間の體の如くや。金類の出るは、人間の身にすれば、爪や。温泉といふは、キウシヨのやうなもの、草木は毛の如く、水道は血のすぢやで。おなじ理やで』と、御聞かせ被下たる事あり。げに、おやさまのからだ(体)なりかし。

齋藤織造氏の話

明治□年の頃なり、大阪眞明組、井筒様、今川様など、備中國笠岡に布教し、追々信徒を結成せしかば、笠岡警察署に於ては、大いに注目し、井筒、今川兩氏の落度をあげんものと、しばしば探索を試みしも、元より誠一つの道を説き、人を助くるのみにして、一文の謝禮だも受くるに非ざれば、いつかな、その意を果す能はず。遂に其の本を探らんとて、探偵、齋藤織造といふ者を、遙々大和に上らしめぬ。

然れども、是又悪業と認むるものなきにより、空しく歸りて、其由を復命せしが、眞明組の布教益々盛なるにより、警察は、再び齋藤氏をして、欠點を探らしむ。齋藤氏又、此行き必ず彼を召取らんと、深く心に期したり。

やがてお地場に着するや、備中國笠岡の信徒と稱し、豆腐屋に宿泊して、屢々おやしきに入込み、教祖様に接し奉る。一夜神様の御咄あり。かしこ、こゝにこもりある善男善女『夫れ刻限よ』と、我を先にとはせ集りて、御前に伺候なせり。織造氏こゝぞと思ひて、とり繩を改めつゝ、はせむかひけるに、教祖様は諄々として、此世はじまりの次第より、誠一條の御咄を説き示し給ひぬ。

御咄終りたりとて、人々禮拜、退座するに際し、織造氏は、如何せんと、ためらひ居りしに、教祖様は、突然『齋藤さん』と呼び給ひぬ。齋藤氏は、折々御前に來ると雖も、未だ一度も御意を得たる事なく、己れの姓名をも、申上げたる事なきに、不意にお聲をかけられたるなれば、ぎくりとして、ハツと答へぬ。

教祖様は、再び『齋藤さん』と聲かけ給ひて、『近うよりなはれ』と、仰せられぬ。恐る／＼、おそばに近づきまゐりければ、教祖様、言葉柔らかにのたまふ様、

『齋藤さん、世の中といふものは、様々だすなあ。かねや、太鼓たゝいて、ナムアミダブを唱へて、世をわたるしやうばいもありますなあ。さうかと思やあ、警察といふものがありますなあ。人をくゞつて、人を罪におとして、手柄やと云ふて、これもしやうばいだすなあ。其の警察の中に、たんでいと云ふものもありますなあ。世界で、あれは犬やと云ひますやろ。人と生れて、犬やと見下げられて通らにやならんも、是もやつぱりしやうばいだすなあ。世の中は、いろ／＼のしやうばいがありますなあ』と、聞く齋藤氏、胸に釘をうたるゝ思ひして、即座に、己の賤しかりしを恥ぢ、職を捨つるの決心をなせり。

然れど、その顔色を示さず、畏み謹みて、御禮を申上げ、尙御伺ひごとなどして、御前を下り、翌日は急ぎ、笠岡さして歸りけり。

署長は、いぶかしげに、齋藤氏を迎へて、『どうやつたなあ』と問を起しぬ。『いけません／＼、到底いけません。今川や、井筒でさへ、とらうと思ふても捕れなんだが、とれん筈です。元へ行つて、だん／＼とさぐつて見れば、探れば、探ぐる程、結構な咄や。決して不都合はありません。先づ、あれを／＼とらうと思へば、署長さん、あんたやわしは、先にくゝられねばなりません』。『夫は又、どういふ事や』。『なせと申せばかういふ次第であります』と、御教祖様に承はりし、一部始終の咄をとき、胸に釘をうたるゝ思ひをした事をおべ、夫につき、私は今日限り、辭職と決心致しましたで、よろしく願ひます。

就ては一つ伺ひたい事がある。私は大和の神さんといふ御方に、世界の人間は、ふえてゐるか、減つてゐるか、と尋ねました處が『すべてふえてゐるで。只はわいとといふ國だけは、へつてゐる。七分まで減つて終ふて、今は三分しか残つてをらん』と申された。夫から、日本はいくら、支那はいくら、朝鮮はいくら、天竺はいくら、と悉く人間の數をきいてきました。故に、是に間違ひないでせうか。調べて頂き度い。第一はわいといふ様な國があるのですかと、いふと、署長は諾き、答へて云ふ様『夫は有る。取調べてみよう』とて、後に政府へ對し、伺ふて見しに、齋藤氏が聞取り來りしと、少しも違はざりしに依り、心ひそかに感服し居たりしと。

齋藤氏は決心を實行して、職を罷め、信徒の一人となりて、追々熱心の功を積み、明治□年□□の撥任教師を拜命するに至れり。常に人に語りて『わしは御教祖様に、犬やといはれて、やう／＼、結構に人間のなかま入りが出來て、この様に御徳をいただきました』と云へり。

子供の盜癖おさとし

泉州堺に、昆布を擔ひ賣する、某なるものあり。十年前に妻に死別し、三才になる少女ありければ、後妻をすゝむる人も有りしが、少女をいとしく思ふより、遂に獨身にて暮す事に決し、職人なれ共、職を捨て、昆布賣りとなり、幸ひ、近所に住居する姉ありければ、晝の内は姉に小兒を託し置き、昆布を擔ひて、一里内外の所を賣りあるき、僅かの錢に満足し、可成早く歸り來りて、小兒を愛し育てける。

かくして二年たち、三年たち、小兒も十才をこえれば、二里、三里と遠く出賣りして、時には、一夜位
歸らざる事もあり。かゝる時には、食物も小使錢も、小兒に與へおきて、不自由はさせざりけり。

然るに、この兒、五六才の頃より、人のものに手をかけるくせあり。時々近隣より、彼等の苦情を聞きけ
れば、太く愛ひ居たりしが、成長する程甚だしくなりて、止まん氣色もなく、他人の家に遊ばば、必ず何な
り持ち歸りて、之を食物にかへて喰ふ。

父なる人は、嚴しき意見を加ふる事も度々重なり。今は、可愛の子なれども、我手にかくるの外なし。汝
を殺して、我も亦自害せんと、二階の柱にく、りあげ、泣きつ、恨みつおとしけるに少女も大く感じける様
にて、涙と共に云ひけるは、『妾として、敢て人の物を盗み取らん心はなく、意見せらるゝその度には、決し
て人の物に手をかけじと決心すれども、どういふわけか、人の物を見れば、忽ちその心わきて、思はずも持
ち歸るなり。今日よりは、充分注意すべければ、ゆるしてよ』とて泣けるにぞ、手を下す事も、え遂げで止
みたりける。

然るに、尙も變る事なく、折々不行跡あるものから、如何ともする道なく、なげき憂ひて暮す中、この道
の御助けあるをきゝ出したれば、或日、例の荷を擔ふて、お地場に来り、『神様の御助け、何にも叶はん事
なしと聞きければ、來りたり。この少女の身持を、助けさせ給ふ事は、かなふまじきか』と、事細かに物語
りて願ひければ、仲田佐右衛門様、取次ぎて、此由、教祖様に申上げぬ。

教祖様、仰せらるゝには、『どういふ事も、かなへてやらうが、神のいふ事を守るか、守れんか、きいて
見よ』と、ありければ、其由、昆布賣りに申傳へけるに、『もうく、如何なる事も守ります。三才の時よ
り、茲に十年餘り、男の手で育て上げるは、なみや、おろかちやござりません。それが、人並の者になら
ず、親に難儀をかけるかと思へば、どの様な事も守りますほどに、どうぞ御助け被下』と、涙を垂れて答へ
ける。

仲田様其の由、又教祖様に申上げれば、御話し被下には、

『是は前生にて、御前の妻であつたのや。相當な暮しをして、何不足ないのに、御前が旦那の身でありな
がら、今の子供の通りの事を、して居たのや。そこで、其妻は、何遍泣いて諫めたかわからん。夫に、一寸も
きかぬ故、世間をはちて、情ない人や、こんな事してくれねば、立派に通れるのに、むごい事をしてくれ
と、なげいたり、うらんだりして、それが、つもりく、て、死んでしまった。そこで、この世は、親子とな
つて、そのりが表れて來たのやで。』

と、仰せられしかば、仲田様も恐れ入りて、此由、御教話と共に申傳へけるに、いと感したる様にて、
涙をながして、詫び入り、よろこびて去りたりしに、その後、一月斗り經て、再び來り申しけるには、『其
の後、すつきり止まりて、今は安心になりました』と、深く御禮述べたりしと、實にふしぎの事にぞあり
ける。

助かるものは苦しめるな

金剛山の麓に、穴虫といふ所あり。この信者に徳藏といへる人ありて、信心意りなからしが、或時、河内の國の人、九名斗り相はかりて、徳藏の持山に入りて、木を盗み、見付けられければ、大いに謝し、金を以て、おだやかに事をすましくれよと、たのみける。然るに、徳藏氏は、村人のすゝめにまかせ、神様の教の理をよそにして、遂に訴訟をおこし、九人共、九十日の懲役に處分せられけり。

後、徳藏氏の父、發狂せしかば、徳藏氏大いに憂ひて、教祖様に伺ひ奉りしに、

『たずかる者を助けず、苦しましたる理であるで』と、仰せられ給ひぬ。一れつ兄弟と云ふ理。又互ひ立てやひ、助合ひといふ御咄を聞きながら、間違ひしたるぞ、あはれなる。人の罪をば、このむべからざる事になん。徳藏氏も、大いに恐れ入りて、眞以て懺悔をなし、やがて、父の病も治まりしと。この徳藏氏の弟某は、河内の柏原なる呉服商の家に養子して、信心最も深く、大縣友教會の役員に成り居るとぞ。

胸の働氣は神の笑や

村田おゑい様、或時、ドッキがつのり、困りしにより、教祖様へ申上げて、御願申せしに、

『どうきハナ、神さん、むねがわからん〜といふて、わろてゐやはるので』と、御聞かせ被下、恐れ入りて、御詫び申上げしと。

別席傍聽漫筆

清水先生

正直はすなほなる心、何事につけても、はい〜といへば、すなほな人やといふ。神様の仰有ることを、うたがひしんがあつては、はい〜といふりではない。うたがひなくして、西をむけといへば、はいといふ。東をむけといへば、はいといふ。はい〜といふ心の理には、はひあがるといふ理があるでと仰有る。すなほなる心の理が、身に徳のつくもと、身があがる理であるほどに。

親が子を苦しめる様な事はない。わるい子ほど、おやはかはいやろ。なせなれば、その子のゆく末をあんじる。あんな事では、さきがなあ、あれでも、よめにやれるやらうか。むこにゆけるやらうか。さきはどうなるやしらんと、それ、よのめもねられず、その子の事をおもふといふ理は、これはいい理である。そこで、一つ、いけんもせんらん。

神さまも、その通り、いちれつ、かはい〜とおぼしめす親様である。なんの、にんげんを、にく〜てなやめさうな事はない。又さいなんにあふといふ、みな、神様がかはいいゆるのいけん。かならず、わづらは

すのやない。なやめるやない。こまらずやない。こまる、くるしむ、なやむ、わづらふといふは、皆めい／＼の心、めい／＼の心が、わづらふ、くるしむ。それはどういふものなら、おやが、わが身おもふての、いけんやといふ事が、わからんから、心にふそくのおもひがはなされん。そこで、ふそくに、ふそくかさねて、つらい／＼とおもふころが、くるしいのや。なやんでゐるのや。

あゝ、親がわが身の爲めに、いけんしてくださる、とおもへば、けつこうとおもふて、一つあらためかへる。いさんだ心の理をもつて、心のまぢがひをとりなほす。さすれば、心に、わづらふ、なやむといふ理はない。即ち、人間の子供でも、すなほなものは、親のいけんを、ありがたいとおもふから、いけんせられても、却つて心がうれしい。わがまゝものは、親のいけんをにがい事に思ひ、ひどい事に思ひ、おやをふそくにする。それいけんせられるたびに、心はわづらひ、なやみ、くるしんでゐる。

こゝをようしやんして、おやは子の不爲を思ひ、子をこまらせる、おやではないといふ事を、悉くして、身上のいけんもけつこうと思ふ心を、さだめにやならん。そこで、それ、身上ふそくなりても、うづかす、いためず、やめず、ありがたいと云ふ理がある。

あれほどのもの、よういたまぬことや。ようまあ、うづかぬなあ。なみのものなら、うづかにやならんに、けつこうやといふやうなことは、よく、みせてもらうてもゐることや。

これが、いけん、ありがたいとおもふて、心なやめぬから、いたまぬ。なやまぬといふ理であるのやで。難にあふても、その通り、心をいため、心をわづらはぬやうにするがよい。

人のこと、わるくとらぬやう、わるくおもはぬやう、わるくとは、人をふそくにして、ふそくの理を、こゝろにこしらへる理である。世間には、人の事を、かさをかけていふものもある。よきことに、かさをかけるのは、すくなくて、わるい事に、かさをかけるものがおほい。これもわるくとするからである。人のこと、ふそくにして、わが心に、ふそくの理をこしらへては、大きなそんである。

一軒の家にするといふと、一人が、一寸つまらぬ顔をしてゐると、何がきにくはんで、そんな顔をするのやといふ人がある。これは、わるくとつたからである。どこぞわるいのかへ、といふてこそ、親子、兄弟の理である。

又膳にむかつて、わるい顔をしてゐるといふと、はらでもいたむのかへ、きぶんがわるいのかへ、かゆでもにてやらうか、といふ。これよくとつたのやから、そのあひだに、ほこりの理はない。しかるを、何がふそくで、たべられんか、とおこるやうにいふ、それ、ふそくの理をこしらへてゐるのや。つみをおこしてゐるのや。それでは、かたきのなかのやうなものやで。人の事をわるくとらんやうに、よくとれば、つみも、ほこりもないで。

此の身上かやしても、心はわがの理ゆゑ、きえてしまふものやない。これが、たましひといふものや。たましひは、まんごふ、まつだいのものである。そこで、身上かやす理を、世上では、死にゆくといふのであ

る。けれども、死にゆきてどうなるかといへば、又、かりものかりて此の世へ出るのである。そこで、人間一生を、ごくみやすく、さとりやすく、おきかせくされた事がある。

それは、どういふものなら、いんねんと云ふもちこす處の理、一日けつこうにくらしても、晩がたになりて、兄弟や夫婦の中で、つみつくるといふ事がある。したならば、あすのあさ、互にこゝろもちがわるくて、ものもゆはんといふ事になる。中には、一日も二日も、ものをゆはん。顔をみても、にらみやひで、通るやうな事もある。この理、はどこから出たか、なにがさしてゐるかといへば、皆わが心がしてゐるのや。心の理が、のこりてあるからの事や。

人の一生終りて、生れかへる場合にも、前生の理をもちこすといふは、このどうりであるで。ゆゑに、このよのことは、このよではたすやう、のこす理は、よき理をのこしてゆくやう。

夫婦といふ理は、地と天をかたどりてあるといふ。地があるで、天といふ。天があるで、地といふ理がある。夫あつて、女房といふ。女房あるで、夫といふ。天は高くして上、地はひくくして下である。天地だきあはせの世界と仰有つて、其の中に、人間はいきてゐる。一軒のかぞくは、夫婦が心のだきあはせの中に、くらすこと、おなじ一つの理である。夫は女房をよびすてにする。女房は、はいくくと夫の云ふ事をきかねばならん。

それひくい、高いのりは、いふまでの事や。なれど、是れ、天地の區別がある如く、それだけのくべつがあるまでのことで、いづれがなくとも、どうもならん。さすれば、五分々々でゆかにやならん。

天は水、地は火と仰有る。男は水の如く、女は火の如くやから、火がつのればやけにやならん。水がつのれば、ものがくさるやろ。いづれく、五分々々で日々と云ふ。この理よう、きくわけたなら、うらくは、むつまじうをさるるで。

今までも、手を合はせて、をがむと云ふ事は、をしへてあると仰有るが、今までのしんじんは、手をあはせるまでのしんじんで、その理がわからん。此の度は、その理をしへてくださる。どういふ理なら、五本のゆびを合せて、五分々々といふ。五分々々といふは、夫婦の中も、互にたてやふといふ理である。

それ、もちつ、もたれつ、たてやふたら、たすかるにちがひない。女房が夫を尻にし、夫が女房だからといふてふみつけにして、わがまゝをつのらすといふやうでは、たてやひではない。いくら、手ばかり合せてをがんでも、なんにも、うけとる理はありやせん。手を合はせる理の通り、日々心合せて、五分々々に理をたてあふといふ理がなくば、此れ、しんくにはなりやせん。

教祖様が『わしは子供の時から、いんきふものやつた。人よりの中へは、ちつともでる氣にならん。だものやが、七十一にもなつてから、たつてをどるやうになりました』と仰有つた事がありますが、こら、おかぐらをおはじめになりたる事である。御幼少の時より、あそぶと云ふ事は、更になかつたお方である。

から、いんきなものをやつたと、仰有るけれども、御心はといへば、なんにも、いんきやと云ふて、きがふさぐの、おもしろくないのといふ事はない。十分たのもしい、うれしいと云ふ、御心で有りたるに違ひない。たゞそのたのしむ所が、なみ／＼の者とは、ちがふからの事であるのや。

又、わしは、日々神様の仰有る事といふたら、一寸もそむく事は、ようしません。たべてゐるものでも、たべるやない、と仰有る時には、少しもたたくはない。又、たべよと仰有れば、いくらたべてもけつこうにたべられるで、どんな事でも、仰有る通りに、さしてもらはにやならんと、おきかせ被下た事がある。實に、すなほな御心で、おありなされたのです。そこで、すなほな理がかみや、とも仰有るのであります。

十分は、こぼれるといふて、十分のその上は、こぼれるといふ理がある。こぼれては、けつこうとはゆへん。こぼれては、こぼれたゞけは、むだであるほどに。そこで、身上の道具も、九ツかしてある、とおきかせ被下。そこで九のどうと云ふ。

梶 井 先 生

世の中に、天狗々々といふて、何ともわからぬものがあるやうに云ふて居るが、そんなものはありやせん
のや。また、天狗の魔風といふ事もいふやう。又一方、こうまんのつよいものをさして、あのものは天狗を
してゐるとか、天狗になつたとかと云ふやう。それ、よくに、こうまん、悪氣にあくきがかさなるで、そこで天
の苦となる。

今一戸の内でも、たとへば、二人三人の子供がある。一人は正直にたちはたらき、孝行なものや。一方は
働きもきらひで、横着、放埒なものやとなると、それどうも治まらん。そこで、子を思ふ心であるから、心
を苦しめるにちがひない。それ、子供の放埒が、親の苦である。その苦はどうなるかといへば、つもりく
て、親の口から、どんな事をふきだすやしれん。ふき出す言葉は、是れ風やう。そこで、天の苦が發して、
ふきあれるから、天狗のまかせといふのやで。

昔から、二百十日は厄日やといふて、心配してゐるやう。このみちがたつぷり、かたうについたなら、厄
やの、難やのと云ふ事は、ありやせん。二百十日もなんにも、しんばいはいらんと聞かせらる。二百はた
つぷりとさとり、十日をかたうとさとり、たつぷり、かたうついたらんと仰有るのや。

火は火や、水は水や、何でもないと、おもふてゐてはちがふ。火と水とは一の神。なくてはならんもの、
一つ。まらがふたら、どうにも、かうにも人間の力でふせげん。こゝをようしやんせよ。

さあ、さうなつてきたら、いかにがうよくでも、悪氣ものでも、そんな事どころではない。なんにもかもわ
すれて、まづ第一に手を合はすやう。さあ、手を合したら、なんと云ふ。ナムといふ言葉がさきへでるやうが

な、ナムは親々やで。いかな大水も、大火事も、大風も、皆是れ親のいけんやから、知らずく、親を呼び出して頼むといふは、佛法と云ふものを、人間の心やはらげる爲に、をしへておいたのやでと仰有いました。

教祖様が、かうやつて御きかせ下されたことがある。『五本の指の双方とも、親指をおまはし遊ばされ、今までは、この通り、おやがはたらいてゐた。そこで、何のしんじんでも、りやくがあつたやろ。これからは、（親指を手のひらへつけて）こんなものや。しんじつのをやはこの屋しきへとまづつてゐる』と。

辻 先 生

世界悪氣やから、われもわるい、これもわるいといふて、はねてしまふたら、のこすにんがない。そこで、心さへ、ざんげして、たてかへたら、どんなものでも、皆たすける。是までのことは、大難小難として、皆ゆるしてやると聞かせらる。

大社、高山とりはらひ、心の高山とりはらひ、心のたかびくないやうに、心ろくじに、ふみならず、神のおもわく。

目、耳、鼻、口、両手、兩足、男女一ノ道具、この九のどうぐは、皆それく使ふ道がある、つかひやうがある、今の世の中は、つかふべきやうに、つかふ事もあるが、又さかにつかふ事も、にちくたくさんある。ちやうど、きかいをさかにつかふやうなもの、どうしても、そんじにやならんが、理である。くるぶてくるが理や。

一代つくした理は、末代の理にうけとるといふ、親がつくしておいて、その子に、あくいんねんふかき理があらはれてくるやうでは、神の道も、教祖の教もありやせうまい。そのやうな道は、必ずないほどに、親がつくした理は、子供まで孫までも、皆うけてゆく。

斯の道は、人間心でいける道やない。天然、自然になりたつ道や。慶應二三年頃には、常住御咄になつた。千里つゞいた敷中を、針のとぐわで、道をひらくやうな心で通れ。この道は、山中のはえこもつた所に、道をつける。ふみしめ、たゞししめして道をつけるから、道がひまどる。ごもく、かきのけ、柴きりはらひ、どんな大木でも、じやまになるものは、きりはらふてしまふで。なんば、ひまどつても、つけきりにやならん。じやまになるものは、どんな大木でも、大石でも、とりはらつて、つけとほすといふ、神さんのおもわく、まあ、なんでも、えらい天の思わくですな。

教祖様がな、『この屋しきへでくくるものは、むりに去ねとは云はへんほどに、なにごとでも、わが家の事とおもふてつとめたら、わが家の事になるで』と、仰有つた。又『つかひよい道具は、さいしきに、

いしきをしてどうしてなりともつかふで。

なれど、つかひがつてのわるいものは、さらでもつかへんで、どうもしやうない』と、きかせられる。な
んでも、すなほな心以て、神様の云ふ通りの道を守つて、しんめうに、つとめにやならん。おやがつくして
おいたら、子のでゝくるのを神がまつてゐる。おやが道にそむいたら、子がでゝきてもよこむいてゐると、
仰有る。

よつて、つくした理は、一代ぎりやない、子孫につたへて、末代の理や。よつて、なんでもしんじつをつ
くさにやならん。

おかくれの二三年前に、まあ、かへすゝも仰有つたな。『一トかたけもたべるに、たべられん、一日も
くらしかねる、なんじふ助け一のもよふ』といふ事を、かへすゝも仰有つた。

せかいでは、上のものは、兄や、姉とせんならん。こやけやひにん同様のものは、一ツチのすそ、おとご
とたとへんならん。おとごのなんじふを、兄や、姉が、助けにや、助かりやせん。此のなさけ心がないのが
神のざんねん。なんどき、どんなりツぶくがあらはれるやしれん、と仰有る。

しんしやうもちや、田地持ちが、小作人や、借家がりを、いぢめて、むりなねんぐをはらはしたり、やち
んとつたり、ひどいく事をしてゐたら、どんな神のざんねんが、はつするやらわからん。なんでも、その
日ぐらしや、くふや、くはずのものを、かはいさうや、きのどくやとおもふて、助けてやつたら、おやがな
んば、うれしい事か、人間の親子から見ても、同じ事や。

『心のでなほしたら、身上のでなほしたすけるで、心のたてをかへたら、身上のたてがかはるで、をつと
一人たてるが、女のしようじようやで』と常住お聞かせ被下た。

増 野 先 生

ほんふ心には、八つの、こゝろまちがひの道がある。ほしい、をしい、かわい、にくい、うらみ、はらだ
ち、よく、こゝろまん。これが八つのこゝろまちがひ。神様の心にこれはかなはん。きたなきものを、ほこり
にたとへて、はなしする。このほこり、身のうちへつもりかさなる。それゆゑに、身のうちへ神がいたりこ
んで、はたらく事できん。人間も同じこと、ほこりだらけのその中で、きれいなはたらきでやうまい。神は
尙更の事である。

教祖様は、山よりも高く、海よりも深き、たとへるにたとへられん、たふときこゝろのうを、この屋しきにつ
みかさね、そのこゝろのうのりによつて、日本國中すみゝも、ばんこくまで、天理王命で名をながし、天
理王命と、一こととなへて、たすかるは、皆教祖様のおかげや。その教を聞き心にをさめて、道を通り、め
んく身のかなはん處を、御助けをいたゞき、しんと心のりがよりあつまりたるも、皆教祖様のたまものや。

教祖様御存命中は、やみのみちや、やみの道には、こゑはきけども、すがたはみえぬ。かういけば大道へ
でるぞといふ、おはなしは、たしかなこゑをきけども、でるやら、でんやら、わからなんだ。その中から、
そのこゑをたよりに、しんじつ、しんの心をはこんだものが、けふのけつこうを、見せていたゞくやうにな
りましたのや。

釋迦に、大婆太子に、守屋といふやうなもので、佛法の聖人といふやうな御方でも、どうもならんことに
は、夫々敵としたものがある。なやめておいたものがあります。それやから、理がつゞかん。つゞかんのが
理である。この道は、此世のためのをしへ、と聞かせられ、たてながしの、きりなし道と仰有る。

教祖さまは、たゞ助けるといふ一方で、だれ一人敵としたものはない。てきとしたものがないのみならず、
己が子二人の命をすてゝも、人を助けたい、親子三人の壽命に、きりついで戴きたいといふ御精神でありま
す。この理は、深き／＼の理であるでと、聞かせられた、またようしやんをせんならん。

心にまことあれば、すまゝたにゐたかて、神が引き出すで、また、まん中へで、どん／＼、やつてゐて
も、さあといふ時に、ほつとくものもあるで、と聞かせられます。

心のまこと、身にあらはして、にち／＼つみあげ、月々につみあげ、年々つみあげて、天然自然の道とい
ふ。

教祖様が、仰せらるゝに、八つのほこりをとるのは、たやすいものやで、此の障子のたてつけが、はしらも
まつすぐなら、障子もまつすぐで、びたりとそふやろ。

けれども、しきゐの講に、一粒の豆でもあつたら、たてつけがそふまい。そんなものやで。この豆さへと
つたら、ようあふのや。八つのほこりをとるのは、この豆をとるやうなもので、むつかしい事はないでと、
聞かせられました。

十年の信心を、一年でするものもある。又一年のしんじんを、一日一夜でするものもあるで、と神様の仰
せてございます。

人からみれば、あんな事で助からうかとか、又は、もうとても、あれではむつかしい、といふやうな所で
も、思ひがけなく御助けを頂く事が有る。あれが、まあよう助かつたなあ、いふやうなものや。夫れ、十
年かゝるしんじんを、一年にちゞめたか、一年の信心なら一日一夜にしたやうなものや。ふしぎなりやくを
受けたら、人がみて肩かんやうでも、心の誠が届いた證據ですな。

教祖様御存命中に、御前へ伺ひますと、常住おさとし被下しましたが、

『いまはるばると、はこぶのは、くらうの中やろ。なんぎの中やろ。なれど、まだ、火の中も、水の中もあるで、火の中や、水の中を通るのに、又よこあひから、はりでつゝかれるやうな、道もあるでなあ。どんな道がありても、ふんばるのやで』と。

『講元は、講元だけの理がある。周旋といへば、周旋と云ふ丈の理がある。また、それだけの理がなくなれば、なろまい。そこで、又講元の中の講元もあれば、しうせんの中の、周旋もあるで、この理ようきゝわけてくれるやう』と、聞かせられました。が、人間子供かはいゝといふ理から、親自身よりも、子供を大身にしたいと、思ふがあたりまへ。

講元は、親や。周旋、信者は子供のやうなもの。そこで、講元となつたら、自分よりまされるものを部内より出したと思ふ心でなくば、そだてられん。人の目から見れば、講元より周旋の方がどんとすゝんで居ると、思はれても、進んで居る子供を作り上げた親は、猶更優りて居ると云ふは、理の當然であらう。又よい子を持ち、しあはせの親や、といふやうなものでありませう。

心で思ふて口のさきへいひならべてゐること、一つ、こゝろに守つてくれねばならんと仰有る。

喜 多 先 生

難儀さそう、くらうさそうとの、親様の心はない。なれど、その道中、道すがらといふ理には、くらうかんなんもせんならん。どんな道も、通らんならん。くらうがたのしみや、けつこうや。末代のこるけつこうなる理は、くらう、かんなんの道より外にないで。くらう、かんなんが末代のはなしのたね。まつだいのこるこうのうやで。

人間は、はだかで生れて、名もなきものや。家も、倉も、きものも、みな神さまのお屋しきにあるのや。せかいを神の屋しきと、とらんならん。神の屋しきへ、名もなき、はだかで、ほぎやアと生れさしてもらふて、もつて出るものは、前生でつかふてきた、心のりだけや。これをいんねん、もちこしといふのや。そのいんねんのりだけ、前生の心の理だけ、それ、しはいをさしてもらふのや。せんぞがわるい心をつかふて、よく、一方でためた處へ生れてくるは、それだけの心を、前生でつかふたものや。

そこで、皆やんではたした理、なんに會ふてなくしたり、ほこりでためたものは、どうでも、かうでも、ほこりの處へしか、でやせん。よい事して、人からよこんでもらふて、でけたかねは、皆人のよろこぶところ、わがも、うれしいおもふやうな處へだすやう、つかふやうに斗りなつてゆく。これはいんねんやで、せかいでも、いふてゐる。だから、さかつて入るものは、又さかつて出るといふてある。

命あつてのものだねといふてある。身上が元や、金銭は二のきりやと聞かせらる。今、かじやと云ふたら、だせるだけはだしもしやうが、身上のやけるのもかまはず、出す人はありやせん。大水やといふても、そのとほり、ぬすどがはいつても、命が大事やから、をしいとおもふかねでも、皆出してやりませうやろ。

なやむところも同じ事や。早く二のきりををしますに、ほどこしして、身上を助からにやならん。それに、をしい心がつよいといふは、ちやうど、やけじぬのもいとはず、金をだしてゐるやうなものや。をしいとおもふ、金銭たからのこりて、身をすてる。是れ心通りやろと仰有る。そこで、二のきりをもつて、身の難、助かつたら、是れが大なん、小なんといふりやで。ようきゝわけよと仰有ります。

よその人が、教祖様につげぐちする人がござりまして、おうちの事、だれそれ、どういふて、かういふてると、さまゝの事を申上げた。そこで教祖様、仰有るには、

『神さんな、そんな事、きくなゝと仰有るよつてな、そんな事いふておくれるなら、もうきておくれなへ』と仰せられて、それからあとで、そばのものに仰有るには、『あら、ほこりのちやうちんもちやで、よその事、もちこむものは、又もつてでるで。中ごと、わるつげはほこりのちやうちんもち、と神さん仰有るで』と、御聞かせ被下しました。

『多くよりくる、かへつてくる子供のその中に、荷造りして、車につんで、もつてゆくやうなものもあるで、又ふるしきづゝみにして、せおつてゆく人もあるで、又やぶれふるしきに、一ばい、いれてきげていく人もある。内へかへるまでには、なんにもなくなつてしまふやからもあるで』と、御聞かせ被下た事がありませう。

百十五才存命では、道がおくれるゆゑ、壽命を天へ差上げて、九十、九がなるといふりて、九十才で御かくれ被下しました。

深 谷 先 生

ちひさな心でおたふんには、ちひさいはたつしきやできやせん。大きい心をもつて、眞實の道をはたらくやうに願ひたい。

教祖様がきかせられましたか、

『せかいには、ころつきものといふて、親方々々といはれてゐるものがあるやろ。一寸きいたら、わるものゝやうや、けれどもな。あれほど人を助けてゐるものはないで。有る處のものをとりて、なんぎふものや、こまるものには、どん／＼やつてしまふ。それで、なんじふが助かるやろ。そやつて、身上もようこえて、しつかりしたかりものやろがな』と仰有りました。

ほんまに、それに違ひございませぬ。あツちからも『親方どうぞ』、こつちやからも『親方どうぞ』といふて、ねだりにくる。『おうよし／＼』といふて、あるだけはどん／＼だしてやつてしまふ。くはずに居たり、きずにゐたり、する事はなんぼあるやしれん。それでも頓着しやしません。ちひさい心で、そんな事が出来ませうか。

それ、お道の理をきゝわけて、つとめるものは、なほさら、大きい心をもたにやならん。あすにちをあんじてゐるやうな事では、をしい、ほしいもとれやせん。

高 井 先 生

身上があるで、くふものはじめ、萬事いりようである。み上があるで、田地、田畑、金錢をも、ほしいといふのやらう。そこで、ばんぶつは、身上につきそへてかしたものと仰有る。身上をかりて、その上よろぶの財をまうけえたるもの、こしらへたるもの、心ばかりでは、何一つもでけやせん。この理、ようきゝわけねばならん。

六千年ち、ゑのしこみのあひだには、國さつちの命に、人間の生體うけさして、ふぢや、かつらの、やうなものさいて、きものをおらする事ははじめ、大斗のべの命に、人間生體うけさし、いりこんで、りふけたべものを、つくる事をしへ、くもよみの命に、人間の生をうけさし、人こんで、たべる道ををしへ、月よみの命に、人間の生をうけさし、人こんで、木竹を以てすみかを造る道ををしへた。聖徳太子も此の神様のたましひと聞かせらる。

教祖様仰有るには、『わからん子供がわからんのやない。おやのをしへがとぞかんのや。親の教が、すみ／＼とといたなら、こどものせいじんがわかるであらう』と、くりかやしく、何萬べんとも數かぎりなく、きかして下された。おかげによつて、わからん人もわかり。助からん人も助かり。なんぎする人も、なんぎせぬやうの道をつけ下されたもの。

なんぼしふいかきの本でも、きりて、あまい木をついで、そこへにくさへまけば、木がつくのであらう。しぶがきそのまゝでは、だれしもきらふであらう。ひともその通りで、しぶがきのやうな心では、助かる事はでけん。あまがきのやうに、人にすかれる、よきあぢの心にすりかへて、ねがへば、さづけのいくて、木がつくやうなものやで。

板 倉 先 生

身上は助かつても、たすからいでも、神様の御恩はむくいいます、といふ精神がたまたまつたら、是れをかりもの、理がわかつたと云ふ。身上がたすから、なんたら、まあ、つくすことはやめぢや、といふやうなしんじ

んでは、かりものゝりがわかつたとも、又しんじつのおやさま、といふ理がわかつたとも、ゆはらせん。

思ひごとなへてくれたら、これだけの事しますといふのは、せかいなみのあくにんでも、そのくらゐのちかひにする。神様の御道をきいたものが、そんな事では、助かる事はでけん。

しかるに、御助けをさしてもらふもの、とりつぐものからして、こんどだれそれは、あれは、あれだけのしんじつさだめたから、三日の中には御助け下さるやう、なごといふて、よろこんでゐる。ちやうど、みちをしらんものどうしが、よつてはなしやうてゐるやうなもの、神がはたらくに、はたらけんと仰有る。

盡したものにたべさしたら、内のものはふえるで。つくしもせぬものにたべさしたら、へるぞよと仰せられた。

助けて貰ひ度いといふ心あつて、たすけたいといふ心がないから、助かる事がでけん。なんぼ咄きいても、都合のよい事は守る。心にあはんことは、理はわかりながら、心でひねりつぶしてゐるから、たすからん。しらん間は、ゆるしても置くけれど、しりながらまもらにや、どうあつてもゆるせんと、仰有る。

人を助けたいといふのに、なんぎ、くらふをいふてゐるやうな事で、助けられやうか。人を助けるといふには、あぶない所も、なんぎな處も、くらうもいとはず、かからにやならん。さうして、かゝつた處で、

その心の誠を、親さん受取つて下さるからして、なんぎして、はてさうな所も助けて被下、ちやうど、いばらの中も、ふち中もいとはず、人を助けるなら、神様が自由下されて、けが過ちもないけれど、自分斗り、らくな道通りたい、といふて、大道のよい道通り、たまさか、ふと、小石にけつまづいて、けがしたり、道ばたの花に、心をうばはれて、ふみかぶつたりするのも同じこと。

人は一代、名は末代。このうのこすで、名といふ。ひとりさんざい、だいきらひと仰せられた。

増 井 先 生

こゑがでゝも、したがまはらねば、ものはゆはれん。したがまはりても、こゑがでねば、わからせん。こゑもで、したまはりて、ものをいふ事ができても、みゝがきこえんでは、人とはなしをする事ができん。ものもゆはしてもらひ、又人のものいふ事も、きかしてもらふといふは、これは、かしこねの命様の御守護。

かたきのものをも、かたきとするやないで。さぶいときであるならば、あたゝかいものをこしらへて、あ、おさぶくございますでせう、これをおあがりなされませ、といふて、出してごらうじ。なんぼかたきやといふても、かたきのやうにできやせん。

作

文 (其の一)

誠といふことに就て

世の中のあらゆるものは、皆天つ理のうちに、ならぬものなし。天つ理によりて、百千の鳥もうたひ、春秋の花もわらひ、天つ理によりて、山野の獸もいき、又は草木も青みたり。これに従へば、ものにつけ、ことにつけ、ならぬことなく、これに違へば、ものとして、こととして、またき事なし。されば、何事も、天つ理に違はぬといふ事を辨へて、わざなさむには、これなん、人の誠とこそ言ふべけれ。

古より仁に、義に、忠に、孝に、貞に、この誠をあらはしたる人、澤山に聞えたり。されど大方は、皆『國亂れて、忠臣見れ、家不幸にして、孝子出づ』の、諺の如きものなりけり。夫れ、時に觸れてあらはるゝ誠は、しんに眞心ありて起るとは云へ、中には、譽を希ふて、かゝらふもの、少しとせず。かゝる、うはべをのみ、かざる偽り、誠の世の人の心の中に潜み居りては、又いつ亂の起るやも斗られぬぞかし。今の世の中を見れば、皆々、さなりといふにはあらねども、ものごとにたけたる人は、よしあしを辨へながら、政の權にふれぬことを、はかりても、天つ理を顧みず、ものごとにとりては、おのれをのみ好かれと祈りて、

他人はいかになりゆくとも、心に掛けず。是を心にかけてざるのみならず、たはれん者をば、おしたはさんと思ひ、すべて誠といふ事は知らぬ勝ちなり。

かく言はゞ、井に居て大空を仰ぎ、大空、小さしと云ふも同じ事なり、と云ふ人も有らん。もし、しかいふ人ありて、そが言に違はざらんには、いと悦ばしきことになん有りけり。されど、前に陳べたる如き道をすて、徳を忘れたる人々に、教てふものを用ひて、天つ理を心にしませ、肝に徹して、時にふれてあらはれし誠を、ゆくさきは國亂れ、家衰へるなどの如き禍ひの、及ばぬうちに呈はすことを斗らば、如何にと思ふに、なん。

本部の隆盛を祝す (假名春峯生、道の友第七十六號に載す)

余輩は本誌、第七十四號に於て、教會信徒の統計表を見、その多數なるに驚きしものなり。三百二拾萬八千百十三人の信徒と、千二百二十六ヶ所の教會とは、予輩の推想外なる數にして、本教の斯の如く擴張なりしは、誠に祝せざるべからざるものなり。

然りと雖も、退いて、熟々考ふれば、千數百の教會に、果して一人宛の教祖を學ぶものありや。三百餘萬の信徒、果して、悉く、教理を修むるものなるやを、問はざるべからず。

固より、少數ならざる信徒教師の中なれば、如何なる悖徳の現出せんも、止むを得ずと雖も、抑も、又之

を總括し、之を養成するの局に在る者、深く注意せずして可ならんや。

身、教導の任を負ひて、徒らに自家の業に之れ従ひ、布教、傳道に心なきものも少しとせず。是、或は自活の道に窮し、或は任に堪へざるを憂ふるの致すところ、又、大いに恕すべしと雖も、苟くも一教會に長たり、役員たり、講社の擔任教師たる者にして、或は朝寢を好み、或は美食を選び、時に酒興に亂れ、女色に耽り、放逸に流れ、奢侈に馴れ、その弊や延いて信徒に映り、其果や、信徒惣代の不平となり、不満となりて、紛擾絶ゆる間なく、遂に職に在るを許されざるに至り、若し僥倖にして、人の責めを免るゝあれば、聽て神明の冥罰を蒙りて、信徒の感情を傷け、世人の惡評を招き、獨り自己一身の不名譽、不信用のみに止まらず、斯の道に、大障礙を施すものに至りては、矣んぞ、之を黙々看過すべけんや。

現今布教師として、全國至る所に、教義を擴張しつゝある數百千の教師は、固より、純直に、教理を遵守する、熱心篤志の者多かるべしと雖も、又時々、道に悖り、道を擾るの徒無きを保せず。甚だしきは、當に、前陳の不品行あるのみならず、妄説を吹聴して、財を勧め、教義を利用して、己れを利する等、自己の糊口に窮して、不期の惡策を案出し、眞信の徒を蠱惑して、迷信の誹を被らしむるに至るものなり。豈、慨嘆に堪ふべけんや。

然り而うして、斯の如き僞教師と雖も、嘗て一度は、教祖の遺訓に感激を與へられたる者なるやも斗られず。其素志は、必らず、道に悖るの惡意ありしに非ずして、諺に、所謂「咽喉過ぐれば昏忘る」の類たるも多かるべし。若し、夫れ、教師を辱ける、教祖の遺訓を背棄し、深く此に意を用ひて、教祖の遺訓を背棄し、躬行怠るなく、教説至らざるなかりせば、或は此弊の生せざりしやも知るべからず。上の爲す所、下之に倣ふは、古今の常例にして、上澄めば、即ち下澄み、上濁れば、即ち下濁る。今教師に、不正不徳のものある之を責めて廻らば、果して何れにか歸せん。嗚々。

抑々教師の純直端正なるは、教理の純粹、正數なるに職由すと言はざるべからず。今若し、不正不義の教師多からんには、誰か、教師の非を鳴らすのみにして止まんや。教理を邪視し、教祖を蔑視せらるゝも、實に止むを得ざるなり。されば、教の祖、眞道彌廣言知女の命は、御齡四拾壹歳にして神憑り給ひしより、九拾歳御逝去に至るまで、未だ皆て一日の安を渝みし事なく、一度の神意に背きし事なし。五十年の長年月間、終始一日のごとく、諄々説く所は、先づ身に行ひ給ひ、以て人心の龜鑑となり、教理の標準となり給ひぬ。言行一致たらしめんとは、素より教祖の期し給ひし所、只に、勸善懲惡を口に唱ふるのみならずには、何ぞ殊更に此教法を始め給はんや。

今假令、四千萬の同胞、皆本教の信徒と成り、國神を拜すと雖も、其名而已にして、惟神の大道に導き出づるを得ず。遷善の實、擧がらざるに於ては、從來の教法と、何の撰ぶ所ありてか、神明の意、教祖の志に、適するを得ん。斯道愈々隆盛に、教義益々擴からんことを恐る。事大なれば、之を理する者、又大器ならざるべからず。幸に、本教信徒總括の路に當る君子の熱誠に由つて、三方有餘の教師、悉く教祖を學び、三百餘方の信徒、皆教理を遵守し、宗教中に豁然頭角を露すに至らば、今後信徒の増加を見ずと雖も、又實に大觀せざるを得ざるなり。冀くは爰に至るを期せむ。

慢じ安き凡夫心 (假名春峯生、道乃友第七十八號に投ず)

己れ未だ年ゆかぬ比、たらちねの、親にもかはらぬ恩ある人の、言の葉に隨はざりし時、人の過ちはくさく、多かる中に、己れを事たりしものと思ひて、人をさげすむ傲慢の心ほどいみじき過ちの本はあらじ。此心ありては、如何に才長けたりとて、事を成し遂ぐるは難し。謹みてな忘れぞと、すがのねの懇ろに諭されしことの、眞綿もて、首絞めらるゝ心地して、正しく肝に彫りつけられければ今尙忘れ難くて、人の過ちを見る毎に、一辭千金よと思ひ出づるになむ。

黒髪の長き年月、病付きて樂の印更になく、くすしはヒをすて、小舟よりつく島も、大舟の頼みも絶えて、息の緒の切るゝは何時の味氣無き世にこそあれと、かこちがの涕に濕める、やれ余かはく望みはさらゝに無かりしものを、玉ちはふ、神の御幸を被りて、本つ教の正道は、斯くなるものと、可美路の道を聞知り、劔大刀、利心慥に大神にもたれにければ、なまよみの甲斐はありけり。秋草の結びし紐を解くがごとく、身のいましめの解けにけん、口に味ふ穀物起伏立居村肝の心になんひ、いつと無く、本の姿の身となりし此娼れしさ、はたくらべむものこそなけれ。これといふは神の御徳に外ならず。

尊かりけり天つ神。畏かりけり天つ道。いで、今日よりは大神の稜威か、ふり、正道を人に傳へて、嶋津日のまが事あらば、煩の大人の煩ふものあらば、尊ねらとめて神直日直し得させであるべきやと、まよき世、

ふとま心の眞心をふり起して、西に走り東に馳せ、教を傳ふる其心を、眞神の助け給ひて現著なる靈驗あるものから、貴き人ぞともてはやされ、まことたのもしき心底なりしを、月を重ね年をふるまゝに、教の務を身に帯びて、千里の遠きに行き通ひ、多なる人の上座をしめて、教をたくてふふさはしからぬ身となりつ。

神の貴き御力もて、それも事なく勤まりゆけば、此上なき身の幸にてありながら、人の心の淺間敷も、いつとは知らず稜威てふ事を打忘れ、己の力もて、事たりつると思ひたがへて、ほこる心のみちゝぬれば初め定めたりし眞心は、とくに消え失せて求むべくもあらず。人を侮り、さげすみ、大神の己れに垂れ給ふ御幸は尙ほ足らず、何事も、己が思ひの儘にせではと、非望の心をさゝ止め難く、人々と論ふ事の絶ゆる間も無きに至るものから、やうゝに人にうとまれ、うはべは、敬はれて其實は遠ざけらるゝに至り、足代なくしてはのぼられじとの、神の御諭しにたがはで、知らずゝその身はひくきに下りぬれば、いとゝ心よからずして、いやましに神と人とをさげすむあり。

さて己れがといふ心には、斯の道ならずともと思ひて、躓て心の儘に蟹が行く、よこきの道をたどりゝて、はてつひに、くふものさへ乏しきに陥り、樂しからざる月日を送り、再び煩の大人を招きて、身の終りを申はるゝに至るべし。あはれかなしき傲慢の心のはてにこそ。

神ながらの正道をたどり、天つ理を口に唱ふる、我教の女どちらには、千人に一人も、かゝる淺間敷ものがあるまじと思へど、凡人の心の常としては、濁り易くして澄まし難く、磨きがたくして、さびやすし。將た、慢じ易く、長じやすきものなれば、教の御祖の掟給ひし、八つの心得違ひてふ、御諭しの中にも、こふまん

をもて止めとせられし事、よくよく思ひ味ひて、慎みの上にも慎までやは、あるべき。

教 理 一 斑

天地にして、靈無ければ、天體、地球の旋轉運行なかるべく、人にして、靈無ければ、活動せざるべし。夫れ、天地の間には、神靈の圓滿、充塞して、萬物發育し、天然の美を保つものにして、吾人の肉眼に觸るゝもの、千態萬狀なりと雖も、皆、則ありて、天理の正を得、生々化々、其道を失はざるものなり。

年々歳々新たなれども、敢て舊物を改めず。舊規を違はず。春種、夏茂、秋收、冬藏、四時の序を失はず。如何なる邊僻未開の地に到るも、君臣の大義、親子の孝敬、夫婦の情和、兄弟の友愛、朋友の信義は、眼に一丁字なきも、自然に天理の規矩に適ふは、即ち神妙の道理の、圓滿充溢して、造化の神の賦與し給へる分神たる、粗靈的正氣の、吾人の頭腦に籠ればなり。

されば、吾人は、天地抱き合せの此世といへる、懐ろの中に化育せられつゝ、最上位に生を得たる精靈的動物たれば、身體髮膚は素より、眼に見ゆる物は一切、神より與へられたる物にして、云はゞ、神の借物たるの貴重なることを辨へ識れる上は、天理を畏れ、人道を履みて、心身を清淨端正にし、神恩に報謝すべきことなるに、煩惱の夢の醒めやらで、心に動く情慾の埃のもやに鎖されて、耳目の慾を逞しふし、肉體の快樂のみこれ貪らんと欲するより、高尚なる思想は、何時か消え失せ、精靈の鏡に光無く、身邊暗く成り果て、不正、不義なる醜敵の襲ふ所となりぬれば、貴重なる身體は、情慾の願使する奴隸なるぞかし。

故に吾人は、能く、天理の在る所を辨へ、常に、左の八條目を心得、安心得道、以て、眞正の快樂を得んことを務むべし。

第一 天下國家の大事に臨んでは、身命を惜しみます。公益の爲めには、資財を擲つに吝かならず。以て社會を利し、鰥寡孤獨の者に遇へば、力を盡し、救恤する事を怠らすして、國民たるの本分を致すべし。

第二 人の、社會に棲息して、衣食住を求むるは、天然の情なりと雖も、不才不學にして、敢て高位を望み、懶惰安逸にして、漫りに人を羨むの心は、竟に罪惡を犯すの起源なれば、常に、慎みて、各自其分に安んずべし。

第三 人に、親疎の情あるは免るべからざるものなれども、等しく神子、神孫たる事を思ひて、公平無視の見を持し、親疎、隔離の情に流るゝこと無く、決して、偏愛の弊に陥らざる様注意すべし。

第四 神は、一視同仁の愛を以て、萬物を慈しみ給ふの理を思ひ、人の、我に對して無禮を加ふることあるも、宜しく之れを寛假して、只その人の、智徳の暗き事を憐れむべし。決して、其人を惡みて、害を加ふべからず。

第五 怨恨の中には、猜忌、嫉妬等の醜惡なる毒質を含むものにして、此心の増長する時は、遂に復讐主義を形づくり、身命をも失ふに至るものなれば、深く慎むべきことなり。

第六 忿怒は、輕侮を興ぐの武器たるものゝ如しと雖も、總て度量の狭少なるより、一時の狂氣として、

粗暴なる舉動を呈し、自然、其品位を失却して、最大の事業を遂ぐるの妨げとなるものなれば、須く堪忍の力を養ふべし。

第七 強慾、貪慾は、苛酷、殘忍なる行爲を致すの本にして、只、物皆、己れの掌中に握らんとするの心なり。此心や、人の難を見て顧みず、人の憂ひを聞きて喜び、恬然耻ぢず。遂に、身を殺すの利刀たるの最大惡徳なり。

第八 才智、藝能も、神の賦與せる妙機なるものなれば、能く、天工を助けて、社會を利濟すべきものなるに、其本分を忘れ、傲慢を恣にするは、衆人の在ることを知らざるの惡徳なれば、此の心の萌芽を防ぎて、自他平等の見を養ふべし。

卒先『義勇公に』報ぜん

戦争起りて、奉公の義務を盡さざるべからざるに至るは、即、國家民衆の安全を得んが爲なり。神明は、蒼生の苦しむを樂しみたまはず、蒼生の快樂を目的となしたまふが故に、國家民衆の安全を保ち、快樂を得んが爲に起る所の戦争なれば、假令、敵を斃すと雖も、是れ小數の人を斃して、萬民を救濟するなり。されば、一人の惡漢を斃して、數人の苦難を救ふに異ならず。何ぞ、進んで義に與らざるべけんや。

神明の教、己れ斃るとも、人を斃すは不可なり。而も、萬人救濟の爲には、惡漢を斃すとも、更に神意に悖らず。固より人生は皆齊しく神の子にして、乃ち兄弟に異ならず。神意に於て愛憎の差別更になし。愛は齊しく愛なり。然らば、一人の愛と、多數の愛と、重きを何れに置くや。論を俟たずして多數に置かん。神意已に然らば、萬衆を救ふ爲めに義に奉ずるは、即、神意を助くるに外ならざるなり。身を致して卒先せざるべからず。

還俗聞記 其の一 瀨喜思須 (明治二十六年稿)

佐渡國加茂郡川崎村二十七番戸、晃照寺住職、瀨喜思須は、淨土宗の老僧なり。去る明治十四五年の頃、現本部員なる鴻田先生が、農事教誨の爲、新潟縣廳の依頼に應じ、該地に赴任せられしに、素より當神教擴張の希望は、一日も胸襟を離るゝ事なき故、公職の餘暇、當教の所在を人々に知らせしめつゝありけるが、佐渡國へも、時々出張を命せらるゝ事ありければ、同じく農事教誨の傍ら、本教の教義を人々に示したりしに、彼の住職、瀨喜老僧は、疾く本教の天理たる所を悟りて、神教を崇信し、隨つて末路、本教に盡瘁せん事を、鴻田先生に誓言せり。

其後、音信互に絶ゆる事なかりしが、明治十九年、鴻田先生は、任滿ちて歸國せられ、其儘本部に足を止め、教務を辨理し、會長公を補け、信徒を懷け、多勞の中に本部設置あり。月を彌り、年を超えて、本部の基礎も漸く凝固になり、従つて繁雜多端も薄らぎければ、鴻田先生は、先年教示し置きし、新潟縣の信徒を完全にし、且擴張せしめんと、信書を以て彼等を教諭し、其中重立たる者に、本部へ登詣せん事を促せしに、三

四名の者、遙々出越されしかば、深く教理を修めしめ、又結社の事をも、能く教示し歸されしに、彼等は悦び勇みて、先生の旨を戴し、結社に盡力したりしかば、瀬喜老僧も、大いに意を決し、職を停め、髪を蓄へ、二十五年夏の頃、本部に來詣して、鴻田先生、及其他各位の教説を拜承して歸り、其後は、只管、晃照寺を神道に轉覆せしめん事を企畫し居るとなん。其意嚮、貫徹するや否や。

還俗聞記 其の二 水原義賢 (明治二十七年稿)

水原義賢は、眞言宗の僧侶にして、故國は能登。年は四十六。

明治二十六年七月中旬、突然、郡山分教會所に来り、教理を質問す。役員某之れに應じ、諄々説き示したるに、種々質疑、問答する事二日。遂に教理に感じ、深く期する所あるもの、如く、自ら法衣を脱棄し、契約書を納付して、敢て同分教會に於て、自己を養成せられん事を乞ふ。役員固く辭して、應せざりしが、彼益々請ふて止まず。其の衷情、眞心と見るべきものあるが如くなりければ、試みに之を諾して、下の誓言をなさしむ。『謹而分教會の規定を遵奉す。謹而教理を拜聽し、必ず誤認せず。朝夕、分教會所内外の掃除に任じ、決して怠らず』

と。彼、大いに悦び、日々熱心に立働き、而して教理を聞く事甚だ嚴重なり。

かくて數十日を経過せし時、彼れ教職を拜命せん事を請ふ。之を許さず。又、布教に派出を命せられん事

を乞ふ。敢て應せず。茲に於て、復、謹慎労働數十日。九月二十六日に至り、布教を試みんとこの情事する克はず。懇請惻願、遂に分教會の許容を得、飛んで紀州有田郡に向ふ。而して其後消息未だ之を得ず。果して如何なる結果を見るべきか。記して他日に待つ。

三保崎に遊ぶ (三十一年稿)

うらよする駿河國に、聊か所用ありて、江尻町に出でけるに、此處に知れる人のありて、ひと夜おとほひ來りて、三保の崎の桃の花を見にまからんと、契り置きし言葉を違へず、朝とくより音づれくれければ、いそぎ、衣を改めて宿をいで立つ。

過ぐる日、八島艦乗組の士官某等が、酔興のあまり、戦ひぬと聞えし朝陽館といふ青樓の傍より、右に折れて清水町を過ぎり、再び南に向ひて、不二見林に入る。こゝに、めづらしき蘇鐵あり。序はれば觀てまじしと、友の言ふに任せて、後へに隨ひ行けば、小徑をたどりて進む事約そ十丁。

編者註

以下原稿散逸せしものか、あらず、文を爲さねども、敢て之を録することゝしたり。

内地雜居に付吾教友に檄す (三十三年八月稿)

外人雜居なるの曉には、外教の布行さるゝは必定にて、宗教上の競争も免るべからずと確信す。而して、此競争の最終の勝利は、實力を有する教法に歸する事、又疑ふべからず。我ら、本教を奉ずる教師は、宜しく教祖の遺訓を遵守し、教理を十分に説き明して、苟くも信徒たる者は、腦中に能く教理を辨へ、不正不義の行動は毫も有らずして、寛大なる神徳の下に、圓滿無垢の生活をなし、社會に歓迎せらるゝの實力を養成せざるべからず。吾教師たるもの、悉く遺訓を確守して、更に過つ事なくば、此實力を有する勿論なりと雖も、若し之に反して、遺訓を放棄し、教理を顧みずして、道以外に墮落するの教師續々輩出せんか、當に他宗教を斥くる能はざるのみならず、社會の攻撃は、愈々勢力を得て、本教の衰微を來すべく、外人の嗤笑は益々加はりて、皇國の耻辱となるべし。教師たるもの、奮勵せずして可ならんや。

今若し、教祖の遺訓に對し、又は本教の儀式、典禮に對し、攻撃を加ふる者あるも、決して恐るゝに足らざるべし。須らく、忍耐力を養つて、益々堅固に本教の眞面目を保持せんのみ。唯恐るべきは、教師たる者の、邪惡汚行とす。

完全無缺の教理を邪視せられんも、誠實一貫の教祖を辱しめんも、皆教師たるもの、醜行に因すればなり。されば、益々斯道に従事するほど、益々教理を嚴密に遵守して、本教の體面を傷つくる事なく、教師たるの面目を、損する事なからんを期すべきなり。

今、左に注意を要する眼目を、殊更に列記して、敢て諸氏の反省を促さんとす。願くば、各々、最初信仰せし時の決心を思ひ起し、常に服膺する所の教理に依つて、解釋せられん事とす。

一、言、行、心一致は、本教の主旨なり。實踐、躬行は教祖の道。布教師たるもの、須く聞く所の教理を遵守し、説く所の信實を勵行し、以て圓滿なる神徳を蒙らざるべからず。從來、布教師にして、社内の金錢を私費し、講内の婦女子と私通する等の事より、遂に身を過ち、講社を瓦解し、斯道の大弊害たるを免れざるに至る者、往々見聞する所なり。豈慨嘆の至りならずや。斯くの如きは、神慮を煩す事も、決して鮮少にあらず。恐懼して謹慎せざるべけんや。

一、恭謙己を持し、博愛衆に及ぼしとは、勅語の中に拜聽する所ならずや。苟くも、本教を師たる者は、宜しく品行端正にして、世上、壯年社會の傲慢無禮なるに遠く隔りて、沈着、温厚、謙讓ならざるべからず。又、營利社會の狡猾、虚禮なるに遠く離れて、誠實懇到ならざるべからず。布教者の傲慢にして、不親切なるより、講員の不満を來す者、或は座界の情態を離れ兼ねて、世人に疏まるゝ者少しとせず。深く慎みて、教師たるの面目を保持すべきなり。

一、布教上の競争より、講員の部屬を争ふ如きは、甚だ謂れなき事にて、世人に疑はるゝ所なれば、他部内の講員は、決して自れに部屬せしめざる様、深く注意すると共に、又、吾部下となりし信徒には、十分懇篤に、教理を諭示し、遠隔一人の信徒たりとも、必ず打棄置きて、他に部屬するの念、又は他教に交るの心を起さしむべからず。蓋し、講員の部屬を争ふは、修理を怠るものと、狡猾に回る者との、二者より生ずる結果なればなり。

一、布教上に就ては、本部にて拜聽したる教理上の談話より外に、學問上の説、又は世上の説を布行すべ

からず。何となれば、教祖の遺訓を擾亂するの恐れあればなり。故に、布教師たるものは、少くとも、年に一回本部に参拜して、本部員の説教を深く胸中に納め、教義を誤らざる様、心掛くべし。此心掛けを怠らざれば、恐らくは、道に悖り、不徳に陥るの憂ひなからん。

一、本教を師たるものは、品行方正にして、温厚篤實なる、素より其分なれば、前項に陳ずる如き誤りは、決して有るべからざる上に、尙、怠惰に流れざる様、注意すべきなり。假令、怠惰にあらずとも、小成に安んじ、艱苦に耐へずして、不知不識、安逸を貪り、又、世評、攻撃の爲めに、因循姑息して、畢竟、怠惰の状を表はすに至るは、凡人の、得て陥り易き所なれば、深く精神を研磨し、鞏固にして、教祖五十年間の困難なる道を、寸時も忘るゝ事なく、奮つて、布教を清濁にし、誓つて、品行を正直にし、如何なる場合と雖も、撓まず屈せず、嘆かず忘らず、以て、その布教と品行との上に、新面目を施し、一大進歩を見る事を期せざるべからず。

今、夫れ、本教をして、異邦の人士にまで、良宗教なり、美教法なり、と讃嘆せしむべきは、一般教師の責任にして、且、目下の大急務たるにあらざるか。苟くも、教師にして、今日、此の覺悟なきものは、むしろ本教を傷害する『獅子身中の虫』たる事を忘るべからず。

條 演 義

敬神愛國の旨を體す可き事

神とは 天祖天神を始め奉り、總て、朝典に列する大小の神祇、及び土地の産土神、氏神等を謂ふなり。凡そ、神を敬し祭を慎むは、國を治むるの要道にして、 皇祖天神の詔を以て、天下萬世の法と定め給へる皇政の大本にして、太初に 天照大神の皇孫尊を天下の大君と定め給ひしとき、天上にて 天皇の御位に即き給ひ、寶鏡を授けて、詔く、『吾兒視此寶鏡 當猶視吾 可與同床共殿以爲齋鏡』と訓へ給ひし任に、皇孫尊の彌繼々、親しく此御靈を拜し奉り孝敬の誠を盡し給ひ、萬世の今に儼然として、 皇大神宮の御神體と祀り給ふ所なり。

此時、高皇產靈神も、亦、自ら其靈を神離に鎮めて、玉體の御守に授け給ひしは、八神殿鎮魂祭の權輿にして、天社國社の神祇も、悉く天上の儀に則り祀典を奉じ給ひ、 神武天皇の時、敬神の道益々明かにして、皇祖天神の御靈を祀り給ひ、 崇神天皇に至つて、神物を分け神の封戸を定められ、禮典大いに備れり。

爾來、歴世の天皇、皆其御志を繼がせ給ひて、神祭を第一とし、國の爲、民の爲に、福を祈り、災を攘ひ、衣食の道治まり、上下各其所を得て、皇猷を恢愷し、天下を平治し給ふ。故に、祈年、月次、新嘗の祭の祝詞に『高天原に神留坐皇親神湯伎命神湯美命以て天社國社ト稱辭究奉皇神』とある如く、皇祖天皇の祭祀をば、皇政の第一と定められし本源を熟考するに、此世界の最初は、神明、無始より世界を密造し、神聖を化生し、伊弉諾、伊弉册の尊に至つて、夫婦の禮を行ひ、神人を産生し、國土萬物を發育し、神化の玄妙を以て四時行はれ、人間萬物生々蕃息し、宇宙の生類、皆、其恩賴を蒙らざるなし。

されば 皇上は専ら天下の爲めに神祇を禮し、感應を得て、人民を育し、國家を治め給ふべき天職なり。大國魂神の御意に『皇孫尊專治草原中國之八十魂神』と期り給ひしも、全く此意にして、天神地祇を、總て祭らせ給ふ所は、 天皇の天職にして、天下の臣民も神と皇との恩賴を蒙る所なれば、深く此旨を體して、専ら 皇祖天神、及び産土神を尊敬して、水旱を除き、豐熟を禱るべし。

然れども、神を敬するに、神恩の尊きを知らざれば、眞の敬神心は起る者に非ず。何となれば、人の靈魂は、天神の賦はる所にして、臭も聲も無きが如くなれども、見聞を爲し、哀樂を知りて、活動の機を掌るものは靈魂なり。故に夢中は、見聞の關する所に非ざれども、哀樂の感は醒時に異らざるは、他なし、其靈魂身に具はりて、活動の機あればなり。且つ、人の死體も、初めは、猶、生姿に異らざれども、針灸の應へもなさざるは、其靈魂、已に去つて、活動の機なければなり。

倭姫命の御教に『神産靈尊の精靈、父母の氣に入て生産る。神を人神と申す。善黨の體中に坐す神なり』とは、是の謂なり。故に、靈魂は始めありて、終りなく、實に無窮のものなり。

凡そ神と人と、尊卑優劣は異れども、造化の道は、顯幽同理にして、靈魂の趣も、神人一致なれば、人は神の資本にして、神界は人の本世なり。

夫れ天神の徳化は、人を育し、生を長ずる至誠なれば、天下の人間は、固より一視同仁にして、初めより靈魂を賦る所は、一善も具はらずと云ふ事なし。故に、人の本分を盡して、専ら善を行ひ、道を修むるものは、此世を終りては、顯身はちちぬと雖も、靈魂は神界に復命して、永く福を受くるなり。

或は人の本分を盡さずして、陽に惡を行ひ、道に反くものは、固より、生前には朝廷の律ありて、其人を罰し給ひ、陰に惡を行ひ、道に反くものは、必らず、死後には神明の法ありて、其魂を罰し給ひ、或は夜見國に逐ひ遣られて、永世の艱苦を受くるなり。或は、悪人も幸にして、生前福を得る事無きにも非ず。又善人も、不幸にして、生前苦を免れざる事ありと雖も、是等は前生に基くものにして、死後は必ず神冥の賞罰を受くる者なり。故に倭姫命の曰く、『咎あるものは、黄泉國に往く。咎なきものは、常世の國に歸る』と。又纂疏に『人、惡を顯明の地に爲せば、則、帝王之を誅し、惡を幽冥の地に爲せば、則ち、鬼神之を罰す。善を爲し、福を獲る、亦、是に同じ』とあるは、説き得て、切要と謂ふべし。

抑、天照大神の聖神、上、體を、天日に同じ、下、靈を、寶鏡に止め給ひ、皇孫命を天下の大君と定め給ふ時に、始めて、幽顯の分を定めて、皇孫命には、専ら顯世の人道を統治の奉らしめ給ひ、幽世の神事は、大國主神に總掌しめ給ふ事は、神典にも見えたるが如し。幽世とは、即ち神界を謂ふなり。

爾來顯世の人事は、皇孫尊の朝廷ありて、政の大綱を統治し給ひ、府縣の官員に、各其職を分掌しめて、國土を經營し、人民を撫育し給ひ、大國主神は、神界の幽事を總掌り給ひて、産土神にも、各其職を分掌しめ、人民を蕃息し、化育を續述して、皇朝の大政を、幽に助け奉り給ふ所なり。故に、顯幽の分ちは、神人の異あれども、幽より顯に應じ、顯より幽を受けて、人民を育し、萬物を成し、造化の道を盡して、生々の功を遂ぐるに至つては、顯幽一致なり。

凡て、天地の間は、神明の在さぬ所なく、善惡の行ひは、神明の知らざる所なきのみならず、吾靈魂は、天

神の賦りて、造化の中に胎息するものなれば、一言一動も隠す事克はず。故に、善惡の賞罰は、遲速の差ありと雖も、禍福の報應は、終に免る能はざれば、人は生前より死後に至る迄、神明の賞罰は終に免れ難き理を能く辨へ、天神の賦る本分を盡して、善を行ひ、徳を積むものは、顯世の中は、有徳の人となり、神界に復命しては、有功の神となりて、永世の福を蒙り、上は吾 天皇を祝ひ福ひ奉り、下は其子孫をも守り助くべき事、天神の賦る本分にして、人たるもの、務め行ふべき敬神の要道なり。

愛國とは、凡そ天下の臣は、各其土に依つて生を託し、命を保つべき道の具はる所は、天神の人を愛し、生を好むの至誠にして、一箇として造物の神化に非ざるは無し。故に、人の生を好み、身を愛するは、固より人情なれば、各、其國を愛し、生を厚くするの道を盡すは、獨り一己の私に非ざるなり。

夫れ、國の本は人にして、人の本は君なれば、國を愛するは、君を愛する所以なり。故に 持統天皇の詔に、『尊朝愛國』の語あり。藤原の基經大臣の表には、『愛國忠謀』の言あり。誠に天下の人民は、各吾祖先より職を繼ぎ、業を承けて、神皇の歴世に仕へ來れる、開闢以來の臣子なれば、百官士夫より、億兆萬民に至るまで、最も能く、此理を辨へて、各相生養するの道を盡し、君父の國を愛して、天地日月と共に、一系の皇統を、吾 大君と仰ぎ奉り、天神の恩徳を忘るゝ事なく、萬古不易の國體を奉じて、神を敬ひ、國を愛するの旨を體せざるべからず。

天理人道を明かにす可き事

天理とは、造化の神理にして、宇宙の萬物、悉く、此理を具へざるは無し。譬へば 伊弉諾、伊弉冊命の神業に生坐る神祇は、彼此の跡は互に異れども、凡て造化の理に洩るゝ所無きが如く、五元の神も、火は木に依つて勢を増し、金は火に依つて用を爲し、火を鎮むるは、水土に如くは無く、火土の靈、配合にありて、稚産靈神を生給ひ、此神の御子、保養神の生坐しも、火土の交感に依て、五穀の化出る、天つ理にしり、と聞えたれば、天地の間なる萬物は、凡て此理を具へる事、推して知る可し。殊に、人は萬物の靈長なれば、吾に具へたる神賦の理の任に、踏み行ふ所を指して、人道とは謂ふなり。

抑々、君臣、父子、夫婦、長幼、朋友は、人道の存する所以の最大なるものなるが、君臣の始めは、太初の際に、天照大神の詔を以て、皇孫尊を 天皇の御位に即奉りて、鏡、劍、玉の神璽を賜るときに、『葦原千五百秋瑞德國是吾子孫可王之地也宜爾皇孫就治焉寶祚之隆當與天壤無窮者矣』と詔ひて、天下の大君と定め給ひし任に、皇統一系、萬古一日の如く、天地日月と共に、天下に君臨し、天神に代りて、萬民を教育し給ふ所の天職にして、此天子より當今の皇上まで、御世の数は百廿餘に及べり。

さて天下の萬民は、伊弉諾、伊弉冊尊の神裔なれば、天神の御量として、其臣民を撫治の給ふ爲に、皇孫尊を天下の大君と定められしなり。故に、高皇產靈神の詔に『諸部長の神に、天上の儀の如く、其職を奉せよ』と仰せたまひて、降り給へる神人の子孫なれば、公卿百官より士民に至る迄、天下、萬世各其祖の志を繼ぎ、其家の職を主として、一向に 天皇を仰ぎて、忠誠を盡す可きなり。萬葉の歌に

『天地の初時に、現身の八十伴男は、大君に順ふ物と定れる官にしあれば……武士の臣の男子は、大君の仰に隨に聞とふ者ぞ』

と賦めるは、萬世の寶訓にして、誠に臣民の謹み守るべき理なる事は、天地の始めより、天神の定め給へる君臣の常分なり。

親子とは、一氣の分體にして、胚胎より成長に至るまで、其恩の大なる事、擧げて言ふ可からず。故に子たるものは、始終、誠敬を盡し、己を勤めて、親に仕へるは人の孝道なり。萬葉の歌に『春草は後は侈らふ岩如す常磐に座せ奪き吾昔』、『真木柱稱めて作れる殿の如座せ母戸主面變りせず』、『千早振神の御坂に幣置て祝ふ命は母父か爲』、『父母が頭かき撫で幸あれと言ひし言葉ぞ忘れ兼つる』と賦めるは、皆孝子の龜鑑にぞある。

さて、親の身歿りては、終りを慎み、選を追ふの誠を盡し、祭祀の禮を厚うすべし。神武天皇の詔に『我皇祖靈也自天降鑑光助朕躬今諸虜已平海内無事可以郊祀天神用申大孝者也』と見えて、靈時を立て、皇祖天神を祭り、又日向に行し、皇祖皇考等の陵を守護せしめ給ひ、靖綏天皇は、孝性純深にして、四十八歳の時神武天皇崩じ給ひしかば、天皇悲慕已む事無く、喪葬の事に心を留め給ふ事など、日本紀に見えたる如く、古の天皇の孝敬の至れる事、此の如くなるが、其本教は、即ち天照大神の齋鏡の辨訓に推與して、天下萬世に至る迄、鏡影を仰ぎて孝を致し、祭祀を謹みて敬を盡し給ふ所は、全く、天皇の御上のみに限らず、下が下迄及ぶべき人の孝道なり。且親たるものは、慈愛を以て子を養育するを第一とすべし。

天照大神の、太子、忍穗耳尊を特に鐘愛して、常に御腋に懷きて育み給ひ、田霧姫命の、御子、味耜高彥根命を船に乗せて、八十島を率ゐりて養育し給ひし如く、古より子を愛するの厚風を思ひ辨ふべし。萬葉の歌

に『銀も金も玉も何かせむ益れる寶子に如めやも』、『客人の宿りせし野に霜降らば吾子育てめ天の鶴詳』と賦めるは、皆此意なり。故に親は子を愛し、子は親を敬するは、人道の常にして、天神の本教なり。

夫婦とは男女配遇して、子を生み、家を繼ぐべき人倫の大義なるを、伊弉諾、伊弉那男神、造化の神意を受けて、創め給へる大體にして、之れ婚姻の推與なり。故に、夫婦は化育の本にして、天地の理は、男女の體に具へたれば、男は左に位し、上なり、天なり。女は、右に位し、下なり、地なる事は、太古より、男神は先に生座して、女神は後に生座せるが如く、女は男に後れて従ふべき理、自ら定まりぬれば、夫たる者は、常に其婦を導きて、家道を治むべし。

万葉の歌に『大己貴少彦名の神世より言ひ繼けらし父母を見れば憐しく愛し云々』、『天雲の依合遠み逢すとも他し手枕吾は纏めや』と賦みし如く、其妻子を愛むは、夫の道なり。婦たるものは、常に其夫に従ふて、誠敬を盡し、家政を輔く可し。須世理姬命の御歌に『吾は井田女にしあれば、汝を置て男は無し汝を置て夫は無し云々』萬葉の歌に『新玉の年の緒長く逢はざれど、異き心を吾は思ふに』、『我夫婦は物な思ひそ事しあらば火にも水にも我ならなくに』と賦める如く、婦は一夫を守りて、貞操を持するは婦の道なり。故に、夫は、表にあつて、外事を掌り、婦は、裡に在つて、内事を掌るべき理なれば、貞觀儀式立后の宣命に、『食國天下の政は獨り知べき者には非ず。必ず後の政有べし』と有る如く、上は朝廷より、下は庶人に至るまで、夫は愛を主とし、婦は敬を主とし、左右に相並びて家政を治め、兒孫を生育するを、夫婦の道とは云ふなり。

又、此社會は、昨日在りし人も、今日は既に在らず。昨日知らざりし人も、今日は既ち見るが如く、時々、刻々、轉々、變遷の有様にして、何時しか幼は長となり、子は親となる。夫れ、長なる者は、幼を教育するの責あり。幼者は、長なる者を尊敬するの義あり。之、即ち、長幼の序にして、弟子の教師に禮を厚うする、弟の兄に従ふ、皆、之に外ならざるなり。

今の世、多くは是の序を知らざる故に、己れが些少の識見を誇りて、父母と同輩の者を、辱しむるが如き青年の輩出するなり。此の如きは、誠に野鄙なる所行にして、文明國の體面を傷ふものと云ふべし。宜しく慎みて、此序を忘れざるべき事なり。朋友の交りは、専ら信を厚くし、心を一にして、互に相互け、相親むに有り。人の大事業を爲すは、一人の力にては難きものなり。故に、大己貴、少彦名神と相並ばして、國土を經營し、療藥の方、禁厭の法を創め給へる事なるべし。味鋤高彦根の神の天若彦が、喪を弔ひし時に、『我者愛友故吊來耳』と宣へるにても、神代より、朋友の交りの厚き事は知らるべし。萬葉の歌に『馳^{ハヒ}駒の息長川は絶ぬとも君に語らふ言盡めやも』と賦めるは此意なり。故に、朋友の道は、心だに合ふならば、互に道義を切磋して、人才を成就すべき、古今天下に闕く可からざる道なり。凡て人間たるもの、萬物の靈たらんと欲せば、天理の隨に人道を明かにして、蹈み行かざるべからず。

皇上を奉戴し、朝旨を遵守せしむべき事。

編者註 此の一條、解釋未完成のため、に終れり。

詠 草

編者註 左に記載する歌は、故人が十四歳の頃より、諸所の歌の會に加はり、月並の象題に應じて、投稿したるもの、蒐録である。「詠草」と題して、假に綴れるもの、草稿には、約八百首を書き残してあるが、此所には自から「……………(出す)」と頓注してあるもの、五十首餘りを採集したに過ぎない、作歌の年代は、十五歳の明治二十四年より、二十三歳の明治三十二年迄である。

○ 苗 代

賤の男が苗代水にしめはへて 秋を祈るも國の御爲か

○ 燕 子 花

かきつはたふかき色かを見るときは 淺き心のはつかしきかな

○ 梅 雨 近

郭公なく聲きゝて山里も さみたれ近くおもほゆる哉

○ 鶴 河

吉野川岩うつ波をかゝり火の かけにこきわけ行く鶴舟かな

○ 夏の旅行

月かけと共にこゑなん宇都の山 あつきはあつしひるはやすみて

○ 春 遊

花よりもうるはしきか那人々の むつひて遊ふ春のころは

○ 朝の新樹

我が宿の庭のかしは木しけり合て 今朝は小枝のおもけにも見ゆ

○ 樹上蟬

山ちかみ木かけすゝしき庵なれば 蟬の聲にそあつきおほゆる

○ 野夕立

すゝしきを風におくりて里までは かゝらす過ぬ野邊のゆふたぢ

○ 若 竹

今日よりは日毎吹きてよ若竹の わか葉にそよくにはのゆふかせ

○ 海邊龍

いふかしといふまあらせすあらましく うしほを雲とのほる龍かな

○ 始聞鶯

雪の中に初音をもらす鶯は いつこに梅の咲くといふなる

○ 巳の年の冬故郷の人々に別れる時

わかれゆく袂の津ゆもかは支けり 神のみたまのふゆにしあへは

○ 梅薫袖

鶯の聲するのへに来て見れば まつわが袖にうめ薫るなり

○ 都の霞

花のさく野山に遠き都路も 匂ひこめたる春かすみかな

○ 行路柳

道もせの一もと柳もえ出て、 ゆきゝの人の道しるべせり

○ 春 旅

永き日のひとりたひなるつれ／＼を なくさめんとや雲雀なくらん

○ 閑居花

よもきふの宿にも春はおとつれて 都もおなし花さきにけり

○ 野 邊

菅の根の長き春日を思ふぞら 心とかに遊ひくらしつ

○ 歸 雁

かりかねはいつくにかゆく此の春の 色も香もある花を見すて、

○ 月前花

夜さくらもまた一トしほの暁そふて 月にうかるゝみよしのゝ山

○ 雲雀

うらゝかの春の野山を見下して 心も高く鳴くひはりか那

○ 花下友

思ふとちひさこもあけてあらし山 花の下風心地よきかな

○ 新樹

夏されは散り残りたる花よりも しけるわか葉の色そゆかしき

○ 郭公遠

まちわふるわれをはよそになのるらん 鳴く音はるけき山ほとゝぎす

○ 夕早苗

夕まくれ暮れても田子のこゑすなり かと田の早苗ふし立にけん

○ 池螢

浮草にやとりし螢池の邊を 飛び立つ頃になりにけるかな

○ 河夏月

青の川そこにうつれるかけこども すみて涼しき夏の夜の月

○ 一の谷の古戦場

小夜あらしふ氣はそゝろに物すこし むかしいとみしかけはあらねと

○ 夜川篝

篝火の影もよこにいやまして 夜川たつらし淀の早瀬に

○ 梅雨久

けふ幾日ふるとも知らずさみだれの 空のけしきぞいふせかりける

○ 新竹

八千代まで朽ちぬ心は色にみえて ふしもたゞしく生る新竹

○ 雨後の螢

さみたれのはれまをまらて飛ふ螢 ひかりはつねにいやまさりけり

○ 池の螢

池の面に玉とみたれてとふほたる おのが光のかけうつすらむ

○ 岡夕立

ふれかしと待つ村里はうるをほで 岡のへすくるゆふ立の雨

○ 山蟬

山々ほどよむはかりに蟬なきて いやゝあつけくなりけるかな

○ 初秋露

けふよりは涕もよほす秋也と 思ひつゝゆく野路のつゆけさ

○ 芥 萱

うらふれし我こゝろをや知りつらむ 風にみたるゝ野邊のかるかや

○ 古寺月

軒くちて野邊の古寺あれぬれと さし入る月のかけはさやけし

○ 初秋風

世はなべてきのふの蟬の羽衣も ふくはつ秋の風にぬくめ里

○ 深夜の虫

月やとる露を命となく虫の 夜ふかき聲ぞあはれなりける

○ 暮秋雨

村雨によはりし虫の聲やみて あはれ身にしむ秋のくれか那

○ 江千鳥

夜をさむみ沖には遠きこもり江に こもりてやなく友なし千鳥

○ 古戰場

吹き渡る風なまくさき心地して ものかけすこし栗からの嶽

○ 海上雲

あまくものみそらはしるを船人は さをさす波のそこに見るらむ

○ 朝 霞

あさけたくけふりをこめてほのくくと かすみたな引小山田の里

○ 詠寄花孝婦

霜雪にかれずやつれす過しきて のどけき春にさける梅かも

○ 澤雲雀

さは水に落くるかけはうつりても 姿は見せぬ夕ひはりか那

○ 池上藤

そこ清き池の汀のふしの花 色さへふかきかけそうつれる

○ 海邊花

わたつみのいそ山さくら咲きいてゝ あまの苦やも長閑なる覽

○ 山新樹

ゆめの間に外山の花は散りはてゝ 若葉すゝしき夏は來に覺

○ 夜郭公

雨雲に月はかくれて更る夜に 一聲もらすやま時鳥

○ 雨後蟬

ゆふ立の晴て露ちるやま松の 梢ゆすりてせみそなくなる

○ 蚊遣火

さなきたにいふせきものをしつか家の 蚊屋利くゆらすよひそうたてき

○ 蓮露

花はちす咲けるかたへの葉の上に 光をそゆる露のしら玉

作

文

(其の二)

月 見 の 記

秋の夜の、月見れば千々の思ひに心苦しと聞きつれど、澄みわたりたる大空に、さやかに、光をばならたる様は、鏡とも玉とも云はんかたなく、心の曇りも打ちとけて、たゞ、うかれあがるぞ、をかしかりける。

九月十三日の夜といへば、古より聞えたる月なるを、今年は、とりわきて清らかなりければ、友どち、より集ひて、月見の宴をぞ初めける。初めの程は、互にあなどられじものと、しかつめたる面持も、杯のかすの加はるに随ひて、くづれゆき、うたふもあれば、まふもあり。虫の音も耳には入らず、憂き思ひも心にはわかず。かくせし思ひも、言の葉にかゝりて、いと、かまびすしくなる中に、いつしか月は高く上れり。

嬉しき友どち打集ひて、樂しき酒の傍へにあるを、いかに、月のみかなしく見られじ。うかれ上るも理なり。されど、夜更かして宴を畢へ、獨り家路にかへるさは、虫の音に心うつり、月の影に物思はれて、なんとなく、心寂しく聞居し言の、げにもと思ひ出にけり。

梅 觀 の 記

春はまだ立たねども、南の庭に新玉の年を迎へて、最とも、喜び顔にはころび初むる梅の花、心長閑に眺むるものは、同じ窓の、學びの友、二人三人なりけり。

今日は新玉の言祝にとて、打連れて行きつ。さなくともめぐしいつくし梅の花、この寒空に咲匂ふものを、このまゝに見過ごさんも、いと口惜しき限りなりなど、心の内に思ひつゞけて、新年の言祝もそこ／＼にて、御前の庭の梅の花、最珍らしくも、早く咲き匂ふものかなと、たゞへければ、主人は慢り顔にて、いかにもして、新年の宴に、梅の花見を兼ねたきものと、心を苦しめし甲斐ありて、今年は例より暖かき爲め、今日を晴れと綻びたるになん、見るべき程にはあらねど、暫しとゞまりたまへとて、裏庭の園亭に招じ、やがて、酒肴とゞのへて持て來つ。茲に、梅見の宴とはなりぬ。

實に梅の花は四君子の一にぞありける。寒さ、はだえを裂くが如なる冬の空にたちて、嵐を堪へ、時雨を忍び、やがて心もしろく、清らけき雪の中に、花のきざしを催して、雪うちとけし其上は、心のどかに綻び初むる、そのみさを、何にたとへんやうもなし。されば、其のかくはしき匂ひは、やがて、啼く音ゆかしき鶯を、古巢より呼び出すの力あり。そのいつくしき花は、年の内に咲き、諸花のたよりも魁ともなるのあたへあり。

今その花を、この宿の庭に見て、心の關もなき友どちが、杯あげてくちささむは、げに楽しみ極みとも云ふべき事になむありけるなど、語りあふうちに、いづこよりか、飛び來りけむ、彼方の枝に聞ゆる鶯の初音に、人々耳を傾けて、暫しは言の葉もなかりけり。

新玉の年の初めのことぶきに、此の目出度き花に目を楽しましめ、香ばしき匂ひに鼻を清め、ゆかしき鶯の聲に耳を喜ばせ、其上になほ、甘しき酒に口を洗ふ。いとめでたきことになん。ありし一年の幸も、今日の如くに有れかすと、喜びの眉を開き、昨日は怒りに堪へざりし人も、今日は和らぎて年を祝ふぞ、めでたかりける。

乙女のはねつきうたふ聲、男子のまりけりかへす響、心のどかに聞え、大君の恵みの露の深けさも、國のみ冬の厚けさも、さこそと思ひ知れけり。

鷹 の 説

鳥の中に、さのみ大きからずして、勢強きを占むるものは、それ鷹にぞありける。

この鷹や、一度眼を光らせば、百千鳥、皆うたひを休めて、おぢあがるめり。その爪は、よく、おのが身も及ばぬほどの、大なる鳥をも、攫み斃すの力ありとか。されば、大空を我もの顔に飛びかひて、さらにおづるけはいも無し。

古への身の上ある人々、この鳥を用ひ、諸鳥をかりたて、は、楽しみ興じけるとなん。
今年、御國の軍艦が、小さき身をもて、もろこしの名にきこえつる巨艦を、かしこに、こゝに打破り、物の見事に閉ぢつめて、遂に一トつかみに奪ひとり、強してふ名を、世に擧げて、世の海國を愕かせしは、さも此鷹にぞ似たりける。むべなるかな、軍艦、初陣の時に方りて、高千穂のほばしらに、此鳥來りて、さも様子ありげにとまりしといふ。これを、今、唐の巨艦を一攫にする事を得し前兆なりとせんには、鷹も亦靈なる鳥にぞ有りける。

戦勝の明治廿八年を迎ふ

初曆、手にとり初めて、今日はしも、まさしく明治廿八年てふ新玉の年のはじめを迎へけり。
そも新年を迎ふるは、いつもく、楽しく喜ばしき事にて、上、畏きあたりより、大宮人を始めとして、下あらしにある、山がつ、うしほにこぐる海人に至るまで、皆、めでたしと、言祝せぬは無し。

このめでたき新年を、いくはかと重ねては來つれど、今日迎ふる新年ほど、いとく、喜ばしく、目出度き新年はあらざりき。

思ひ巡らせば、去年の夏、御國と胡國との間に、戦の端を開きしに、戦へば勝ち、攻むれば陥れ、今は早や胡國の幾分の地に、御國の捷を敷き、御國の恵みを蒙らしむるに至れり。されば、今年、新玉の年の始めに、

祝ひ立てる日の御旗は、我國內のみに限らず、唐の地のかしこに、こゝに飄るらんと思ひはかられてぞ、喜びいつもより勝るになんありける。こはそも誰の賜ぞ。いはよくは、畏かれども、吾 大君の御稜威、さては我御國體のこよなく秀でて、軍人の心是にそひたるにぞよる。

我等は、このいつもに勝る、最慶の新年に會ひて、思ひやらるゝものは、胡國にある軍人の身の上こそあれ。我等はたのもしとて喜び、目出度しとて祝へども、軍人の境遇は、如何でか、しかあらん。戦ひ勝ちしとて喜ぶとも、是をともしにする、うからやからもあらず。攻め陥れしとて祝ふとも、是を祝ふにたる、甘きものとは絶えてなし。今、新年は迎ふるとも、そのよそほひもあらず。まして、耳さけ、鼻おつるが如き寒さを、忍びつゝありとし聞けば、そゝろにあはれを催して、言はんにも言の葉出でず、記さんにも筆にふる斗りなり。

あはれ、御國にのこり居る民草、わきて學び盛りの若者ども、上は、皇孫にます大君の御心を汲み奉り、下はくがち、うなばら軍人のいたづきを思ひやりて、おのもくが業、ことく學びに學び、勵みにはげみて、大君の御稜威、さては、御國がらにそひまつらむことを力めてよ。

彌生の頃姉のもとに送る

四方の山にかゝる霞も、日に増し深くなり行き、さくらの花も、一ひら二ひら、ほころびそめて、えもい

はれぬきのふ、今日の春、にしき、心もとろけなればかりに、五體もなまけはれど、こそ思ひに比ぶれば、すこやかさ雲とひちとのたかひにこそ。日毎、夜毎によろこびはべり。御まへにも、こころ安く思ひたうべ。

この書物は、さいつころ、御まへより『千早ふる神のみさとしものしてよ』と、いひおこせ、たうべるに、こころづきて、いつとしもなく、聞きはべるみをしへのことわりを、言の葉のまに、かいつづけはべり。をこがましきも思ひかへさず、御許に差上げつるは、若し、ことわりにそむけるふしのありもせば、かぞいろにも、ことあげて、たゞし給はらんことをねがふが故になん。いみじうなどがめたまひぞ。

廣島にある關の人某に送る

はがきもてまをしおくる、じぶんがら春めきて、こころものどけかるべうなる。おまへ様には、つゝがもなう、おはしますや。さりつる月より、廣島へ御立出でになり給ひしと、承りはべりしかど、兎角しつる日もふりて、おとなひもおこたりはべりしが、實はさきつ月、榊井氏、久保氏と二人して、關へまわりこしたることなれば、おまへ様にも、はや御歸りつらんと、おもほへりしに、このみかの日、二人の許よりおこせたる文にしあれば、いまだしとなんみゆるものから、いかゞとおもふまゝに、かくはうかゞひはべるになん。みかへしことぞ、まちはべる。かしこ。

編者註 「關」とは大分縣佐賀の關のこと。

卯月三日、久保主に返事す

春もやう／＼暮となりて、あかす、めではべりし櫻の花の名残りも見えず、庭の面は、さつき、きりしま、平戸などと、今を時えがほに、一とつらに咲きみちつ、躑躅の花の蕾、おくれじものと、いはんやうなるも、をかし。うし若楓のいとゞしげれるは、初夏のしるしかともおもほへば、此ごろのながめに、空も少しくすみはべりて、それとしもわかずなん。今日も、未だ歇まぬ小雨に、たのしからねば、さる心やりもかなと、とかくしつゝある間に、文也と童のもとこしを、受取り見れば、誠に雁の玉章、そくひをはなつ手もおそしと、披き見るに、こたび、安松のぬしの下るについて、しらしゝ事のたがひより、いみじう御心を痛めさせ給ひしとの御事、さこそとなんおもひやりはべり。さては郡衙にねがひ出るべき件も、抄り給ふとかや。日頃のおん心づかひのほどこそ、おしはかりはべりぬれ。

此さきのよしあしは、只、千早ふる神のみさちぞ、ねぎさつるのみ、との御ことよせ、やつがれも同じ思ひに、朝な夕な拜みはれば、ふりそぼちたる、此頃の空のはれんがこと、遠からず、うれしき沙汰になむあひはべらんと、たのしうも、まちはべるにこそ。きこえさせまほしき事は、さにはあれども、公のものする事、おまへはべりて、はしたなきまの、ちかづつてはるべし。いみじうにたがひはべりて、おまへはべりて、はしたなきまの、ちかづつてはるべし。

榊井の君にもさるべくこそとりなし給ひてよ。あなかしこ。

編者註 「久保圭」とは田原支教會長久保精治郎氏なり。「安松」とは故本部員榊井安松氏のことなり。

月ノ瀬紀行一

新聞紙報じて曰く、此頃月ノ瀬の梅、漸く蕾を放てりと。此に友人三輩と謀り、三月十日の早天、旅装を整へて、郷關を出づ。此日、天氣晴朗時に吹き來る北風は、猶、身に微むの感なきに非ず。四方にたなびく

春霞は、未だ甚だ濃かならずと雖も、徒歩旅行には、好適と云ふの外なし。

即ち肩輿を用ひず、腕車を藉らず、奈良街道を北進する事三里餘にして、南都に出で、某店に就て尋ぬるに、月ノ瀬の行路里程を以てす。主人曰く。「是より尙北行し、正に南都を離るゝの所に於て右折し、其路に從ふて行く事七里、則ち月ノ瀬に達すべし」と。此處に休憩する事一時餘、午餐を覓へ、教へられし路に倚りて進む。蓋し、奈良より月ノ瀬に至るの街道なり。故に山路なりと雖も、路幅、車馬の往來に餘り有り。敢て行路を誤るの憂ひ無し。乃ち放心遊行、數多の山村を経て、日暮前、大柳生と云ふ一村落に至る。會々馬夫の馬を挽きて來るあり、付て柳生に到るの道程を問ふに、殆んど一里半なりと。乃ち思へらく、豫て聞きつる槽馬を賃はんものと。是を夫の馬夫に圖る。彼れ諾して何所にか去れり。暫時、足を休めて待つ程に、頗る先の馬夫、他の一人と共に星鞍を仕立て、馬を牽きて來る。蓋し馬の兩腹に星鞍を置き、一馬に二人を

乗するの仕組なり。

一行四人、既に二馬の兩腹に繋がる星鞍の中にあり。馬夫、方に二馬を引かんとす。兩馬忽ち怒りを發し、少しも動くの狀なし。是れ終日勞働して、厭嫌の情に堪へざればなり。馬夫勵して、之を牽き、夜に入りて柳生の旅舎某に着く。是れ亦旅中の一興にて有りき。

柳生には警察署有り、郵便局在り、役所在り、學校在り、蓋し、山間の一小都と云ふべし。元劔道、柳生の流の元祖、但馬の守の道場を開きし所にして、其邸宅現存せり。且つ其宗子たるものは、今尙劔道に妙ありと云ふ。

十一日、旭日の昇天と同時に旅舎を出で、柳生を後に見て、山腹狹隘なる坂路を、或は上り、或は下り、迂回して漸く百香野に至りしは、早十時を過ぐる頃なりき。百香野は月ノ瀬の絡口にして、已に芬々たる香氣の鼻を撞く、是より月ノ瀬の一目千本と云ふ所に至る迄、約廿丁の間は、道路の兩側に老樹類々として立ち、恰も仙境を過ぐるの感あり。十歩に一止、百歩に一憩、仰いで口吟、薰を賞し、俯しては團欒瓢を傾く。快絶娛絶、胸中又一世事無し。乃ち詠じて曰く、

何時しかに消えうせにけりわかうさは 名にし負ふ梅のしるき匂に

然れども、此快境は二時間の後に至りて終りを告げ、即ち、某樓上に晝餐をなすの時とは成れり。

月ノ瀬紀行二

抑々の月ノ瀬は、東伊賀に墾し、北山城に隣し、實に大和の東北隅。而も山間の僻地なり。若し梅花無かりせば、誰か此の處に杖を曳くものあらん。土人の梅樹を貴重するも亦宜なる哉。近年大いに其面目を華め、殊に保勝會なる者を組織して、文人雅客、或は、貴顯紳士の遊觀の便を圖りしより、一屏珍客を來すに至れりと云ふ。

吾一行は、旅舎を辭して、芳香の中を漫步放進し、頓て五月川を北に渡りて、則ち保勝會の出張事務所に至れり。幸ひ出張員ありて、茶菓を饗せらる。此所、地稍々高くして、五月川前方の梅花、雲の如く霞の如く見え渡り、實に一目萬樹の稱空しからざるなり。俯せば即ち五月川の水、仰げば即ち老樹の花、一は以て清らけく、一は以て香はしく、共に吾人を薰陶するものの如し。吾人は、此清々無垢の流水と、君子然たる梅花との間に立ちて、夫れ何等の感かあらん。唯々として薰陶之れ受けんのみ。則ち心に之を謝し、頓て、保勝會事務所を辭し去る。

是より笠置山を覽んと欲し、歩を北に進め、峻嶮を跋渉して、即ち山城の地に出づ。然れども、一行の者、皆道を知らず。加ふるに足を痛めし者あるより、乃ち某家に倚り、山輿を賃ひ、而して行くこと約そ三里。此間凡て坂徑、四方、皆、山より外に見るものなし。惜しむらくは、諸花の時なまざるを。名張川を、所に渡

りて、日暮、大河原に達す。是、則ち、上野より奈良に至るの沿道にして、旅宿數舎あり。一大村をなせり。我一行は、此處に宿する筈なりしも、情々考ふれば、前程尙一日に餘れるを以て、俄に笠置に至るの船を尋ぬ。舟皆岸に繋りて、人在らず。乃ち一小店に入りて、空瓢を滿たし、且つ少しの物を購ひ、而して船夫を尋ねしむ。暫くにして船夫來り、諾す。依つて直ちに舟に乗す。

偶々陰曆十三日なりしかば、舟に棹す頃は、早、東山の頭に月光の輝くを見たり。舟の漸く下るや、兩岸は岩石兀々、河線迂回して流勢急なれば、船の將に岩石に衝碎せんとして、纔に船夫の棹に支へらるるもの、其幾回なるかを知らず。月は漸く高く、舟は徐ろに進む。一行四人此の中に在り。而して皆同情の友、殆んど文人画の面目を實踐するに外ならず。夫れ何ぞ吟せざらんと欲するも、得んや。詠せざらんと欲するも能ふべけんや。乃ち且夕瓢を開く。吾人一行の愉快は、爰に至つて實に極まれりと云ふべし。舟中に在る殆んど二時間。午后第九時三十分笠置に着き、大津屋に宿す。

十二日、午前八時旅宿を出立、案内者を頼みて、笠置山に登る。是則ち、後醍醐天皇の賊を避け給ひし山にして、古蹟の觀るべきもの少なからず。其山腹の平地に笠置寺あり。此寺に暫時休憩して、茶菓の饗を受く。頓て山を下り、前夜の河線に出で、復た舟を雇ひて下る。是則ち、木津川の上流にして、古へいづみ川と稱せりと。漸々下り行けば、かせ山、みかの原など、右手に見えて、『都出で今日みかの原、泉かわ河風寒しころもかせやま』の古歌等思ひ出されたり。正午過ぐる頃、木津に着きて、晝飯を喫し、是より南に向ひて歸省す。

觀 迎 之 辭

青年團結義會員、西村源次郎君、今や歸郷せらる、喜嬉なる哉。回顧すれば、去年の本月にてありき、君は徵兵合格を以て、第四師團輜重輸卒臨時營第十五班に入營せらる。適々、日清戰爭酣なるの時なりしかば、幾何も無く、戦地に發向するの令あり。君未だ入營後日淺く、兵事に熟せずと雖も、其烈々たる義心と、凛々たる勇氣とは、命を蒙りて、層一層せりと聞く。宜なる哉、戦地に赴くや、幾何もなく、職を進められ、彈藥の縦列第七分隊に列せらる。然りと雖も、風土甚だ吾に異り、寒暑亦大いに酷なる滿清の地に入りて、寒氣凜烈の孟冬より、炎威赫灼たる盛夏を経て、再び寒堪ふべからざるの今日に及ぶ。此間の辛苦困難は、洵に察するに餘りあり。今敢て其狀を擧げず。否擧げんと欲すと雖も、秃筆の能く盡す所に非ざる也。噫、君は此幾多の艱苦を忍び、辛酸を堪へ、命を傷ふるなく、一旦解隊の令に遇ふて、凱旋てふ名譽を帯び、今即ち歸郷せらる。豈君一人の名譽のみならんや。予輩は、正に健顔を拜して、欣喜雀躍、郷民一致して、以て、君を此に迎ふ。願くば君微意を空しく受けず、益々健固にして、他日國家の急に再應せられよ。

觀 月 の 記

友人四五輩、一日予の宅に來り、約するに觀月の事を以てす。余更に九月十三夜を以て、猿澤之池畔に出んことを契す。既に其夜に當り、瓢箪を携へて、契約を踐む。會同する友、前約に違はず、乃ち打連れ立ち、三笠の山に登る。半にして、月全く山巔に出づ。爰に於て、歩を止め、賞嘆して、瓢を口開け、箪を開く、數時にして、月は中空に懸り、滿々として、鏡の如く、其影、杯中に映じて、奇觀なり。夜更くるに及んで、寒堪ふる能はず、快を三笠山に任せて歸る。

茸 狩 の 記

日曜の休校に處し、朝來、家に在りて、案に向ひ讀書數時、漸く倦憊の念を生せし時、數輩の學友來り訪ふあり。曰く、『本日は日曜の佳辰、且天氣晴霽、恰も春日の思ひを爲す。今より山に入り、茸狩を試みんとす。幸に某君の山、近きに在り。且今盛なりと云ふ。僕輩君の同伴を促さんとす』と。予諾し、乃ち數友の後に隨從す。既にして、山に入り、四方を見廻すに、茸の露出する様、恰も、往來、頻繁なる市中を、高所より見下したるの感あり。思はず、大聲を發して、快哉を呼び、手の舞ひ、足の踏む所を知らず。友皆腕を扼し、競ふて之を掘り、争ひて之を採る。暫くして之を料理するものあり。曰く、『瓢なきを如何せん』と。予曰く、『諸君克く吞むものなし、瓢あるも猶如何すべきか』と。乃ち、談笑の中に、某氏の料理を賞翫す。或は詩を賦し、或は歌を詠じ、其娛樂實に筆紙に盡す可からず。只惜しむ光陰に關吏なきを。

奉 祝 天 長 節

夫れ十一月三日は、吾、允文允武なる 皇上の降誕坐せし佳辰、吉日なり。されば、陛下の天位を嗣がせ給ひし以來、年々歳々、津々浦々に至る迄、此佳辰を祝せざるものなく、此吉日を、歡ばざる者なし。

抑々一國なるものは、必ず之に君主ありて、山間邊陲も、皆、其堵に安んずるを得。故に其國民たる者、必ず、君主の降誕日を祝して、忘れざるは、是、則ち、報恩の意に外ならざるなり。夫れ釋教を奉信する者は、釋迦牟尼の誕辰を祝し、孔子を尊崇する者は孔子の誕辰を賀す。況んや、我神州に神聖侵すべからざる、萬世一系の 天皇陛下の御誕辰なるをや。

聞く、吾人が父母は、籠鳥も鶯ならざる東縛の世に生れたり。而も、是、僅々數十年の前なるに過ぎず。然るに、吾人は斯の如きこと、夢にだも知らず、生れながらにして、自己の權利を持し、自由の空氣に養はれ、文明の教育を受け、各自の權利を主張して、毫も他人に侵害さるゝこと無く、東縛せらるゝこと無し。誰か此好遇を雀躍して、喜ばざる者あらんや。然り而うして、吾人は、是を悦ぶと同時に、慈仁なる 陛下の厚意を深謝し、併せて、陛下の降誕坐せし佳辰を、欣慕せざる可からず。何となれば、吾人が今日の好遇は、偏へに、陛下の賜なればなり。

其第一善として、大政復古の大業を遂げ給ひ、爾來大御心は、寸時も國家の上を離れさせ給はず、或時は賤民の心を知らんとして、寒夜脱衣の御事あり。或時は製艦の費に充てんとして、非常節儉の御事あり。其他、下民を恤み給ひ、諸費を儉し給ふ等の事は、常事にして、記すに暇あらざるなり。されば、内には大業の後難尠ならず、外には列國の交際煩はしきも、人材を登用遊ばされて、未だ一策の失せしこと任らせられず。文物制度の改革、善々歩を進め、國威は益々外邦に輝き、文化は愈々内地に盛にして、憲法も發布せられ、國會も開設せられ、僅かに二十餘年にして、東洋第一の文明國となりたりとは、我も人も唱ふる所なり。實に、本邦未曾有の盛大に非ずや。而も、此未曾有の盛大を來せし所以は、蓋し、又未曾有の明君、上に坐せばなり。未曾有の明君主、固より天賦の御威徳に仍ると雖も、其間、宸襟を惱ませ給ふことは、如何計りにや坐さん。思ひ斗られて誠に感泣に咽ぶの外なきなり。

今又大蘇を廣島に進めさせ給ひ、六師を海外に出して、大義の戦端を開き給ふ。是又本邦未曾有の大事なり。然れども、我 皇上陛下、以に、心を軍國に委ね給ひたれば、海陸の軍機、毫も缺けたる所を知らず。軍人脾肉の肥ゆるを嘆ずるに際す。未曾有の大戦と雖も、其捷利を占むるに、豈難からんや。

況んや、大義の出師にして、神明の靈護、冥助之れ有るに於てをや。されば、皇軍の向ふ所、戦へば勝ち、攻むれば取り、未だ始めより利あらざるはなし。我軍利ありて、我國威の列國に發揚すること、又昨日の比に非ざるなり。

現に、今日戦未だ半途にして、終局の勝敗、何れに歸する哉を知らざるも、列國の我邦を視る、正に神州

の神州たる所以を、覺知したるものゝ如し。吾人國民の榮譽、夫れ幾何ぞや。昨日は東洋第一の文明國と稱せしも、今日は地球上第一の文明富強國と、誇らざるべからざるに至れり。是れ、誠に 天皇陛下の叡慮、雄圖に坐せしに依ると謂はずして、將た何所にか歸せん。噫、吾人は曩に文明の徳育を蒙り、今又榮譽の大恩を受く。報恩の道求めんとして、殆んど在る所を知らざるなり。今、天長節の佳辰に會ひ、轉た追懷の至りに絶えず。乃ち秃筆を執り、謹んで、天皇陛下の御誕辰を祝し奉る。

秋日豊田山に遊ぶの記

一日休校の時、學友數輩の誘ひに任せ、秋興を豊田山に試む。豊田の山、固より山水の妙あるに非ず。然れども、竹と茸とに名あり。乃ち、殘茸を採取せんと欲し、豊田の村落を西に過ぎりて山に入る。山又山、頂麓の別なく、各々意の向ふ所に進む。然れども、今は季節に後れたるを以て、遂に一人の一茸をだに得るなく、空しく山嶺の空所に出づ。

遙かに遠近の村落を眺むれば、豊田則ち南方の眼下に在り。乃ち知る、居所の最靈地なりしことを。蓋し、此邊は數年前、天理教教祖の墳墓を起せし所にして、最も心膽を碎きしかば、殆んど丘陵の觀あり。而も風景の秀佳なる、筆紙のつくす所に非ず。

竣工の當時、大冊に一の名所を増せりと、新聞紙の評せしも、宜なる哉。加之、今は正に紅葉の好季なれば、數友皆四方の眺望に恍惚たり。已にして、神靈の禮拜を忘れたるを覺り、走り墓前に至り、伏して其罪を謝し、併せて靈護、冥助を祈る、皆切なるが如し。暫時にして拍手墓前を辭す。少しく下れば、此處に遊園の設けあり。仰げば、高く聳ゆる老松緑葉の青々たる所、不朽の色見え、秋風の吹奏する所、千歳の聲聞ゆ。殆んど仙境に入るの感あり。俯せば採み出たる紅葉、櫻、樺、楓等の尤なる、紅雲脚底より生ずるかと思はれ、錦繡滿身に集るかと思はる。一友箏を聞いて、瓢を呼ぶ。乃ち數友、紅葉の錦繡を占めて、一環、坐を爲し、杯を傾く。其の愉、其の快、是に過ぐるもの、何處に求めてか有らん。乃ち、謠ひて曰く、高樓好しと雖も、人造也。何ぞ天爲の園景に勝るもの有らん。加ふるに美姬佳着を以てすと雖も、豈此の錦繡に如くもの有らん。

鈴木感鳳君に質問す

幼年雜誌、第三卷第十五號を閲せしに、佛法の罪一引證と云ふあり。其説能く予が所思に投ず。心竊かに之を喜ぶ。然るに、豈圖らん、同第十七號に於て、君の之に反對する論文を見んとは、怪訝に堪へざるまゝ、讀み來り讀み去り、熟々高論を考ふるに、愚智、鈍才の解する克はざる所あり。幸に本誌の寸片を藉りて、茲に質問を試む。

崇峻帝の遭難は、釋氏の談する自業自得にして、亦、是が原因は、遠く過去の業因に由來すと云ふべきな

りと。而して、其原因とする所は、崇峻帝の蘇我氏を誅せんとせしを以てす。牽強も亦甚だしからずや。夫れ 帝の誅を加へんとせし所以は、蘇我氏の專肆驕縱、遂に倭むる勿きを看破しての故のみ。然るに、君は自業自得の説を以ゆるに、蘇氏の過惡を以て起論せず、帝の誅戮を加へんとせしを以て起論せしは、抑々如何なる思考ぞや。

又曰く、然れども 皇子は不俱戴天の仇なる、蘇我氏を討せざるのみならず、泰然として、參政たらしむ。茲を以て、榊井は太子佛法に溺惑するの過ちとすと謂ひて、榊井氏を駁し、聖徳の太子、必ず見る所有らんとて、附會せんとす。夫れ不俱戴天の仇を以て、泰然參政たらしめ、後の世、其子孫の驕暴、層一層ならしめしものは、聖徳の太子必ず見る所ありてのことならんか。予輩は、太子が佛法に溺惑せし故に、此謬見を生じたるものにして、若し未だ佛法の渡來するなくば、聖明の太子、如何でか、是の議を後世に遺すべけん と確信す。君乞ふ、前陳の二者を説明し給へ。

俳句集

編者註

左の句は心安き趣味の女垣等と、本部の舊建物、小二階のあたりに會合して作られたもので、其年代は日記によれば、明治二十九年（故人の二十歳）十一月二十四日の夜始めて句會を開いたと書いてある。

○ 元日やけふのこゝろを三十日まで

○ へたてなくてらすそ月のこゝろか那

○ すゝはきやしあけたあとの心地よさ

○ やみの夜にともし火となれ道の人

○ かりの世にすめるかきりはかりものそ

○ 利のこはさ金をかりてもおもひしれ

○ 子を思ふまことではこへなにことも

○ 生命をさゝけてそなるなに事も

○ 風に身をまかして安し野の胡蝶

- 一時のみたのしむ人は床のはな
- かしは手の音でもさとれともかせき
- 雨はれてあとはさやけき月夜か那
- のかるゝにのがれみちなき天理か那
- しもを向く心も清き糸柳
- 親と子の情からさとれ神のおむ
- おのが身はじかこゝろのかゝみなり
- つかはすにおけはそこねる機械かな

柴 廼 舍 隨 筆

編者註 自から「しよのや柴廼舍隨筆」と題し、一括りに纏めてあつたのであるが、その中には、新聞又は雜誌其の他の書物より録したるものもあり、又自から稿したものもある、何れにしても、故人が、平素教人としての心掛けを、窺ひ知る筈にもと思ひ、収録した。

神 德 史 微

寶龜十年、内宮炎上の時、御正體は左右相殿の御體共に、錦の御衾に纏裹し給ひながら、炎々たる猛火の中より飛び出でまして、御前の樹枝に懸り給ひ、(大神宮雜記)延略十年の炎上にも、亦、同じく(百練抄、行囊抄)仁安三年の炎上にも、亦自から飛出して、黒山の峯に懸り給へり。(人事記、行囊抄)萬治天和の災にも、亦、自ら飛出ませり。(行囊抄)

靈龜三年の秋、大風洪水ありて、豐受神宮の瑞垣、並に御門一字流亡す。此水御正殿を距る事約一丈許りにして、流れ寄らず。地中に流入せり。(大神宮雜記、行囊抄)貞觀長久の洪水にも、亦、同じくして、近傍の人家、牛馬多く流亡せしが、水遂に神宮へ近づかず。(百練抄、行囊抄)

久安五年、内宮の心の御柱を捲き奉る所の布破損す。依つて、同六年改めて、山口勤行して、心の御柱を取替へ奉ると雖も、終に保元の亂あり。安元三年、外宮の心の御柱を捲き奉るの布、鳥の爲めに穢され、即ち壽永の大亂あり。文治六年、内宮の心の御柱朽損顛倒し、其後承久の亂あり。

元弘元年、内宮の心の御柱を捲き奉る布を鼠食ひ損じ、元弘建武の亂あり。應仁には内宮の心の御柱在まざるを以て、禰宜等運署して訴ふること二十餘度に及べども、省みられず遂に應仁の亂あり。(陽復記) 實字將に亂れんとするに當つて、大神の其神兆を示し給ふこと此の如し。

又貞觀十六年、伊勢國に群蝗あり。日に食ふ所の田四五町に及べり。過ぐる所遺穂無し。是に於て、勅使を大神宮に遣はされ、幣を奉じて災蝗を去らんことを禱り給ひしに、蝗虫忽ち消盡せり。(三代實錄)

又弘安の役には、天皇玉體を以て、國難に代らんことを御手づから書かせ給ひ、大神宮に奉り給ひしに、忽ち颱風起つて、胡元十萬の戰艦悉く激浪に覆没せり。(増鏡)

又文錄中、尾張國奥村と云へる所に出水ありて、田園を害せしかば、百姓伊勢に至つて、神宮の大賑を乞ひ受け、これを堤上に挟み立てしに、洪水これを避けて傍らを流れ去れり。(大神宮神異記)

又寛政元年、遷宮の時、例に依つて宮材を紀伊大杉山に採れり。然るに、山峻しく、道路峻しく、山河ありと雖も、甚だ淺くして、正遷宮の期、既に二年に迫れども、未だ材木神都に出でざるを以て、奉仕する者深く苦心慮せしに、天明八年六月迅雷大雨して、一夜の間に、宮材三千餘幹、悉く豊受川に流出せり。此時、

或村漢、一木を奪ひ、斧を擧げて、正に伐らんとせしに、手足俄かに攀れて、恰も立木の如く、氣息殆んど絶す。其子甚だ驚愕し、淵に入りて修禊し、其罪を謝して、宮材を流し遣りしに、忽ち蘇息せり。

又、或園村合議して、宮材數幹を奪ひ、深山に入りて、之を板柱とし、其木屑を各家に持ち歸り薪とせしに、倏ち火災起りて、一村盡く延焼せり。惡漢等、悔恨して悉くその板柱を流水に投じたりとぞ。(寛政遷宮物語)

景行天皇の時、皇子日本武尊、勅を奉じて東夷を討たんとし給ひ、先づ伊勢の神宮に謁で、其姨、倭比賣命に辭し給ひし時、神勅に依つて、(熱田鎮座本記) 皇子に叢雲の劍を授け給へり。然して駿河國に至り給ひし時、賊衆 皇子を曠野に誘ひ奉り、風に乗じて火を縱てり。其時佩き給ひし叢雲の御劍、自から抽きて、側近の野草を薙攘ひ給へり。是れより、草薙の御名あるなり。其後、遂に尾張の熱田に鎮り給ひしが、(日本紀、古事記) 天智天皇の時に至つて、新羅の僧、道行、竊かに盜み、これを袈裟に裹みて、伊勢國に至りしに、神劍自から本社に還り給へり。道行、再び還り到りて、練禪禱請し、更に袈裟に包み、逃れて、攝津國難波津に至り、解纜して、新羅に歸らんとせしに、海中にて度を失ひ、更に復、難波津に漂ひ音きしかば、捕へて之を斬刑に處せられたり。(日本書紀、古語拾遺、帝王編年集成、熱田寛平縁起) 古來、武將多く尾張國より出で、天下を平治せしこと、源賴朝、平信長、豊臣秀吉の類の如し。(熱田諸説) 源家康も、其始め、故有りて熱田に居たるは、蓋し神劍の靈徳を蒙り、從來武威を天下に輝かすべき幽契ならん

天徳四年、内裏初めて炎上せり。この時、事急なるを以て、内侍所を出し奉る事能はざりしが、少しも焼損し給はざりき。(釋日本紀、日本紀略、扶桑略記、一代要記、帝王編年記)其後、元暦二年、養和帝、内侍所を奉じて、長門國に遷幸し給ひて御入水ありし時、源氏の兵士等、皇船に亂入して、内侍所の御櫓なるを知らず、即ち開け奉りて、内函に及ばんとせしに、忽ち眼目眩暈し、衄血迸り出て、心志惘然たり。時に、平大納言時忠、其狼藉を咎めて制止せしかば、義經、即ち、時忠に乞ひて、元の如く櫓中に納め奉り、遂に元暦二年、御歸洛あり。正平六年、後村上帝、八幡より賀名生へ潜行の時、内侍所に供奉せし擔夫等、田中に棄て去りたるを、伯耆長生、鎧を脱いで自らは荷ひ奉りて去りしに、賊の追兵甚だ急にして、賊矢御櫓に中る音、恰も驟雨の板屋に澆ぐが如し。されども、身には一矢を受けずして、遂に行宮に至れり。即ち御櫓を見奉るに、箭痕甚だ多けれども、纔かに薄き楯板を射徹するは一矢も無し。(太平記)實に神器の威靈嚇々たる、恐るべく驚くべきなり。

各 國 々 教

英 蘭 基督教を國教と定めたり。然れども信教の自由を公許せり。

維勒士 人民の多數は、基督教を奉ず。新教徒之に亞いで大なり。

蘇格蘭 『プレスビテリアン』教派多數を占め、舊教又之に亞ぐ。

愛 蘭 羅馬舊教を奉ずるもの最も多し。新教を奉ずる者に、中に『プレスビテリアン』を推すものあり。

佛蘭西 信仰の自由を公許し、種々の宗教行はる。就中、羅馬舊教の信徒最も多く、全民の十分の七分を占む。

獨 逸 國民の大半は、新教を奉じ、舊教之に亞ぐ。

匈 牙 利 新教、及舊教行はる。

露 西 亞 羅馬舊教中の希臘教を以て國教と定む。殊に、皇室は必らず希臘教を奉すべき規定あり。

瑞 典、諾 威 國民の大半は、『スリテル』派新教を奉せり。

荷 蘭 信仰の自由を公許すと雖も、大半新教を奉ず。

比 耳 儀 國民の大半は、羅馬舊教を奉ず。

丁 抹 『ルーテル』派新教を奉ずるもの最も多し。亦『ルーモン』宗、『カルヴェイン』宗もあり。

瑞 西 新教、舊教相半ばして行はれ、信仰の自由を公許さる。

西 班 牙 羅馬舊教を奉ず。

葡 萄 牙 羅馬舊教を國教と定む。然れども信仰の自由を公許す。

伊 太 利 羅馬舊教なり。

『サンマリー』 羅馬舊教盛に行はる。

希臘 國民の大半希臘教を奉ず。回々教に歸する者僅かなり。

土耳其 國民の多数は回々教を奉ず。耶蘇教亞いで行はる。

勃爾俄利 同上。

羅馬尼 同上。

『モンテネグロ』 同上。

塞爾維 羅馬舊教を奉ずる者多く、新教之に次ぐ。

各國宗教の起源 (明治二十四年)

猶太教。今を去る、二千八百餘年前、猶太國の摩西が西乃山に登り、上帝より十誡を受けて、此宗を弘めたり。

耶蘇教。今より、一千八百九十餘年前(我人皇十一代 垂仁天皇の朝二十九年に當る) 猶太の『ベツレヘム』に降生したる耶蘇基督の起したるものにして、其後數派に分れたり。

希臘教。一名を『カトリック』と云ふ。又東宗とも言ふ。即ち耶蘇教の分派にして、今より凡そ八百年前に、『コンスタンチノーブル』に初めて別立せし教門なり。

羅馬教。一名を『ローマンカトリック』と言ひ、又西宗といふも是なり。今より凡そ八百年前に『コンスタンチノーブル』に使を遣し、和を講せしも、該王之を肯んせざりしを以て、止むを得ず、斷然教交を斷ち、退いて自ら教會を盛大にせしより、此名を呼べるなり。

ルーテル宗。今より凡そ四百年前、羅馬教中より衆多の改教黨起り、共に羅馬教の弊習を一洗改良せんことを務む。其重なる者、即ちルーテル・マルチン氏にして、勢ひ一種の別派を特立するに至れり。

基督新教。今より三百七十二年、前、『ゼルマン』に降生せし『マルチン・ルーテル』及『ホル』の別開せしものにして、『ルーテル』と均しく改教黨の一なり。

回々教。今より一千三百年前、(我人皇三十代 欽明天皇三十年に當る) 『アラビヤ』に降生せし『マホメット』之を弘む。

ウエタ教。今より三千年前に、印度に始めて起りし教法にして、世界第一の古教なりと云ふ。

婆羅門教。今より凡そ二千五百年前に起りたるものにして、實はウエタ教の改教に係るものなりと云ふ。

佛教。今より凡そ二千二百年前、(我紀元三百六十八年) 中印度『カピラエ』國に降生せし釋迦の説く所なり。

過去の七佛

人壽八萬歳の時、然燈佛と云ふ佛、世に出でたり。
 人壽七萬歳の時、尸棄佛と云ふ佛、世に出でたり。
 人壽六萬歳の時、毘舍婆佛といふ佛、世に出でたり。
 人壽四萬歳の時、拘樓孫佛といふ佛、世に出でたり。
 人壽三萬歳の時、拘那含佛といふ佛、世に出でたり。
 人壽二萬歳の時、迦葉波佛と云ふ佛、世に出でたり。
 吾今、人壽百歳の時に出生して、最正覺をなせり。佛は天上天下の至樂なる故、梵天王、帝釋天も隨從して命を聞く。

云々と。

『ヲシアボキヤー ベーローシャーノヲ マカボダラ マニ ハンドマシンバラ ハラハリタム ウン』
 歸命 不空 毘留舍那 決定 如意 蓮花 光明 轉 菩提心
 ヲシアボキヤー ベーローシャーノヲ マカボダラ マニ ハンドマシンバラ ハラハリタム ウン

漢文に譯せば、『歸命光明遍照大日決定不空如意蓮花光明轉菩提心』となる。即ち『大日佛を一心に信仰すれば、其印し、決定意の隨に、一切の事成就して、蓮花の臺に坐して光明を發し、即身成佛す』と云ふ事なりと。

耶蘇教 入來の始

天文十六年ア西といふ一少年あり。人を殺して、印度のゴアに逃れ、耶蘇教に歸依して、洗禮を受け、名をアンジローと更めける。

一日、ゼシユイット教會の教師に語つて、日本に布教せん事を勧め、フランシスアス、ヒルコタ、及び二三の教師と共に、薩摩の鹿兒島に來航す。時に天文十八年九月なり。是を耶蘇教入國の嚆矢とす。

其後、三十年間信徒を結成する事、三十萬に及び、二百五十ヶ所の教堂を設け、三百餘人の教師を有するに至れり。豊臣氏の代に至りて、佛教と耶蘇教との軋轢を恐れ、耶蘇教を嚴禁せられたりしも、徳川氏に及びて、大いに禁を弛めたりければ、再び大いに蔓延せり。

慶長十六年和蘭人、葡萄牙の船に於て、日本の耶蘇教信徒より、西班牙王に呈せんとせし密書を得て、幕府に獻す。書中に日本の信徒等、葡萄牙人と相結んで、幕府を倒さんとする隱謀、及び是が爲めに要する兵卒、軍艦等に付き葡萄牙人と約して、之を得んとすること、其反逆に與せし、日本諸侯の姓名、及び此隱謀成就の上は、羅馬法王の寵幸を得んことを希望する等の事あり。此に於て、天下に令して、耶蘇教を嚴禁し、其教師を國外に放逐し、違背するものは必ず酷刑に處す。後ち、政十四年、殘餘の輩、四萬人、遂に天草、島原に據りて叛し、悉く滅亡するに至れり。

天草軍記の一節に、左の記事あり。因に記す。

「然るに已前大久保重兵衛といふものあり。元來八宮と云ふ唐人の子孫にして、才智發明者故、段々立身なし、石見守と改め、高三萬石を預し、公邊諸勘定の總裁として、佐渡の金山奉行を兼帯しけるに依つて、私慾を恣にし、金銀財寶を私蓄せしが、右の悪事死後に露現し、糺明の上、殘らず關所に爲り、屋敷取壞ちの際、納戸藏の床下より、石櫃を掘り出したり。内に、黒塗りの箱ありしを吟味せしに、唐土又は、西洋諸國王へ、日本寶物を送り、彼の國々の珍しき寶物を受け取り、耶蘇宗門を以て人を懷け、遂には日本をも奪はんと巧みたる往復の書簡等露出して、子供等迄残りなく死罪に行はれたり。云々」

監獄の教誨師

各府縣の監獄に、教誨師を聘する事となりしは、已に年久しき事なるが、自今、各監獄に聘せらるゝ教誨師の多數は、本派本願寺の僧侶にして、一廳二府三十四縣へ、百二十七人の教誨師を派遣しありて、早くは、明治十三年頃より、今以て繼續し居れりといふ。其地方と人員は、

警視廳	二	埼玉	四	茨城	四	栃木	三
長野	五	新潟	五	福島	三	宮城	二
群馬	三	秋田	二	岩手	二	青森	一

廣島	五	山口	四	島根	二	鳥取	二
徳島	二	香川	三	愛媛	三	高知	三
大分	三	福岡	三	佐賀	三	長崎	五
鹿児島	二	宮崎	二	山梨	二	静岡	三
岐阜	三	富山	二	福井	二	和歌山	三
奈良	四	京都	五	大阪	七	兵庫	七
岡山	二	東京集治監	二	宮城集治監	一	三池同上	四

此他に大谷派本願寺、及各宗にて派遣の分は、左の如くにして、凡そ四十名の教誨師あるべしと云ふ。
(新愛知、九月二十日)

山形	千	千葉	神奈川	愛知
石川	佐賀	三	重	熊本
沖繩	北海道	北海道集治監		

本願寺、内務大臣に質問す

巢鴨監獄の教誨師には、從來大谷派本願寺の僧を聘し居りしを、先日之を罷め、耶蘇教師を聘せし件に付き、大谷派本願寺參務、石川舜台師は、之に關する板垣内務大臣の趣意を聽かんとして、伺書を差出せり。(大阪朝日新聞、九月二十二日)

監獄教誨師に關する伺

東本願寺にては、石川舜台師に對する處分事件、嚮に記せし如く決定し、内務大

臣にも報告したるが、夫の教誨師問題に關しては、尙續いて、大いに運動する所あらん覺悟の由にて、同管長より、昨二十七日付を以て、左の如き伺書を、更に内務大臣に差し出したる由。

伺

貴官、並に鈴木次官より、藤林廣顯へ談せられ候、監獄教誨師を取設候趣意は、宗教々誨に非ずして、普通道德主義に有之候や、爲心得、此段相伺候也。(朝日新聞、三十一年十月)

明治三十一年十月二十五日

石川處分云々と云ふは、大臣より、石川氏は政事上に容喙したるものに付、處分すべしと、管長へ達せられしを云ふ。而して、その處分は、決して政治に容喙したるには非ず。自己の意見を、政治界に在る友人二三の人に陳じたるまでの事なり。依つて、法に處する簡條なしと判定して、管長より大臣へ復申したる由。
神道管長の認可 子爵稻葉正善氏昨日神道管長の認可を得たり。(大阪朝日新聞、三十一年十一月十二日)
各宗管長運動の内意 各派管長の内意は、先づ宗教に對する内務省の用心を聞き、是より進んで、佛教と基督教との間に、確然たる差別を立てんと欲するのみならず、從來付與せられ居る權利を擴張して、恰も、政府が租税を徴収するが如く、本山の末寺より貢納せしむる事を強制し、若し違背すれば、財産差押への權をも與へて、純然たる、國教主義と爲さん事を希望し居りたるに、別項、西郷内相の訓示、柄藉として使すべからざるものあり。各管長、如何の體をなせしぞ。

又本邦に於ける現在の佛教、神道、基督教の統計左の如し。(大阪朝日新聞、三十二年八月一日)

宗	派(四十二)	教	會	徒	千三百七十九
		信	徒	會	百五十萬四千三百二十二
教	派	信	徒	會	五千三百〇六
		信	徒	會	千五百六十九萬五千八百人
教	△基督	信	徒	會	八百三十五
	派(十六)	信	徒	會	七萬七千八百四十九人
		學	校	徒	百二十七
		生	徒	徒	八千五十一人

近頃内地雜居成るに付、基督教の蔓延を恐れ、佛教師の對抗運動著し。先づ佛教を公認教となさん、などと、各宗管長、或は代表者等、時々各所に集合し、密かに種々方法を回らしつゝあり。畢竟、國教たらしめんと欲すれども、國教と言ふは、神隨の大道を措きて、又有るべからざる事なれば、公認教など、名目

を附して、遂に政府の特別の保護の下に、國教同様たらんと希望すること、下に寫す所の如し。佛教師の本分を忘却するも、甚だ極まれりと謂ふべし。此教の命脈甚だ長からず。

西郷内相の訓示

此度、佛教各宗派管長總代の名を以て、改正條約實施につき、佛教其他宗教に對する、政府の方針に關し、門末及檀信徒取扱上、心得置き度趣を以て、之が明示を申請せられたる處、信教に關しては、憲法第二十八條を以て、『安寧秩序を妨げず、及臣民たるの義務に背かざる限り』其自由を許與せられ、臣民は均しく此の恩賜の惠澤に浴するを得ると共に、政府は信教の自由をして秩序安寧を妨害し、臣民たるの義務に背くこと勿らしむることを、期せざるべからず。故に、臣民一切の宗教行爲に對しては、一に憲法の精神に基き、之が取締を爲し、宗教の異同を問はず、安寧秩序を妨げず、臣民たる義務に背かざるの範圍に於て、適當の自由を享けしめ、宗教をして、各、其所を得せしむべし。

各管長に於ては、右の趣旨を了知せられ、門末、及檀信徒をして、宗教の異同により、相反目するが如きこと勿らしむるは勿論、政教の區域を錯綜し、苟くも輕佻の舉動無之様注意せられ度、特に條約實施に關しては、曩に、詔勅を下し給へり。宗派に於ても、既に聖旨に基き、訓諭を發せられたる向あり。各宗派一般、宜しく、詔勅の御趣意を奉體し、國家のため其本分を盡されんことを望む。

小松原次官の訓示

近來、佛教諸宗の僧侶にして、追々、政治的運動に類する舉動を、爲す者あるやに傳聞す。其目的は、素より宗教に關するに相違なしと雖ども、一面、宗教制度の變更を要求する様のことにて、自然政治に關することに相成るときは、内務當局者としては、不得已、相當の取締、若くは處分をなさざるを得ざるに至るべし。萬一、斯の如きことに相成らば、政府に於ても、誠に遺憾とする所にして、佛教各宗派に於ても、面目を損することゝなるべし。因つて、宗教家の本分を守り、政教の區域を錯綜するが如きこと勿らんことを要す。曩は、各管長に於て、宗内僧侶に對し、嚴重の取締を施され、苟くも政治に關係し、政教の區域を紛雜するが如き舉動なからしむる様、厚く注意相成り、各宗門の爲め、其本分を盡されんことを。

講 演 抄 録

神 社 の 事

抑、神社には、鎮座の神社と、勸請の神社との區別がある。且つ其鎮座の神社にも、又二種の別がある。其第一種は、神勅もて、自ら鎮座し給ふと、第二種は、人より鎮座なさしめ奉りたのである。次に、勸請の神社にも、又三種の別がある。其第一種は、神にても、人にても、其地に縁故有つて、土人の恩賴を報ずるが爲めに、當時に勸請したると。第二種は、其縁由の有る遺蹟に、後に勸請したると。第三種は、其地には、縁も故も無けれども、人民一己の信仰に依つて、勸請したるとの別がある。最も輕きが、第三種の神社である。此種の神社は、無格社に多くて、村社にはをさく、無きやうである。

さて第一種の、神勅もて自ら鎮座し給ふと云ふ例は、天の忍穗耳尊に代り奉つて、瓊々杵尊の日向の國に天降りまして後、天の兒屋の命、天の太玉の命の、高千穂の宮殿近き所に、天津神籬を建て給ひて、五柱の皇産靈の大神を、近き御守神と鎮め奉りたことと有る。之れは、高皇産靈尊の神勅に依つて、高皇産靈尊、神皇産靈尊及び、此二神の久志備の別魂にあらせられて、皇孫、即ち天皇の大御身と、御守神とし給ふ所請、司命に坐す、神靈の生魂、足魂、玉留魂の三柱を、齋き奉りたるべければ、自ら鎮座し給ふのである。日本紀天孫降臨の段の第二の一書に、

『高皇産靈尊、因て勅して曰く、吾則起樹天津神籬於天津磐境當爲皇孫奉齋矣。汝天兒屋命天太玉命宜持天津神籬降於葦原中原ツ國亦爲皇孫奉齋。乃ち二神をして、天忍穗耳命にそへて、以て之を降す。云々』と有るにて明かなり。此五柱の神は、皇室の守護神として奉祀する所。今は宮中賢所に、地祇三神、及三種神聖と共に合祀せらるゝ事である。

さて此の外にも、皇大神宮、及び大神の大物主の神社等は即ち此種である。

倍又第二種の、人より鎮座せしめたる神社とは、先づ豐受大神宮及び杵築の大社である。此御鎮座の御事ども、記紀を始め、延暦儀式帳、出雲風土記等に、委細見えてあるが、猶此外にも數々ある。

さて、是よりは勸請の神社の事で、其第一種は、太古まだ人民の居住も無かりし國所の山野を開き、田畑を墾り、人民の居住をはじめ、五穀の播種、培養を教へなどせし神人の靈を勸請して、當時の人民が、其恩徳を報じたるものにて、其國所に居住する人民なれば、是非とも尊敬せねばならぬことであるが、其神社を試みに一つ二つ擧ぐれば、神名式に載せたる所の、畿内の神社では、攝津國東成郡に生國咲國魂神社、また和泉國日根郡に國玉神社、また山城國乙訓郡に大歳神社、大和國高市郡に御歳神社、また同國宇陀郡に御井神社など申すがある。是等は皆山野の開拓、五穀の蕃殖等のことを教導して、其國所に功績を遺したる神なるが、また是等御社のみならず、國玉神、大歳神、御井神等の如く、功績の有つた神に、其國所の地名を負

はせたる社が、澤山ある事で、官國幣社を始め、郷村社までも多くは其れである。

次に其第二種は、其國所に深く功勞ありし神人の遺蹟に、年月を経て勸請せし神社にて、其の一つ二つを云へば、古きは大隅國曾於郡の大穴持神社、甲斐國八代郡の淺間神社、また新しきは越前の藤島神社、兵庫の湊川神社などである。此外にも數多きことであるが、こゝには略す。

以上、第一種、第二種の神社は皆斯の如く、其國所に止む事なき緣故あるもの故に、一個人の、信不信は暫く擱きても、道義的感情よりは、とても擱かれないで、其國所に住せば、是非とも尊敬せねばならぬとおもふ徳性がある。

次に第三種の神社は、第一種、第二種に較べては、最も軽い。其内の重き分を擇り出し申せば、京都の祇園、今の八坂神社である。是は貞觀十八年に、僧圓如が信仰によつて、播磨の廣峰より勸請いたしたのである。又吉田神社であるが、之も貞觀年中に藤原山陰が、春日四所の神社を勸請して、其一族が奉祀したもので、私より出でたる神社なれども、後には朝廷より御尊敬なさるゝやうになつたが、夫れは、京都近き邊より、段々と神官等が、手を入れてなりたもので、田舎に於ても、郷村社には、をさ／＼なくて、只無格社には少しは有る様である。兎に角、以上述ぶる様な次第であるから、神社は人民の尊崇すべきところである。

賢 所 の 事

爰に、瓊々杵命の日向國に天降りまして後、天の兒屋の命、天の太玉命は、曩の高皇產靈尊の勅命のまゝに、高千穂の宮殿近き所に、彼の天津神籬を建て給ひて、五柱の皇產靈の大神を近き御守神と鎮め奉つたが、數多の年月を経て、神武天皇の大御代に至つては、古語拾遺に、

爰仰皇天二祖之詔、建樹神籬、所謂、高皇產靈、神皇產靈、魂留產靈、生産靈、足產靈、大宮賣神、事代主神、御饗神、己上今御坐所奉齋也。

と見えたる如く、橿原の宮殿を経營り奉つて、日向の舊都の御守神の、彼の五靈の皇產靈の大神を遷し奉り給ひ、丹波國より、大宮の賣の神、又御膳の神、又出雲の國より事代主の神、此三柱を御許近く遷し給ひて、合祀奉つて、遂に八柱の大神とは定められし事と考へらる。

さて、綏靖天皇以降は、大抵御即位毎に、新殿に遷り給ひて、都が變りたる度毎に、此八柱の御社も、遷し奉つたものか、其事は書に見えぬから知れぬが、桓武天皇の御代に至つて、平安に遷都の時には、此御社も御遷しに成りたものと見えて、大内裏の圖に、神祇官が有りますが、其神祇官の西院に、齋き奉つた事であるが、佛法が盛になるに隨ひ、皇室が衰へて、其皇室と共に、神社も衰へて、大内裏も神祇官も廢つて、建てぬ事と成りしより、やゝ後、徳川家の代に至りては、白川家に神祇伯といふ名のみを持つて居られたが、恐れ多きことには、天皇の片時も御許を放ち給ふ事の出来ぬ、此八神を、白川家の邸内に御遷しになつて、田舎の荒神様のやうな、小社の八座あるのみで、實に哭かほしきことであつた。かゝるやんごとなき御社の、かくまで衰へてありしを、明治聖代に至りて、萬事神武の創業に基かせられ、陛下、東京へ遷り

給へる御時に、即ち此八神も、三種の神器と共に、皇城に御遷座になつて、天祖の御遺訓の如く、近き御守護神と齋き奉つて、彼の三種の神器と御合祀になつて、賢所と稱へ申し、陛下、朝夕に御拜遊はす事に相成り、誠に、目出度くも、亦、有難き御事と存せられる。

神樂の事

神樂は、日本固有の音楽の中で、最も著名なるものである。さて此神樂の起源は、實に神代にあつて、日本紀、神代の卷に

『素戔鳴尊之爲行甚無狀(中略)。是時、天照大神、驚動以授傷身、由此發愠、乃入于天石竈、閉磐戸幽居焉。故六合之内常闇、而不知晝夜相代。于時八十萬神、會合天安河邊許其可禱之方、故思兼神、深謀遠慮、遂聚常世之長鳴鳥、使互長鳴、亦以手力雄神、立磐戸之側、而中臣連遠祖天兒屋命、忌部遠祖太玉命、掘天香山之五百箇眞坂樹、而上枝懸八坂瓊之五百箇御統玉、下枝懸青和幣白和幣、相與致其祈禱焉。又猿女君遠祖天鈿女命、則手持茅繩之楢、立於天石竈戸之前、巧作俳優、亦以天香山之眞坂樹、爲鬘、以蘿、爲手繩、而火處燒覆槽置顯神明憑。是時天照大神、聞之而曰。吾頃閉居石竈謂豐葦原中國必爲長夜云何天鈿女命噓樂如此者乎。乃以御手細開磐戸窺之。時手力雄神、則奉承天照大神手引司而奉出。於是、中臣忌部神、則界以端正之繩、乃請日勿復還幸。云々』

とある。

これは高天原の事蹟であつて、この國土の事ではなけれども、音楽の起源とするに足る事である。後世になつて、歴世朝廷に行はせらるゝ神樂の神態も、天鈿女命の故事を基とせられたる故に、古來、讀書にも其故事を以て、我國の歌舞音楽の起準とは記した事である。

紀元一千五百六十一年、今を距ること凡そ九百九十年、延喜の頃までは、一般に神遊と稱へたものであつて、その後に至り、次第に神樂と稱ふことになり始めたので、大同年中に成りし古語拾遺に、又貞觀頃の儀式を記されたる貞觀儀式などには、既に神樂と記されたることである。神樂は上世より神祇を祭るに用ひたもので、後には、唐の樂なども渡來したけれども、その以前には、朝廷の大儀、饗宴等には、國風をのみ奏したもので、その歌謠は古から傳來したものを用ひ、今にも仍はその詞の存したものであるが、何に致せ、神代を距ること幾千年と云ふことであるから、當時の音節などに至つては、委しく知られることでない。今日に傳はるものは、大抵紀元一千三百八十四年頃より、同一千四百四十二年の頃までに作られたるものである。

性善たる事

あしきといふてなけれども、一寸のはこりがまじりたるゆへ。

まこととはほこけれども、長くしてかたきもの也。

人の靈は、神の分賦。素より善にして、孟子の所謂性は善なりとの説、深く其理ありと雖も、天地の眞理なるは、明暗あり。善惡あり。吉凶ありて、惣て反對のものありて、一時は凶の吉に勝ち、惡の善に勝つ事あれ共、到底惡は善に勝ち得る事克はざるものなり。是、外なし。明、善、吉の如きは、天地の常にして、造化の正道、即ち順なる者にして、暗、惡、凶の如きは、天地の逆、即ち變なればなり。然るに、一時凶の吉に勝ち、惡の善に勝つが如きは、順なるものは其歩速かならずして、變なるものは其歩速かなれば也。此理は、萬物免れ難き數にして、凡そ一物を造り出さずも、其成立するは、造化の順にして、其歩速かならず。是に反して、變なるものは、逆にして、其歩速かなるが故に、百日の功勞を積んで成したる器物も、一朝にして破壊し易きなり。然れ共、逆惡は一時力盛なる迄の事にて、永存する事なし。到底順善に歸す。此眞理は、萬國古今、時勢の變亂を通覽するにも、實踐上にして、一時變逆の順に勝つ事ありと雖も、又治を成し、順に歸り、今日の文明を致せり。

此の順逆の眞理あるを以て見る時は、神人の分靈、素より善なりと雖も、一己の分賦を受けたる以上は、或は善に隨ひ、或は惡に隨ひ、明に入り、暗に入り、變を生じ、害を成す等、又免れざる數なり。

吾神道に於て、天地造化の大元靈より、分靈たる神祇坐して以來、善神あり、惡神あり。而も惡神は、一時勢力を奮ふも、遂に善神に勝つ事克はず。後世の人に於ても、又如斯のみ。然り、惡なるものは、元靈の分賦に非ず。分賦の靈を受けたる後の變也。故に、惡事を做すの人と雖も、其惡たるを知るの明、なきに非ず。其惡たるを知るも、是を禁する事克はざるにより、終に暗きに入り、變に陥るなり。惡人、惡を惡と辨知するの靈は、分賦の元靈正に出づるを以て、然るの眞理を知るべし。然らば、常に、造化の正道たる順を守り、須らく、神賦の靈を、凶惡に引入られざる事を勉むべきなり。

奉教主神十柱大神御名

國常立尊。國とは、天に對へて、此國土を云ふ。常は底にかよひて、同意なり。凡て、底とは、上にせよ、下にせよ、横にせよ、至り極まる處を何方にてもいふなり。立のタはツと通ひて、助辭なり。チは男子の尊稱なり。即ちこの御名は、國の底ひの限りをしるしめすより、負へる御名なり。

國狹槌尊。國とツチとは、國常立尊の國とタチと同じ。狹はセマキこと。仍ち此の神は、國常立尊に對へて、狭く境界を立ててしるしめすより、負はした御名なり。

豐斟淳尊。豊は、物の多くありて、足り饒なる意。クムは、クミ、クヒ、コリなど通ひて、物の集り凝る意と、初めて芽す意とを、兼ねたる詞なり。淳は主の意にして、即ちクミナリてタル御徳に負はし御名なり。

大戸之道尊。大は稱辭なり。トは處なり。之は助辭。チはタチ、ツチのチに同じく、男子の尊稱に外ならず。されば、只、トコロといふ程の、大まかなる御徳の男徳に負はし御名なり。

大斗之邊尊。大戸之道尊に對へて、女徳に負はし御名なり。ベはチに對する女子の尊稱とあり。

面足尊。面の足らはぬ所なく、なり／＼て、なりと／＼のひたる御徳に、負はしたる御名なり。

惶根尊。惶は恐るゝ意の辭なり。根は男女の陰處を云ふとありて、男女の尊稱なり。さればこの御名は、神の御面の満足せるを望めば、恐み敬はるゝ意をもて、負はせ奉りしものなり。

伊弉諾尊。伊弉諾はいざなひ、ぎみにて、ギは男子の美稱とあり。即ち、伊弉册尊と、互に相誘ひて、夫婦の道の始まりを成し給へる男徳に負はしゝ御名なり。

伊弉册尊。ミは、女子の美稱。即ちいざなひめ、ぎみといふ意にて、女徳に負はしゝ御名なり。

月夜見尊。ツクヨは、月の事なり。これ月は、夜を専らとすればなり。ミは産靈のビなどに通ひて、尊稱なり。さて、此尊は、月神と申して、日神の日を所知看と同じく、月を主宰したまふ大御徳によりて、月夜見尊と御名に負ひ給ふなり。

平田翁の説に、宇比地邇神、妹須比地邇神、角杵神、妹活代神、大戸之道神、妹大斗之邊神、面足神、妹惶根の八神は、實は伊弉諾、伊弉册二神の漸々に成り坐せる状を以て、次々に御名を負はせまつれるを、終に五代とは語り續ぎたる事とおぼえたりと、古史傳に見えたり。實にさることと思はる。例へば、未だ水土の分れざるときの御名は、宇比地邇、須比地邇と申し、夫より物のやゝ生ひ初めて、生活動き初めたる時の御名は、角代、活代と申し、二靈のどだいの大まかにも出来りたる時の御名は、大斗之道、大戸之邊と申し、全身足り備りしときを、面足、惶根と申し、而して夫婦の道を始め給ひし御徳に、伊弉諾、伊弉册の御名を負はし奉りしならん。

本教會趣旨の概略

凡そ、宇宙間の森羅萬態たる、萬有の事物は、皆造化の神道、妙理に係りたるものなりと雖も、世遠ざかり、道、濼季に及んで、輕薄の徒、吾祖先を信奉する所以を忘れ、徒らに空談に馳せ、其恩賴を知る者、十中僅かに一二のみ。是れ根本反始の道を究めざるの致す所なり。抑、吾櫻葦原の國は、天神の詔勅により、神孫の降りて王たる地なれば、萬國に巒然頭角を顯はし、其國體の尊嚴なる、國常の神聖なる、金甌無缺の神國にして、其間神靈異の現はるゝことは、偶然に非ざるなり。然れば、歴代の天皇、神祇を祭祀し給ふは、天下を治め給ふ政の本にて、其儀式の嚴かなる、典籍に明らかにして、庶人と雖も、敬神の心厚かりしに、三つ粟の中世より、諸蕃の道、渡來して、遂に其本源たる神を祖先と思はざるに至れり。

我教、教祖、慨嘆の餘り、今を去ること五十有餘年前、始めて古道を説き、神隨の道に導かんとて、八名目の戒を立て給へり。即ち吝嗇、怠惰、憎惡、偏愛、猜恨、忿怒、強慾、高慢なり。夫れ、人として多くは此等の私情より、妄念惡爲を逞しうするに至るものにして、眼に美食を見ては見惚れ、耳に美聲を聞きては聞惚れ、鼻に美香を嗅ぎては、嗅ぎ惚れ、左蹠、右蹠、不自由なる逆境を一變し、神隨の妙境に達すれば、神の幸福を受くる事必然の理なれば、人々能く此教旨を服膺して、奉祀すべきなり。

假本部設置當時の日記

編者註

故人の前書きを見て下されば列るやうに、如何に筆者が此の日記を重要視してゐたか。本部の公記録に属するこの日記を、此所に載せるのは、甚だ恐縮だが、奇しくも今年に、五十年記念式も挙げられ、思ひ出も新たなるまゝ、之れ又敢て本書に收めさして置く事とした。

此日記は、明治二十一年、陰曆正月二十六日、御教祖一年祭執行の際、圖らずも、警察の中止解散する所となり、熱心の人々、彼處に隠れ、是處に忍びて、善後の策を謀議したる結果、東京に於て教會本部を設置せんことに決し、翌月二日、先發準備員として、清水與之助、諸井國三郎の二氏、御地場出立、神港より汽船に投じて東上し、續いて、教長閣下、松村吉太郎、平野樞藏の二氏を従へさせられ、御上京被遊て、速かに教會本部を設置し給ひ、開筵式を執行して、こゝに本教の基礎を固め給ひたる、前後數十日間の運動概要を記したるもの也。

その始め、三月十四日より四月一日までは、諸井氏の筆記したるものにて、四月二日以後は悉く松村氏の日記せしなり。終りに臨み、數日間の記事なくして、又偶々一日の事を記せしは、これ全くその間記する事項の漏れし故と思はる。而して六月七日に至りて筆を擱きたるは、是筆者、松村氏の歸國の途によりしによる。

此日記、素より文を見るにあらず。抑、世界に一大宗教たらんとする天理教の其始め、御教祖の築かれたる基礎を、社會に發表すべき本部創設當時の光景を窺知するのみ。豈、文に容喙し、其實を察せず、輕々看過すべきものならんや。

予本部にありてこの日記を見、これを埋没し去らんを惜しみ、請ふて寫すを得たれば、こゝに一言を附し置くなり。

明治三十年夏六月 諸井政一 識

日記

明治二十一年三月十四日。則舊二月二日。

御地場出立。清水、諸井外に、増野氏、梅谷氏同道大阪行。鳥之内八幡町二十一番地の二番戸、梅谷方へ寄。増野、梅谷兩氏に別れ、夫れより本田三丁目井筒方へ立寄。其夜八時二十五分の汽車に乗込、神戸に至り、三之宮清水氏宅に宿す。

十五日。晴。舊三日。午前十時長門丸に乗こみ十二時出帆。兩人の外に、大阪眞明組川合六兵衛、今川聖二郎同乗。

十六日。晴。舊四日。午後三時半横濱へ上陸。本町高野屋にて休息し、五時發汽車に投じ入京。淺草藏前元

町山崎方へ投宿す。其夜、篠森教正を訪問し明日面談の事約して歸る。

十七日。曇夕雨。舊五日。朝、篠森教正と小島町の樂々園にて談話す。酒肴晝飯を濟す。午後三時、教正と別れ、兩人にて龍泉町上原佐助方へ行。同人不在。留守居の者の咄しに、中野政次郎方へ、西京明誠社の講元來り居るとの事なりければ、如何なる事情にて出府せしか、面會せんと欲し、直様、兩人にて千住大橋向、仲野政次郎方へゆく。同人不在に付、留守居の者に尋るに、西京松谷喜三郎、佐々木佐平の兩人は本月六日に出府致し、本日は、仲野同道にて、芝區まで教職拜命の件にて往かれしと。夫より歸り、藏前通り八幡町五番地武田津幡様方へ止宿す。

此朝、着案内之書狀を御地場始、神戸、大阪、遠江等へ出す。尙上原方へ行掛け、大畑教正を訪問せしに、出局中にて面會せず。

十八日。晴。舊六日。朝、兩人にて深川、古川教正方へゆく。不快之爲、面會不致。夫より、深川本所邊家屋を尋ねまはりて歸る。午後四時頃御地場へ出狀す。

その件は、

- 一、篠森教正殿に談話の次第。大神教會へ本部設立の添書依頼可致事情。尙その返事を待つ事。
- 一、當方にて上原歸宅次第、信徒惣代を相定申可送旨。
- 一、場所及家屋相尋ね居る事。

十九日。晴。舊七日。朝來、吾妻橋向より、本所北割下水、南割下水、緑町邊まで家屋相尋、本所系屋町池田長吉殿案内にて、若宮町、二葉町、緑町、相生町、所々家屋見分す。何れも手狭にて御用相成兼、地所は三ヶ所程有り。

午後向柳原、左衛門河岸、泉橋通、七軒町邊、淺草公園地之近傍邊等相尋、夫より、上原方へ行、又かもじや初五郎の案内にて橋場、今戸邊を尋ね、夕暮に至り歸宿す。此夜、家屋の件に付池田長吉氏來る。

二十日。晴。舊八日。今朝、番場町池田長吉方行。二葉町より相生町へ同道回る。夫より兩人にて、深川、古川教正殿へ御面會。種々懇談有り。夫より、西ノ久保、巴町二十四番地、元丸山教會出張所の家屋を見分に行。同地家守、少教正高岡惟善殿に引合則ち内分、見分す。借受る旨を申談じ歸宿す。

一、留守宿へ、上原氏昨夜歸宅の趣葉書來る。尙本人參りし由、宿より傳言有り。

一、御地場へ郵便を出す。其用文は、家屋借受見込之事より、出立御用意、且金員入用之旨、上原氏歸宅之事、信徒惣代人定まり、家屋定まり次第、電報を以て御出立を願ふ事を認む。夜、九時投函。

二十一日。晴。舊九日。今朝上原氏來る。惣代人の事を談合、直様、同人其順序に取掛る。

大和郡山、平野氏より三月十四日出之書狀、上原氏持参落手、御地場へ電報、取次先きの事を申越。(奈良木辻村字十三軒町五十番地 椿井音吉) 電報届所。

一、神戸、遠江兩所へ手紙出す。其文は講用。夕刻上原氏來る。惣代人豫定談合中之由。

篠森教正殿來り、内海教正殿出府之趣を承る。教會事情懇談す。酒肴を出す。九時、篠森教正殿並上原氏退散。一、御地場へ手紙出す。用文は家屋模様換之事。惣代人定まりたる事。書翰着次第、中山先生御出立之事。其上、書翰及電報不致、直様御立を願事。亦、裝束持參之事。午後十時投函。

二十二日。晴。舊十日。今朝、京橋南紺屋町和泉屋健三方へ行。内海教正殿へ御面會、今般の事件、御依頼す。夫より兩人にて、小島町家屋、其外詰所見分、北稻荷町四十二番地に家屋あり。同差配人へ掛合借受之談示し夫より、上原氏方へ行。夜、十時迄同人歸宅を待ち、家借受人之事を依頼す。十一時止宿所へ歸る。留守へ篠森教正殿來る。高岡惟善殿より、家屋之事申越之手紙を篠森殿御持參。

二十三日。晴。舊十一日。今朝、兩人篠森教正殿へ行。府廳社寺掛りへの順序、願書下案等依頼す。歸宿。一、上原氏來る。家屋借受人、引受人之事ニ付、夫より同人日本橋へ行。午後二時頃、引受に相立人、中臺氏を同道來る。直様四名にて、北稻荷町四十二番地、差配人田中喜三郎方へ行、借受定約す。則ち酒代一包敷金二十五圓渡す。受取證は上原氏、清水氏兩人宛にて取。明二十四日掃除の上、引移る引合にて、上原、中臺と別れ兩人歸宿。

一、大阪西區井筒氏、同府南區梅谷氏、遠江廣岡村伊藤氏、右三名より來狀。
一、右三名及神戸増野氏等へ書狀出す。何れも本部場所家屋相定よりし事、以來右地、朝ち、下谷區北稻

荷町四十二番地へ、兩人名之内宛、書翰通報之事申送る。

二十四日。晴。舊十二日。今朝、中野政次郎來る。夫より種々買物、北稻荷町四十二番地、家屋掃除手傳、今川氏、東京講社後藤萬吉、内堀勝藏、酒井政藏、中村彌一郎、岡野勇二郎、石戸彦二郎來る。本日午後五時頃、清水氏宿屋引拂に行。夜、引移り致す。
二十五日。曇。舊十三日。今朝、上原氏來る。信徒惣代人、宿所姓名書受取。

京橋區三代町	荒澤平兵衛
日本橋區吳服町十三番地	町田平四郎
日本橋區小田原町二十番地	中臺勘藏

一、中野政二郎、飯濱七郎兵衛來る。午後、諸井一人篠森教正殿へ行、住番届也。

一、御地場へ御迎之電報を正午十二時發す。

一、御地場へ手紙祭幣送る事、時々事情通知可致旨申送る。

一、掃	一本	引越祝として	東坂町	岡野勇二郎
一、座布團	五つ	〃		石戸彦二郎
一、煙草盆	二つ	〃		中村彌十郎
				松本善二郎
				藤野角藏

岸 本
 加 藤
 中 村 母
 梅澤 榮三郎

右七名より

一、差配人田中喜三郎来る。納屋、修繕に付、費額の手傳、何分頼願度云々。本日取掛り。

二十六日。曇。舊十四日。今朝、清水、諸井兩人寄留届致す。區役所へ清水行。兩人寄留にては不都合、一人戸主と定め、一人誰方へ寄留と可致旨に付、談示之上、諸井戸主と定め届け済。

午後四時過、篠森教正殿来る。酒肴出す。同人御咄しに付、下谷稻荷社の祠官、阿部教正殿を交際の爲招待す。上原氏を招く。五名にて酒宴、夜十時頃三名歸る。教正、下案持参さる。

一、清水、諸井兩人寄留届、神戸區長、遠江廣岡村戸長等へ書留郵書にて出す。

一、夜十一時、大阪八幡町梅谷四郎兵衛氏より電信入。

カメタテンシヨシサンチツイチタツ

右十七字来る。

二十七日。晴。舊十五日。本日は兩人宅。

一、後藤高吉、水坂一ツ雲、並其付、引形視として持参。

二十八日。雨天。舊十六日。本日兩人宅。教會設置に付、出願より許可の上、開筵式迄の諸費豫算調べ及順序、見込方法の下案調整す。上原氏来る。

一、遠州、伊藤源吉より來狀。遠江の教會所御拜之事申越。則ち返書出す。

二十九日。晴。舊十七日。今朝、篠森教正来る。規約書之相談、在之條件を減する事、且夫々内談示す。本局迄人力にて送る。

一、前十一時頃、神戸増野氏より來狀。則ち爲替手形入。

一、十二時より、兩人駿河町三井銀行へ行。夫より教正と内談の向に隨、瀬戸物町、^一に於て松魚節切手買調へ歸る。

三十日。晴。舊十八日。今朝、兩人宅。後、四時諸井一人、篠森教正殿に行。不在ニ付、又夜に入行。而會規約之事、其他願書差出して都合談じ歸る。

一、本日遠江、柴本幸吉より、金入封書諸井宛着。請取ハガキ出す。

三十一日。薄曇。舊十九日。本日兩人宅。教會所設置願書、圖面等控を認め。

一、午後四時頃神戸増野より電報あり。

イマシツハンアリ

右を上原氏へ告ぐ。

四月一日。曇。舊二十日。本日、中山様御香の由に付、夫々手配。正午より、清水氏横濱迄御出迎。尙、上

原氏、今川氏、中野氏等横濱迄御迎。周旋方御待請す。午後十一時過御着あり。隨行平野氏、松村氏兩人なり。御着後、待請之周旋方へ酒肴出す。十二時半、上原、今川始皆々退散。跡にて五名萬々談不合。

一、遠州より教導職拜命願、誓約書十六通來る。

一、篠森教正殿來る。酒肴出す。

二日。晴。舊二十一日。清水氏、設置願書へ記載の、信徒惣代方へ調印に、極早朝より罷出、半途にして、

上原氏と同道にて歸り、信徒惣代調印之件に付相談あり。

午前九時頃、諸井氏、平野氏、松村氏三名、中山會長來着に付、御伺の代理として、篠森教正方へ至りしに、既に出勤後にして拜眉せず。歸宿す。

午後七時頃、吉原かもじや、中山會長へ見舞に參堂す。

三日。晴天。日暮雨。舊二十二日。諸井、平野、松村三氏篠森教正氏へ行。但、規約中相談歸宅し、直ちに

中山會長、諸井、平野兩氏と篠森教正へ行。松村宿所にて願書認。午飯后、中山會長、諸井、平野、松村三氏を率ひ阿部教正、大畑教正、古川教正、丸山教正へ來着伺に付行。日暮歸宅。清水氏、上原氏と同道して願書記載之信徒惣代へ印行申受に行。夜具七帖買入。臺所、營膳大工壹人雇入。

四日。晴天。舊二十三日。早朝より神道管長稻葉正邦氏へ中山會長訪問す。隨行四人。續て、家令之宅を訪問す。引續き、神道本局へ出頭し、願書差出し、添書を請願す。歸路京橋區銀座松田店に於て、午飯喫し、

中山氏は諸井氏を率ひ、吉原、加瀬、栗川の三氏を訪問せらる。午後四時歸宅。神道本局より、舊廿五日下

附之葉書、篠森教正より來る。諸井、平野氏は講社へ至る。神戸増野氏より、書換の誓約書六葉送致し來る。

五日。晴天。舊二十四日。午前八時より、諸井氏本局へ添書申受に出頭。清水、平野、日本橋區役所へ、町田平三郎印鑑證明書申受に行。午前十時、諸井氏添書持參にて歸宅。直ちに清水氏、差配人田中と共に、區役所へ願書持參せしに、荒澤、村松兩氏の印鑑證明書無之に付持歸る。

其れより清水氏、上原氏へ向け、荒澤印鑑申受に行、諸井氏も上原氏へ行。不在に付、歸宅し、再び清水氏、荒澤、村松の兩氏の印鑑申受に上原氏に向け行。夜分、諸井平野、篠森教正へ行。新吉原仲ノ町、大島屋善兵衛より漬物一挺到來。二時八分より地震し三十分を終る。

六日。雨天。舊二十五日。午前八時、清水氏上原へ荒澤印鑑申受に付行。不在に付歸宅。其より田中差配人と共に、清水氏願書持參して出頭。荒澤氏、町田氏印鑑證明區役所より照會之上、取調を請ひしに都合よく相濟、直ちに、奥印致奥しにより、中山會長、松村と願書持參して、篠森教正方へ東京府出願の儀依頼に付行。不在。諸井氏上原へ行。周旋方小松氏、吉原、村松氏之證明書持來る。上原の講社、周旋方五六十名、中山會長に面會に午后来る。菓子封金持參。改式賞狀、上原氏に依頼し大阪井筒方へ送る。

七日。曇天。舊二十六日。午前八時、松村氏、篠森教正方へ願書、本日東京府廳へ出願之儀依頼に行。午後申根講社周旋十餘名、中山會長見舞に菓子外一品持參して來る。

東京府より、天理教會設置事件に付、明后九日午前十時、出頭の葉書來る。

八日。午前曇天。午後晴天。舊二十七日。午前八時頃、篠森教正、昨日東京府へ出願の模様申談に來る。臺

所を移轉す。午后四時頃より、平野、松村助けに行。午後十二時頃歸宅。

九日。晴天。舊二十八日。午前九時、中山會長始、隨從四名、東京府廳へ出頭。願書中、更正の廉更正し、差出置、諸井歸宅がけ、神道本局へ立寄、篠森教正に面會し、東京府事情申談。午後五時頃篠森教正來る。有酒肴、埼玉縣の人、諸井氏の先講元壹名來り止宿す。

十日。雨天。舊二十九日。清水、平野買物に行。埼玉縣の人、諸井氏の先講社の者三名來る。前日の肴合せて四名止宿す。

十一日。雨天。舊三月一日。田中氏區役所へ罷出。教會所設置願、許可書取に行。持來る。其れより、神道本局へ其旨届出、明日、芝の紅葉館の件、篠森教正へ相談す。

十二日。晴天。舊三月二日。中山會長始外五名、芝公園地の紅葉館へ、管長始、外十七名招來に付行。午後十時歸宅。

十三日。晴天。舊三月三日。大神教會教導職、田中勝太郎氏來る。向ひ三河屋に於て止宿せしむ。諸井、松村兩氏神道本局へ昨日の禮且青柳氏へ田中之一件相談に行。篠森教正來る。

新吉原村松方藏、加藤新兵衛、赤尾吉藏より金一圓御酒として到來。田町二丁目前原勝治郎、鶴岡藤吉、美濃屋外太郎、新吉原山本藤治郎、今井元治郎、宮内初太郎の六人より教會所札到來す。

十四日。晴天。舊三月四日。松村、諸井兩氏上原氏へ行。但信徒惣代の禮に行。不在。松村氏、古川教正方へ禮に行。田中勝太郎三河屋に於て止宿す。戸山學校生徒(市ノ本ノ人)來る。酒肴出せり。大工天井をたす。

十五日。晴天。舊五日。松村氏、篠森教正方へ教會所設置受書外件に付行。歸宅、直ちに新吉原村松氏頃、信徒惣代へ禮に行。但し上原氏同道。大工天井を爲す。

十六日。雨天。舊三月六日。雨天に付異狀なし。田中氏三河屋に於て滞在す。大工一人來る。

十七日。曇天。舊三月七日。午前十時頃より平野、諸井兩氏、明後日、信徒惣代外二三名招應の酒肴を誂に付、行かけ上原氏へ立寄り談じの上、上原、平野兩氏行。諸井氏歸宅す。大工正午十二時迄來り居れり。諸井氏午後二時より埼玉縣の講社へ行。

十八日。晴天。舊三月八日。午前十時頃、今川清次郎氏訪問に來る。午後一時上原、松村柳橋龜清樓へ向け信徒惣代、差配人を招き酒宴を開く。午后八時頃歸宅。田中氏三河屋に於て止宿す。

十九日。晴天。舊三月九日。午后中山會長淺草遊覽す。田中氏三河屋に於て止宿す。

二十日。舊三月十日。午後一時中山會長向島櫻見物に行。日暮歸宅。門落成す。田中氏三河屋に於て止宿す。上原氏來る。但、開筵の件なり。諸井氏埼玉の講社より午後十時頃歸宅す。

二十一日。曇天。舊三月十一日。午前八時頃、諸井、平野兩氏開筵の件に付上原氏へ行。松村氏神道本局へ改式者届、並教導職試補薦舉狀持參す。

二十二日。晴天。舊三月十二日。午前、平野氏上原氏へ行。松村、神道本局へ奈良教導職薦舉狀持參す。諸井、平野、田中氏と共に用向に行。中野入來。三河新田の講社より漬物二挺到來。篠森教正來。酒肴出す。

二十三日。雨天。舊十三日。午前、平野氏上原氏へ行。但、鳴物の打合。今川、河井來る。其他異狀なし。

四月二十四日。曇天。舊十四日。教會所開筵式執行す。

二十五日。晴天。舊十五日。開筵式跡仕舞す。

二十六日。晴天。舊十六日。午前四時起。上野停車場に至り。中山會長始、松村、平野隨從日光に參詣す。

田中氏へ教會所家屋の件に付談有。

二十七日。晴天。舊十七日。中山様始、日光山に於て止宿す。篠森教正、教會所直轄賞狀附與の件に付來る。

酒肴出す。神道本局より賞狀下附の通知來る。

二十八日。晴天。舊十八日。午後二時諸井氏、神道本局へ出頭、午後四時頃、中山會長始、一同日光山より歸宅す。

二十九日。雨天。舊十九日。午前十時頃地震あり。午後一時頃より新吉原新福岡樓へ招きにより松村、平野隨行し行。歸りがけ、大島屋へ立寄一休す。日暮歸宅す。

三十日。曇天。舊二十日。午前十二時頃より、神道本局へ中山會長外、諸井、松村隨ふて行。但、六等直轄の賞狀授與せらる。本日、教會義金、二十二圓五十錢上納す。千住、中野氏より來人あり。

五月一日。曇天。舊三月二十一日。午前九時、諸井、平野兩氏、千住中野方へ行。上原來る。

二日。曇天。舊二十二日。異狀なし。

三日。晴天。舊二十三日。午前、古河方へ中山會長訪問せらる。松村、神道本局へ行。

四日。晴天。舊二十四日。午前、大畑氏へ中山會長訪問せらる。松村、平野神道本局へ行。

五日。晴天。舊二十五日。午前より、中山會長出立の荷物取繕ひす。午後四時より、上野寶來亭に於て阿部、篠森兩氏を招待す。

六日。晴天。舊二十六日。中山會長、外平野、諸井歸國に付、講社、周旋方等、見送りに來る。午前八時四十五分、汽車に投じて歸國せらる。荷物は、上野内國通運會社へ向け送る。尙、島文助へ其旨通知す。

地場。京都、深谷京都河原町三條下ル

井筒梅二大阪西區本町通三丁目十一番地

上村吉三大和國千早郡倉橋村出屋敷 郡山、平野とし。喜連村、

林等へ中山様、出立之報狀送る。神戸へも同じく、教興寺、松村へも同じ。平群郡、東安堵村飯田へも送る。選州へも。

七日。曇天。舊二十七日。埼玉縣深谷仲ノ町、山本伊兵衛病氣に付、出張之儀依頼に來る。夜分一泊。

八日。曇天。舊二十八日。清水氏埼玉縣講社よりの來人と、共に、深谷、山本方へ出張す。爲に上原氏本部に來る。

九日。曇天。舊二十九日。上原氏終日來る。清水氏日暮歸宅す。

十日。雨天。舊三十日。異狀なし。

十一日。雨天。舊四月一日。異狀なし。

十二日。晴天。舊二日。大阪、井筒氏より誓約書、大和、守屋氏より改式者届書送り越さる。就ては今川氏、守屋氏、中山氏へ書狀送る。

二十九日。増野氏到着。

六月一日。清水氏出立。
六月四日。神道本局へ六等賞章、改式届、教導職薦舉狀、幣帛料相添差出す。
六月七日。中野秀信、森崎忠作、増野氏交代書面差出す。地場より爲替券二枚、教導職薦舉狀、改式届送附し來る。

日記抄

九州下日誌（鴻田、榊井、久保、諸井）

明治二十八年 三月十四日より日記、四名（九州佐賀之關布教日誌）

三月十四日 本日午後、鴻田氏より、愛媛縣宇和郡三瓶村、宇都宮重次郎氏へ向け書面差出す。

午後榊井氏西の方へ、鴻田氏南の方へ、諸井氏東の方へ運動を試む。榊井氏、古宮村、卯三郎方に匂ひ掛け、夜鴻田氏と共に再び同氏に至り、御助けを爲さんとして斷られたり。

三月十五日 本日朝、籤を願ひ、鴻田、榊井兩氏は遠方に、久保氏は近邊に、夫れ／＼運動をなす。諸井氏留守居に當り、宿屋、明石屋に匂ひ掛けをなす。久保氏午後五時頃歸宿せり。夜、久保氏、諸井氏兩氏にて、神様を御祭り申し、橘辰次郎氏の病氣平癒の御願を爲す。鴻田、榊井兩氏は歸らず。

三月十六日 晴天。朝、諸井氏近邊に運動を試む。午後久保氏、運動を試む。古宮村にて、一人匂ひ掛け

を爲し、歸り來る。午後五時、鴻田、榑井兩氏歸宿せり。

三月十七日 諸井氏、鴻田氏の兩氏は、朝より西方に向ひて運動を試みんと行く。途中に、昨日、古宮村にて匂ひ掛け有りし古野昇治氏の宅に、鴻田氏、久保氏行かれ、鴻田氏は御助けを爲して、西方に行き、久保氏は御話を取次ぎ、而して古宮村を運動して歸る。午後三時頃、佐賀關町、喜多氏より依頼に應ず。依つて榑井氏至りて御話を取次ぐ。諸井氏、鴻田氏の兩氏歸らず。

三月十八日 本日朝よりは、榑井氏白木町に運動を試みて、一人匂ひ掛けを爲して歸れり。午後、久保氏近村を試む。諸井氏、鴻田氏の兩氏は歸らず。

三月十九日 晴天。午前、榑井、久保の兩氏は、田の浦、牟婁を運動す。午後榑井氏は、佐賀關町内を運動し、久保氏は、古宮村邊に運動す。此日、午前、愛媛縣、宇都宮重次郎氏より、鴻田氏宛にて來書し、午後一時、諸井、鴻田の兩氏より來書ありたり。

三月二十日 本日前には、榑井氏西方に至り、大志生木村にて、三名匂ひ掛けし歸り來れり。久保氏は、佐賀關町内を運動して、一名匂ひ掛けありたり。諸井、鴻田の兩氏は歸らず。

三月二十一日 本日は、榑井氏、佐賀關町内を運動し、久保氏は、小志生木を運動す。午前十二時、鴻田氏歸宿せられたり。諸井氏は歸らず。

三月二十二日 本日朝より、榑井氏は、鶴崎邊へ運動を爲し、鴻田氏、久保氏の兩氏、大志生村へ向ひて運動を爲す。諸井、榑井兩氏は歸らず。

三月二十三日 晴天。午前には、鴻田、久保の兩氏は、白木村の匂ひ掛け有りし宅に至り、夫れ、御話を取次ぎて歸る。午後第一時、奈良縣奈良町山田岩松氏、神道布教の爲め佐賀關に來る。今田宮松宅に宿す。海岸に散歩せしに、愛媛縣人、榮様より、吾等橋屋に滞在するを傳聞し來り、互に目的を談じたるに、山田氏は當地に於ても、貴君等迄天理教布教被遊るは、吾等の力にて及ぶべからずと。遂に佐泊に布教するの目的に決して一泊せり。夜諸井、榑井の兩人は歸らず。

三月二十四日 晴天。午後四時諸井氏歸宿す。夜、久保、諸井兩氏、當佐賀關の宮本源三郎氏を訪ふ。然るに同氏寢後なりとて、面會せずして歸宿す。

三月二十五日 晴天。本日宮本源三郎氏訪問せらる。凡そ一時間斗り種々談話して歸られたり。警察署に、久保、鴻田、諸井三名の名にて、當地に布教せんことを、本部規約を相添へ届出たり。午後鴻田、久保二氏宮本氏を訪へり。當夜願人十三名なりき。

三月二十六日 晴天。十一時頃より降雨。早朝、鴻田氏は鶴崎へ向け、久保氏は、白杵地方へ向け出發せり。朝、諸井氏三浦菅次郎方を訪ぬ。今朝、鴻田氏の名義にて、白杵、田町に於て、山田岩松氏より書而來る。十一時頃より、大志生木村に至り、古中角平、高橋はん兩氏を訪ひ、午後四時歸り、喜多しゑ方を訪ふ。夜御願を爲し、三浦菅次郎氏を訪ひ、家内の者に會ひ、御話を爲し、九時歸りたり。

三月二十七日 曇天。午後晴。朝、宮本源三郎氏を訪ひ、白木村に至り、渡邊鶴吉氏を尋ね、正午歸宿す。午後四時鴻田氏歸宿す。夜御話を爲したり。

三月二十八日 曇天。午後大風。朝、鴻田氏は自枿へ向け出發す。午後、古宮村に至り、吉野伸次郎氏を尋ね、三時頃歸宿す。

三月二十九日

晴天。風吹。午餐後、楠みね氏の案内にて、後藤しげ、大平ちさの兩人へ咄を爲し、後藤しげへは御札を遣し、本夜より兩人共に願を掛けることにせり。歸途三浦氏を訪ひ、御供を遣り置く。

暫時御話を爲し、三時過ぎ、歸宿す。

三月三十日

晴天。午後風。朝、大志生木村に至り、古中角兵衛方を訪ふ。正午歸宿。

三月三十一日

晴天。朝、白木村、渡邊鶴吉氏を訪ひ、古宮村、吉野伸次郎氏を尋ねしに、吉野氏は信心を止むとの事にて、御札を返戻せられたり。朝、榊井氏へ書面二通來る。午後榊本君より、四名の宛にて書狀着す。二時頃より、小黒村に至り、渡邊丈太郎氏に匂ひ掛けを爲し、五時歸宿す。

四月一日 晴天。午後、後藤しげ方を訪ひ、長話、二時を移し、五時歸宿す。

四月二日

朝、曇。午後 晴天。早天郵便來る。一は即ち鴻田氏より、一は即ち榊井氏より。鴻田氏は、日ノ岡村、高松、藤澤いつ方に止宿の事を報じ來りしなりき。依つて、過日、榊本氏よりの書面の儀、

又本日榊井安太郎氏よりの書面の事等申送りたり。

四月三日

曇天。本日、原よね氏御願に來れり。

四月四日

曇天。朝、後藤しげ方を訪ひ、御咄を取次ぐ。午後、小黒村、渡邊丈太郎の祖父來り、信票を遣し、御供、御紙等を與へたり。

四月五日

曇天。午後、白木村、渡邊鶴吉氏を訪ひ、四時頃歸宿す。鴻田氏、午後五時歸り來り、種を談話せり。本日、久保氏より書面來り、大野郡犬飼町に在る事を報せり。夜久保氏に書面差出す。

四月六日

快霽。正午、鴻田氏は出立せらる。同時、諸井氏大志生木村に至り、伊藤龜太郎氏を尋ね、小志生木村、福田角太郎氏に匂ひ掛けを爲し、午後六時頃歸宿す。

四月七日

曇天。諸井氏、小黒村、渡邊丈太郎氏を尋ね、午後一時頃歸宿す。

四月八日

雨天。夜、原才吉方に至り、御咄を取次ぐ。木多カメ氏の願を依頼され、歸宿の上御願を掛く。

四月九日

晴天。午後、木多カメ氏參詣せられ、御咄を取次ぎ、御願を掛け遣りたり。同氏は、カク症にて、五年斗り固き物食せざりしに、本日願を掛け、歸途、知己の家にて、上げ芋四つ斗り食し、何事もなく通りたりとて、喜ばれたり。

四月十日

晴天。白木村、渡邊鶴吉氏を尋ねしに、大いに快方にて喜び居り、捺印を受けて歸れり。午後四時過ぎ榊井氏歸り來れり。又三浦方を訪ひしに、勝藏氏も大いに快方にて喜び居れり。夜、木多カメ、原ヨネの二氏、參詣せらる。

四月十一日

晴天。朝九時、榊井氏は、鶴崎へ向け出發せられたり。十一時、諸井氏小志生木村、福田角太郎氏を訪ひ、大志生木村、古中角兵衛方に至り、結社の事を話し、午後五時歸宿す。

四月十日

晴天。諸井氏は、午前九時出立、小黒村渡邊丈太郎氏を訪ひ、結社の事を話し、正午過ぎ歸

られたり。晩方、後藤しげ氏參詣せらる。夜、原平太郎氏病氣に付御願の爲め諸井氏行かる。

四月十三日 曇天。午後降雨。朝、後藤しげ氏より神饌料掛魚を送られたり。午後、諸井氏、原平太郎氏を訪ひ、後藤しげ方、三浦勝造方を立寄り、夕方歸宿す。夜、原才吉氏參詣す。

四月十四日 晴天。風吹。朝、須加の木多諸平氏を尋ねしも、同氏不在にて、家内の者に面會せり。午後、原方を訪ひしに、大いに快氣にて喜び居りたり。夜、原才吉、後藤しげ、木多カメ、岡野ツネの四氏、參詣せらる。岡野ツネ氏に、御札を遣し歸せり。

四月十五日 晴天。夜降雨。午後五時、榊井氏歸宿せらる。七時、久保氏歸宿せらる。鴻田氏へ書面差出す。夜、高知部下、宮崎縣講社長、福森楠太郎氏訪問せらる。同人は、教會出願の爲め、上部せらる、途中なりと斷られたり。

金 錢 出 納 覺

十四日 出 一金四十八錢 金米糖四斤代
四錢 印紙二枚之代
一錢 布教費榊井氏
一錢 湯錢榊井諸井
二錢 ちり紙四折代
十五日 出 一錢五厘 布教費諸井氏
三錢 同 久保氏

出 一金四錢 布教費鴻田氏榊井氏

十六日 〃 二錢八厘 半紙一帖代
一金十二錢 箱 二個

二十一錢五厘 宿料榊井氏鴻田氏

八錢二厘 布教費榊井氏鴻田氏

五厘 湯錢久保氏

十七日 一錢五厘 わたし賃諸井氏榊井氏

十八日 一錢 たばこ諸井氏

三錢六厘 布教費諸井氏

二十四日 七十五錢 宿泊料諸井氏榊井氏

小計一圓九十錢六厘 諸井氏出

二十四日 出 六錢五厘 神様のやかた鴻田氏

十七日より二十一日まで九十六錢 宿泊料鴻田氏

三十二錢 中飯料鴻田氏

出 一金一錢二厘 渡賃 鴻田氏

二錢 烟草代鴻田氏
七錢五厘 布教費同氏
二十一日 一圓九十二錢 あかしや宿料同氏
二十三 一錢 烟草代同氏
一錢 紙 同氏

二十一日 出 小計三圓三十九錢二厘 鴻田氏の出
一圓三錢五厘 いも百目代

十八日 一錢 湯錢榊井久保氏
二十五日 一錢 烟草 久保氏
二十六日 一圓四十四錢五厘 あかしや宿泊料
五厘 湯錢 諸井氏
二十七日 三錢 半紙一帖
六錢 酒 三合
三錢 芋一盃目
一錢 ふし十五

二十九日

五厘 湯錢諸井氏

四月三日 十錢 宿泊料鴻田氏二十七日分
二錢 罽紙二十枚

四日 出 一金二十錢 湯錢諸井氏
五厘 明石屋宿料諸井氏二十六、七日分
三錢五厘 芋一盃目

小計金二圓

四日 出 一金四十八錢 久保氏の出
十八錢 明石屋宿料二十八日より四月四日迄諸井氏

六錢 米二升代諸井氏
一錢 たばこ 諸井氏
一錢 ちり紙諸井鴻田氏
一錢 御供料さゝる
七 御酒 御供料
出 一金二錢 布教費諸井氏
四錢 美濃紙十枚代
二錢 湯錢 諸井氏

五厘 宿泊料二十七より九日迄榊井氏
一圓七十二錢七厘

十一日	三錢	めざし神饌料
	十錢	たばこ榭井氏
	四錢九厘	湯錢 諸井氏
	一錢五厘	布教費久保氏
	十四錢六厘	布教費榭井氏
	四錢	わらち榭井氏
	一錢	布教費鴻田氏榭井氏
	四錢八厘	渡し賃榭井氏
	一錢	たばこ諸井氏
	小計三圓	榭井氏の出
	三錢二厘	半紙一帖代
十三日	一錢	たばこ諸井氏
十四日	二錢	御酒 神饌料
十五日	一錢	たばこ諸井氏
十六日	二十錢	明石屋宿料榭井氏十日及十五日分
	十錢	同鴻田氏五日の夜分

一圓六錢四厘
 小計一圓四十三錢六厘
 同諸井氏十一日間分
 諸井氏の出

二錢
 三錢
 四錢
 一圓五十四錢

六十九錢七厘
 三月二十六日より四月十四日迄宿料久保氏
 米七升六合久保氏

二錢四厘
 湯錢 久保氏
 五錢四厘
 渡ナ邊久保氏
 三十一錢一厘
 中飯料久保氏
 五錢
 布教費久保氏
 八錢
 同 久保氏

小計二圓八十四錢六厘
 久保氏の出

六十錢
 三月二十七日より三十日迄榭井氏
 三十八錢八厘
 四月十一日より十五日迄同 氏
 七錢八厘
 中飯料榭井氏

三錢五厘 布教費同氏
一錢 烟草代同氏
四錢 湯錢同氏
小計一圓十一錢五厘 榑井氏の出

備忘録

明治二十九年

六月八日 曇天。夜、降雨滂沱、如妖。増井富衛女よりの依頼により、在佐賀縣、増井丑松氏へ、御神樂本十冊郵送せり。

正午前、阿爺來着、豫て永尾様より依頼の絹糸持參せられしに付、直ちに同君御合室へ渡し置けり。

備中國高梁町在、偏屈居士、吉川萬次郎氏より端書來る。暑中見舞の如し。末筆に依頼の言あり。曰く、曾て購求し置きたる勅語衍義を送り呉れと、姉上に傳へよと。則ち之を奥様に言上せり。

阿爺の命に依り、在廣島の孝脩氏に勸告の書狀を差出せり。

六月二十八日 晴天。日曜日。道乃友第四十五號送り來れり。

鴻田利吉氏より書狀來着。去る二十三日、布教所の出張書差出したる由。又別封あり。嚴父への狀なり。乃ち鴻田先生へ御渡し申せり。

頃日、時候不順の爲め、身體疲勞者多し。予も亦、兩三日前より痛く疲れたり。然れども、別狀なし。全く神明の冥護と打喜ぶの外無し。

夜閣下御合圍の、御寫眞を頂戴せり。

七月十五日 雨天。鴻田利吉氏へ書狀差出す。呼還の事なり。

増井丑松氏へ、過日病狀を見舞ひ呉れし禮狀を差出す。本日は、高知分教會出張事務所の上棟にて、午餐に酒を饗けり。

教長閣下、并に奥様、岡山へ所用あり、舞子御遊を兼ね、御出發に付、隨行を命せられ、急に用意を爲して、御供致し、御屋敷を出でしは、午後一時なりき。梅谷様、亦御隨行被遊。奈良三時發の汽車に御乗込、五時過ぎ船場分教會へ御安着あらせられ、當夜同所御泊なり。

分教會に着するや、増野様に會せしは、いとふしぎなりき。夜、奥様には、増野様、及梅谷御内室とを召連れ、買物にとて御出行被遊さる。

七月十六日 曇天。大阪府管内所在の、各分、支教會、示談の件有之様子にて、早天より、船場分教會へ寄集せられたり。前川教正、茨木、寺田兩講義を始め、高田、近藤、平野、小松、中西の諸會長公に面

會しき。

閣下、本日内に御出岡の豫定なれば、宿泊準備の爲、予先づ一人出立す。十時四十六分、梅田發列車に乗り、岡山驛に着せしは、午後五時三十七分なりき。下車するや、吉川氏此に在り。即ち、同氏の案内にて、袋屋に至り、諸種準備を爲し、停車場に御迎ひに出づ。九時三十七分着の列車より下車あり、前川教正、梅谷講義の兩先生、御隨從なりたり。直ちに、腕車を驅つて、袋屋に投ず。夜餐を竟へ、着寢せしは、十七日午前二時なりき。六時起き出づ。(後略)

七月十九日 本日は土用の入り。日曜日。午後五時過ぎ迄、昨日と同所なり。

清水兵神分教會長公御迎ひとして來られ、乃ち、五時四十一分發の列車に御乗込相成り、兵神分教會所へ入らせらる。暫時御休憩相成るや、雨頗りに降り來れり。一同、其都合なるを喜ばざるは無かりき。七月二十日 雨大降。兵神分教會を辭して、三ノ宮より汽車に投じ給ひしは、午前九時四十五分なりき。十一時過ぎる頃、船場分教會へ着せられたり。清水先生も隨從せられたり。同先生は、午後四時、船場出立、歸神せらる。兵神々前へ、一圓獻納せり。

夜、吉川君と共に、心齋橋筋、道頓堀筋を見物せしに、途中大雨に逢ひ、困難を極めて歸會したりき。是れ又旅中の一興か。

七月二十一日 土用三郎。大いに雨降。雨、尙歇まず。然れども九時半に至り、分教會を辭して、歸途に上らせらる。奈良へ下車せしは、十一時半なりき。夫れより、腕車を以ひて、歸宅被遊たり。奈良迄、

御出迎ひせしは、榊井、宮森、兩先生にてありき。又、船場よりは、役員川西君、隨行せられし。

七月二十三日 快齋。夜、教長閣下、奥様を、招待して、小亭入初めの事を願ひき。月齊れ、風景最も好く、大いに御満足の御言葉を下さる。後藤、榊井兩氏、隨從せり。後藤氏、鯉二匹を釣りて供覽せり。さすがに、後藤氏なりとて、大いに賞言あり。十一時、歸邸ならせられたりき。

七月二十九日 晴天。増井正勝氏より、暑中見舞をおこせり。
柴本講義より、暑中見舞狀來る。

夜、佐賀關講社の件に付、鴻田、榊井の兩氏と共に、事務所へ御召喚に相成る。即ち、永尾様より、懇々御話有之、又、鴻田氏に對する、本部より大分縣警察部への回答書を、一覽せり。

八月十一日 晴天。本日も掃除にて、青年多忙なり。予は、例によつて、例の如し。即ち詰所に勤めり。今日、夜より懺悔すべきことを思ひ出し、神様に懺悔するに付、左の三ヶ條を誓ひて、三日三夜の御願を爲したり。

一、將來、十分注意して、理に對し、不敬の事は毛頭なさざる事。

一、獸肉、鳥肉は、如何なる場合に於ても、決して喰はざる事。

一、御席場の御掃除を、身に引受け、怠慢なく務むる事。

右之通り、實踐する事を、神明に契盟して、明治二十六年中の過失を懺悔し、以て、病氣平癒の一端

ともならん事を祈る也。

八月十二日 快霽。本部の多忙なるにも不拘、本日は懺悔の思案の爲、御筆先披見して休務したり。

九月五日 雨天。昨夜より、少しく熱氣を感じたりしが、今朝は、頭痛に堪へずして、得起きずなりぬ。

終日打伏しをりしが、夜分に至りて、大いに痛み去れり。

九月六日 雨天。日曜日。本部青年連よりの見舞の爲めなるか、雞肉半斤ばかり贈り呉れたり。

夜父上と、道の上の事に付、種々話し合ひ、其結果、大改心すべき事を案じ出せり。其れは、他儀に非ず。たんのふの一事にて、是迄大いに不足を思ひ居ればなり。依つて、父は、早速本部に詣で、子の爲めに、懺悔爲し呉られたり。

九月十一日 本日、閣下御令聞の賜ものなりとて、香竈葡萄酒一瓶、鴻田氏より頂戴せり。閣下御令聞の、御恵みを懸け賜る程こそ、有難しとも、忝けなしとも、云はん方無し。

九月十五日 半曇也。午後四時頃より、教長閣下、御釣遊びに御光來あり。篠森、後藤兩君、隨從せられき。御満悦有りて、御歸邸相成りしぞ、目出度かりける。

春野喜市氏、遠國へ布教するの目的を以て、神戸へ向け出發するなりとて、今朝袂別せり。又、榊井安松氏、明日より出發、佐賀關へ赴く事に決定し、午餐に、鴻田氏と圖りて、袂別の宴を催しき。

九月十九日 晴天。本日は、例の、閣下の秘書を寫せり。午後四時終れり。

九月二十一日

晴天。本日は、陰曆八月十五日にて、明月なれば、教長公、并に御本席様を、御招待せん

とて、朝來準備に忙がはし。夜に入るや、御迎ひにとて、兄上と共に伺ひしに、御用も有之、少しく氣分も御すぐれ給はざる御容子にて、御斷りに相成り、閣下のみ、御光來有之き。隨行は、篠森、永尾兩先生及び後藤君となりき。偕、今宵の月様は、宵の程は曇りたれども、九時頃より、最もさえ給ひき。閣下には、御機嫌殊に麗はしく、圍碁十數番に及び給ひ、夜十二時、御歸邸相成りたり。

九月二十五日

晴。午後曇。夜降雨。春野喜市氏より端書來る。出所は、東京市日本橋區箔屋町七番地坂

口眞助方とあり。紙面に依れば、氏は去る二十日、午後四時神戸を出發し、翌午後九時横濱上陸、二十

二日午前着京せし由なり。

又、榊井氏よりも來狀ありき。

九月二十六日

雨天。鴻田氏と示談の上、榊井氏へ返書差出せり。國元より、給一枚送り呉れ、母及び姉

の手紙と共に掌す。

小栗白羽支教會長殿より、子の養生にもとて、鯉節三箇、登臺者に託して贈り呉れたり。

十月九日

雨天。朝來、閣下の秘書に従事す。

午後、梅谷先生を訪問し、種々御咄を伺ひて、晚景歸宅す。

今春より臺所を働き呉れたる、飯田たき氏は、今朝、同ふみ、及老母小兒を引連れ、歸國せられ

たり。

十月十日 雨天。午後晴。本日も、朝よりは閣下の秘書を寫す。

午後、閣下に拜顔し、生國へ用事罷在るに付、數日の暇を戴き、即刻出立致度儀願ひし處、明朝に致すべしとの仰せに付、其心算にて退出し歸宅す。

歸宅したれば、偶々、清水先生御來臨相成居り、木村氏及兄と共に來意を御伺ひ申せしに、樋田喜太郎の一件に付、御咄の爲にて、即ち、初關係より、本日落着に至る迄の、委曲落無く語り聞かせられ、四時半頃御歸宅になりたりき。夜御暇乞の爲め御館へ伺ひ、頓て饑別を頂戴して歸れり。

當夜刻限、神話有之しの由承る。

十月十二日 晴天。名古屋六時發の一番列車に乗込、十一時過ぎ、山名分教會所に着す。

阿父、教用を以つて、將に靜岡へ出發せんとする所なりしに、己れの至りしを知り、止まりて對面し呉れられたり。依つて、明日、橋本、喜多兩先生、長野縣へ御出張の途、御立寄り相成る事を告げたりしかば、靜岡行は乃ち見合せられたり。己は、午餐を頂き、御奥様へ到着御禮の狀を差出し、其後夕景に至る迄、父上と種々對談せり。

夜伯母様來り訪はれしに依り、母上、姉并に、こし等と共に、己が身上に付ての神様の御恵み、即ち道の結構さを語り合ひ、十一時半に及びき。

十月二十日 晴。身體大いに快し。

分教會にては、説教當日、忙しき容子あり。午後、參詣の信徒三十名計り、頓て説教二席有りき。森町なる斯道熱心の婦人三名來られ面會し、教理の談話を爲せり。

夜九時三十二分、袋井發の汽車に乗込、父上と共に歸部上途せり。

十月三十日 晴天。前夜、東分教會より、本部へ電報を以て、上原會長の病疾危篤なることを報じ來り、本部を代表して、榭井先生見舞せらるゝに因り、阿父も舊誼により、個人的にて見舞はんと、本日早天、同道にて出發せられき。

又御本席様には、舊里へ御遊びの爲、數人御召連れにて、早天御發足被遊に付、御見送り申しや。故上村先生の一年祭は、本日城島分教會に於て、執行相成りたり。

十一月二十五日 晴天。教理によりて發句を詠み、教長公の御撰に預らんと、豫て、後藤氏の計畫なりしに、昨夜始めて之を催したりき。出句者十名計りなり。即ち本日、教長閣下の尊覽に供せり。

十一月二十七日 曇天、降雨。此頃は、御授け拜受者殊に多くして、御渡しの書きものに忙しく、去る十日より本日迄は、日々朝より夜に掛けて、筆を執り、二十七枚より少しと云ふことはなかりし。されども別して疲れをも感ぜざるは、不可思議と云ふも有難き限りにこそ。

十二月四日 晴。午後曇。本日午後、村田、成瀬、橋本の三氏歸國の途に付かるゝに付、見送りせり。夜、

教長閣下より、酒肴を下賜せられ、鴻田、榑井、梅谷の三氏と共に、歡を盡せり。蓋し、大祭にて、多忙を極めたる勞を慰する爲なりと。恐縮々々。

十二月八日 晴天。本日も閣下の書寫に従事せり。

教師試験の件に付、平野郡山分教會長公より、聞知する處あり。早速郵便書狀を以て、阿父の許へ報知せり。

十二月十日 晴。晝食に注油會を催せり。與にせしものは、榑井、鴻田、増井の三君と、已れとなりき。

夜閣下の御招きに預り、小説小堀政談を拜聴せしに、感に堪へたる名作なりき。終りて、夜食を饗せられ、御暇を願ひしは、既に一時に垂んとする頃なりし。

此頃は、御授け拜戴するもの、日々朝夜を併せて五六十人に及び、爲に、己等の筆をとること、忙に繁を加へ、夜を以て日に繼ぎ、筆を揮ふと雖も、而も、足らざるに至る。神様の御勇み、有難しとも、忝けなき次第にこそ。

本夜、會長様に伺ふまでに、辻豊三郎君來談せられき。又、小説を拜聴する半に、火事を叫ぶものあり、騒がしかりしが、遠方にて、消防夫も往かず。彼是する内に、鎮まりたる様子なりき。

明治三十年

一月元日 晴天。陰曆十一月二十八日。午前五時、起出で、四方神明を拜し、頓て、本部にては祭式あり、

午前八時、宅にて元朝の祝ひを済まし、御神樂勤めも、又、座り勤めも無かりし。

直ちに永尾先生を訪ひ、同氏の葬儀に關する一切の都合を承り、早速阿父の許へ報告せり。

本日は回禮せし向も多かりけるが、己は、固より陰曆元旦と内決し居たりし故、回禮せず。實は如何にして可なるものによ。

本日年賀狀差し送りたる人は左の如し。

大井 管 磨	杉 山 芳 雄	石 川 喜 平	秋 田 佐 喜 次	椿 卯 之 助
吉川 萬 次 郎	芦 田 松 次 郎	井 筒 五 三 郎	梅 谷 梅 二 郎	川 西 豊 三 郎
中 邨 恒 太 郎	小 坂 源 吉	田 中 喜 太 郎	池 田 歌 吉	山 中 忠 藏
上 村 庄 作	原 平 太 郎	後 藤 勘 太 郎	原 田 平 藏	宇 波 勝 太 郎
前 川 梅 三 郎	榑 井 政 二 郎	榑 井 安 太 郎	太 田 和 之	

又、梅谷分教會、及大柳生出張所へ、前日來の禮狀を、榑井、増井、久保三氏と共同にて差出せり。

一月五日 快晴。本日寒に入る。井筒先生の葬儀に會葬する爲、午前十時二十分、教長閣下、及隨員諸先生に從ひて發す。十二時、奈良發の汽車に乗じ、午後二時半頃、砂場に着し、豫て分教會より取設けられたる休憩所に入り休息す。己は、固より青年代表者にして、隨行諸員とは異なるにより、夕景、閣下の御暇を戴き、休憩所を辭して、北新町一丁目の旅館丸山へ向け、阿父と共に入宿す。夜に入りて、本田二丁目なる原田平

藏君を訪問せんと欲し、腕車を雇ひ、彼れ是れ尋ね索めしかど、遂に不當、徒勞に屬し終りき。頓て、又阿父と共に、心齋橋筋に散歩して、九時頃歸宿し、寢に着くや、南海分教會長山田氏と、我が木村氏と共に入り來りき。即ち寢を出で、暫時談話して、山田會長は、高麗出張所へ歸られ、木村氏は此に宿す。

一月六日 夜來の雨、未だ速かに不歇、甚だ之を憂へき。八時頃より、天晴れ、快爽となれり。九時、宿所を出で、声津分教會に至りて、幣帛料を納め、樞前を拜し、井筒五三郎君を始め、未亡人、親族の人等に面會し、頓て休憩所に至り、教長閣下、前川教正、諸先生等に面會す。

本日は、會葬のみの心組なりしも、閣下の命により、祭員に列せられ、後取を勤む。因に、本日の祭員姓名を記せば次の如し。

齋主	教長閣下	副齋主	前川教正
典禮	橋本教正	献饌長	篠森教正
贊者	永尾講義	調饌師	板倉講義
傳供	山澤講義	傳供	山中講義
傳供	喜多講義	傳供	宮森講義
後取	鴻田試補、及び子となり。以上。		

一月八日 晴天。正午より、閣下には高安分教會へ御出張の事に相成り、山中、鴻田兩氏、隨行せり。己は、喜多先生と共に、奥様に従ひ、午後歸國の筈にて、分教會を辭し、川專(旅館)に赴きけるに、奥様には、御用向にて、御歸國は明日となり、己と、喜多先生とは、即ち、命に従ひて、五時湊町發の汽車にて歸國せり。女髮結、おゐいどの又同道せり。

九時本部へ着せしに、山澤先生の長男子、兩三日前より病症せしに、本日は殊に甚だしきを以て、教長閣下御迎ひの爲、木村氏大阪へ向け、後藤氏河内へ向け、午後四時頃より出發したる由にて、混雜極めたる後なりしかば、早速先づ山澤先生を御訪問申上げ、頓て喜多先生の御發議によりて、一回打掃ひ御願動めを爲したり。

一月十九日 晴。寒氣甚嚴。大寒也。皇太后陛下大喪に付、敬弔の爲、本部に於ては、朝夕の勤行を、今日夕より怠る事とせられ、神前にも簾を垂れたり。

一月二十日 曇。寒氣同昨日。夜青年會の議に付、北村、辻、林、堀内、久保、榊井、鴻田諸氏と會す。

一月二十三日 晴天。母の土産を調ふる爲、終日その事に従ふ。夕景、母及ろくを導き、教長閣下、奥様御本席様、詰所事務所等へ挨拶す。

夜青年會研究、夜に當り參會す。説教五席あり。幹事の改選をせられしに、予其任に選ばれたり。當夜會するもの二十人なりき。

一月二十七日 曇。夜小雨。本日は、陰曆二十五日なれば、御神殿御祓除を手傳ひ、午後は教祖殿の御祓除を手傳ひ、四時頃全く終れり。

山澤爲信殿、全快悦びを催され、晝餐に祝酒を饗け、且つ品物をも頂戴せり。

山名分教會役員、柴本、岡野兩氏上部せられ面會す。柴本氏は、歳暮年頭回禮の爲、岡野氏は、木村氏に交代せん爲なりと。

三月二十五日 晴天。午後、丹波市郵便電信局電信機縦覽の爲、篠森様、及鴻田、西村兩氏と同道にて罷り出、縦覽して歸りき。明日より電信事務開始する由なり。

過般、下野國足尾村付近鑛毒の爲め、二萬町歩の田畝荒蕪に歸したる由にて、大いに人民騷擾すとの事を聞きしに、本日の新聞紙によれば、農商務大臣は該地に出張する趣きなり。如何なる處置を施さるゝや、吾教祖、御存生の前御咄有。せかいはかのなくごとくなる日があるで、と聞きしに、實に、這回の足尾附近の事實を聞きては、御咄の意味は、此等の事にもやと思はるゝなり。

本日、春野君新潟へ無事安着の報あり。

四月二十九日 晴天。村岡良弼先生御墓參被遊るゝに付、午前九時より西の森御墓前の茶亭に至り、御休みの準備を爲す。頓て、御參詣相成り、此處に御休憩、午後五時迄御遊びにて御歸會相成りき。少しは高説をも承りしが、就中覺え居りしは、かの當時、松の木にて鳴き居るゼー／＼と云ふ虫の事なり。此虫は毛虫の大なるが如きものにて、松の緑を喰ひ荒す害虫にて、俗に松虫といひ、觸るゝ時は痛くさすものなり。此を退治せんには、らつばをふくにしくはなし。らつばをふけば、其音を好む爲めか、將又恐るゝ故か

見るがうちに集り、且木より落ち來るものなり。云々。教長閣下、及篠森教正御同伴なりぬ。

本日、れんぞにて草餅を搗かれ、晝饗には馳走もありき。

選州なる母の許へ、昨日送り來りたる品物の禮狀を差出せり。又姉の處へ、先日贈り呉れし物品の禮狀を送れり。又分教會役員中に、前日、御本席様、教長様、御釣魚の娛しみを爲し、御喜び被下事、并に八王寺出張所火中に免難せしに付、御本席様、教長様共に御喜び被下し事等を報するの書狀を差出しき。道の友第六十五號落手。

六月二日 快晴。本日も當直す。鴻田氏、私用ありたればなり。

午後、川西愛三郎氏上部せられ、對面したり。依つて、船場分教會に在る青年會の事を尋問せしに、青年會員は、當時五十名に垂んとし、幹事諸氏が、參事員てふ名を擔ふて、神典、談話、神事式、祝詞式、及び神樂勤め等を只管勉強しつゝあり。近々の中に、八九十人に及ぶ見込みなり、と談られたり。

本日父上、上部せらる。

教長閣下、四時頃より事務所へ御來遊相成り、篠森教正、後藤、中野、村田、西氏等を伴はる。父上、已に着しければ、幸にて粗酒を呈したりき。

夜父上と談話數刻。十一時頃、歸部宿直す。

六月六日 曇天。日曜日。本日も朝、父上歸國上途せり。臺灣へ布教の儀、昨夜御許を頂きたれば、はかりき。

午下睡眠を催し、醒めて、朝顔の草を鉢に移すなどしつゝ暮れけり。夜宿直す。

六月十四日 曇天。昨夜十一時半頃、閣下御歸邸、缺禮せしが、今朝拜眉を得て、御謔言を申上げき。

午後當直す。夜、前晚鴻田氏と熟議せし結果を、教長公へ、共に々々御願申上げき。即ち、我等四名御暇を賜り度き儀なり。閣下心よく御聽容被下たるぞ、かしこかりき。依つて、鴻田氏と何れが先發すべきか、御圖を戴きしに、己れこそ先發と定まりつれ。閣下に此次第を申上げ、一兩日中に發足すべく御許を戴き、夜更けて寝につき。當夜は當直なり。

六月十五日 曇天。本日は、明朝出立の準備にて日を暮しぬ。夜、閣下より四名の中へ金子賜りたり。依つて、鴻田氏と計りて、四名打揃ひたる上にて頂き度、夫迄御預りをと願ひたれども御聞入れ無きに付、即ち拜領致し、鴻田氏に預け置きぬ。又奥様より、茶、煙草、スルメを下され、頂戴致して、行李に納めたり。六月十八日 晴天。午前二時三十分、佐賀の關上陸。橘方に宿し、夜明けて、榭井、久保兩氏に面會す。兩氏等九時過ぐる頃立ち去り、夫れより、無事着の紙面を、青年會出張事務所、及新湯なる春野君、遠州なる父の許、鴻田氏等へ差出せり。参考のため鴻田氏へ出したる紙面記し置く。

拜啓仕候。一昨日、辻生出立の砌は、種々御配慮に預り、難有奉存候。借、當日法隆寺迄出づるに、道路思ひの外難澁にて困難致候。夫れがため、十時十二分回所發の列車は、辻生の車がステーション前の大橋を渡る時、發車相成り、少しの事にて、一時間あだにつひやし候。その上、車賃は三十錢もとられ、又一時間もまれねば相成らぬ事故、鳥喜にて休息致し、晝餐を喫せしなど、種々多分の費えを來し候。こんな事ならば、奈良へ出た方が宜しかりしと、後悔せしが、後悔先に立たぬとの古言、克く穿つて腹が立ち申候。今後雨天の節は、必ず奈良の方へ御立ち出に相成るやう申し進候。さて、私は、十一時十二分發の列車にて、大阪に着し、川口なる琴谷方にて休憩致し、承るには、當日出港の豊後地へ下る汽船は、第二菱川、第五宇和島、會社の加茂川にて、此日程よき汽船の揃ふ事は稀なりとの事なれば、心の内に、打ちよろこびつゝ、何れの船に致さんかと思案致し候ひしが、琴谷方の言葉にまかせ、第五宇和島に乗込む事に致し、三時頃川口へ出で、汽船を覽るに宇和の五よりは、會社の加茂川の方、少しく船體も大にして、速力まさりたる様子なれば、加茂川丸にすればよかりしと、茲に又後悔先にたつすの古言と面會致し申候。

然れども、左様なる譯にも不參候へば、そのまゝ乗船致し、凡そ三時間餘り、運轉せぬ船中に起居致し(否起つ事不克)、午後六時頃、出港の汽笛を聞き、やれ／＼と思ひ候。此三時間、實に監獄の未決監もかくやと思はれ、煩悶を極め居候ひしが、出港するや、海上存外平穩にて、清風窓より投げ來り、聊かの苦しさも覺えず、やがて甲板上に出て見れば、一向、船の搖るぐを不感、清風面を洗ひ、駭々手として、遙かの沖に進行す。愉々快々。志は太平洋上に馳す。乍併、再び室内に入れば、此心は去りて、只中等室を戀ふるの意のみなり。

噫、我等、何れの日か意氣昂々として、中等室に臥するを得ん。とかく、千辛萬苦の後、三十歳の大試

驗に卒業證書を領せし上の事と、心を取なほして、たんなふをなし、やうやく安眠の境に入り、中等下等の差別も無く、家に在ると、舟に在るとのちがひもなく、極樂地獄も更にわからず、旭日東天に輝くに至つて、再び人生の思ひあり。此無差別、無相違、無分別、これ偏へに天の賜物、吾親神様の、吾等をあはれと思召し、恵みをたれ給ふ處の結果なりかし。

かくて、今朝二時半頃、佐賀の關へ入港し、舢舨に移らんとして、切符を船員に渡し、かば、上陸地は佐賀關にあらで、大分とあり。琴谷回漕店にて、如何なる故に間違ひたるか、又例の古言と對面するの止むを得ざるに至りたり。

されど、豫て承る、十分はこぼれるてふ神さまの御諭しもあれば、今回の旅行は、十分の好都合なりければ、此位の不都合はよろこぶべき事なりと心を決し、十五錢の不足金は、教理のため快くどるば、こを出にけり。

さて上陸して、橋方をたゞき起し、夜の明くるまで打伏しぬ。やがて、朝餐を喫し終りて、休憩致しつゝある所へ、榊井、久保兩君尋ね來られ、種々面談し、只今、兩君は借家の方へ移られたれば早速書面したゝめて御送り申事如斯御座候。

當地も、信徒の重なるものは更に心變りし様子も無之候へば、御安心被下度候。又、榊井氏等の借家といふは、元おしげさまの居りし二階にて、おしげさまは廣島へ行ききりの山に御座候。私は、午後諸々へ挨拶に出て、何れ兩三名登參者をこしらへたる上、榊井氏同道歸部し

て戴き度と考へ居候が、只今は鯛網の時節にて、實は六ヶ敷かと案じ居申候。餘は後報云々。

本日午後、原方に至り、妻君と暫時談らひて、晚景宿に歸り、風呂に入り、晚餐を済まし、頓て、榊井氏と共に、山本精市方にて、久しく談話し、十時頃より川上伊作氏を訪ひ、十一時半頃歸宿して寝ねぬ。

八月十三日 快晴。午下少しく降雨。朝、足立金吾氏來り、鴻田氏も初對面をなして、頓て、足立氏は去られたり。

教長閣下に、大暑御伺の書翰を呈す。

午前、鴻田氏と共に、甲斐方に至り、説教を聴きに來りしものは只二名のみ。家の子、十名斗り加はりて聽聞し呉れたり。終りて、午餐を饗せられて歸る。

午下、青年會に對する意見書、及辭職届、他出届等、鴻田君と示談の上認めたり。意見書左に記して、後日の參考に備ふ。

拜啓、時下大暑之砌に御座候處、會員諸賢、益々御清適に被爲居、大慶至極に奉存候。二に迂生等も、以御蔭無事消光罷在候間、乍憚御安神被下度候。

陳者迂生等、這回遠地に布教さしていたゞき候に就ては、歸國の時日も如何程延引相成候とも計り

難きに付、從來幹部を勤めさしていたゞ候ひしが、兩人迄會日缺席致しては、甚だ不都合と存じ候故別紙辭職届差出申候。依つて、在會々員諸君、臨時總會を御開き被下候て、迂生等の後任投票決定被成下度、迂生等も別封の通り投票致候間、總會之砌、御開票被下度候。

倅、又、生等辭職に臨み、聊か申上置度事有之候。そは會員たるものは、本會の規約を十分篤と熟讀し置かん事に有之候。御承知の如く、本會は、年々十二月に總會を開き、本會の方法に就ての諸事を審議すべき規約に御座候へば、勉強の方法を變更する等の事は、該總會に於て決定被致度、尤も、臨時總會にても、議する克はざるには非ざれども、たとへ如何なる勉強事にも致せ、一年位は其方法を守り勉強致さざれば、其効果を見るを得ず。若し、年中に再三方法を變更する等の事に相成候はゞ、必ず會員に不服の者も生じ、随つて不服の結果多數の缺席を見るに至るべく、遂に本會の不振を來すやうに相成らんと存じ申候。されば、年末の總會に於て、明年度の勉強方法を議決致候にも、なるべく簡易に致し、會員等悉く喜びて賛成する方法に決定致すやう願はしく、事によりては、甲部の人々は、かやうの事はがゆしと思ふ事も、乙部の人に於ては、勉強に骨の折れる事も有之べくに付、甲の人々に於て、此位の事は勉強致さねば、青年會の功能もなしと思ふやうの方法を取る時は、乙部の人は、必ず共に勉強するにたへざるの感を起し、不參缺席、繼いで生ずるに至らん。兎に角、本會は會員親睦團結するを第一に御願申度、勉強を急進せんが爲に、その團結一致を破滅するやうの事は、決して起さざるやう御注意をおきて、萬事宜しく御願申上候。

先は右聊か愚意を陳述致候迄。餘は諸賢の健康を重ね、奉祈候。草々、九拜。

八月十三日

鴻田印

青年團結義會諸君御中

諸井印

八月十九日

快晴。臺中城内縣廳前、鼎立社永井藤平君より書狀來着。本月二日の出なり。臺灣の様子、委曲報道し呉れたり。依つて、暑中見舞旁々禮狀差出す。又、大和なる事務所へ向け、阿父へと、おたか宮吉さまへと、二通同封にて書面差出す。犬飼、鴻田君へ、端書を以て、久保氏出立の事、榊井氏紙面の事を報せり。朝須加に至りて、御授けを取次ぎて歸る。夕方より、東に至り、夕飯、行水等をなして、夜に入りて歸る。

九月七日

快晴。早朝木村文藏氏より書狀着し、披き見れば、去る六月二十一日、伊藤の後家女へ入家結婚せし由にて、伊藤文藏と記名ありき。

九月二十日

雨天。朝來歸國準備に急々たり。午後、池松くに方に饗せられ、晚景、疋田岩吉氏の招きに應ず。夜商船會社の汽船、大龍丸に乗込しは、八時半頃なりき。送り呉れたるもの、疋田岩吉、池松とめ、くに、佐々木やな、橋みね女、及鴻田氏となりき。

大分、別府、守江港を過ぐ。

九月二十二日 快晴。拂曉神港に入り、七時出港。十時頃、川口に上陸せり。夫より腕車を驅り、湊町に

出で、十一時發の汽車に乗込、十二時半奈良着。之より人力車にて歸宅。着せしは、二時過ぎなりし。晝飯を喫し、沐浴などしたる爲、時間を費し、四時頃本部に至り、神前に賽し、教長閣下を始め、各位へ挨拶の時を移せり。着状を演説、山本、鴻田氏に差出す。

九月二十三日 晴天。午後降雨。彼岸中日。國元、阿父へ紙面差出し、臺灣へ出發の節は、電報を以て報じ呉れられん事を依頼せり。

(橋本教正の狂態) 昨夜より、橋本教正醉興ならんか、罵詈訕諤の行爲を呈せられ、騷擾一方ならず。夕方に至つて去られたり。教正は、狂生となりたるかの感あり。噫々。

十月一日 陰曆九月六日。晴天。今村松聲堂へ依頼せし檢印出來、受取りたり。本日は、寫物をなして暮せり。

夜青年會の研究會に出席す。研究問題三點にして、九時閉會せられき。六月分より、四ヶ月分會費四十錢、納付せり。

青年會を退席して、ウカレブンを聞きに往く。十一時終れり。
今夜春野氏は結婚式を擧げられたる由。

十月六日 降雨。榊井先生より、植田喜太郎の件に付御咄あり。要領は、同人、及信徒三名上部せられ、從來の反心を翻へし、改心、且山名の部屬たることを決心せしに付、別席願の手順を、假に出張事務所の計らひにて、扱ひ遣る方、善策ならん故、事務員に忠告せよとの事なりき。依つて松下氏に談せしに、氏、之を計らふを肯んせず。

午後植田氏來り、扱ひの儀を願はる。松下氏と共に、面會し、扱ひ難きことを諭してかへせり。
夜青年會に出席す。十時閉會なり。退散す。

十月二十日 晴。(諸井國三郎の渡臺) 朝、父、道須兩君と共に、梅田停車場に出で、父は八時頃の汽車に乗込み、神戸に出づ。己等二人同乗するを得ず、次の列車にて神戸に至る。鈴木善吉氏と車中に會す。氏は、わざ／＼父の渡臺を見送り呉れしなり。又神戸下車の際、清原勘吉氏に會ひ、四人同道、腕車を驅りて、海岸通出口廻漕店に至り、父と會す。間もなく、鯉江源一氏來られ、初めて面會す。
午餐終りて、父と鯉江氏とに同道なし、水産博物館を見物す。

晩食を喫して、五時半頃、父等乗船するに付、見送たり。船は、商船會社の須磨丸とす。七時技錨の筈なりき。己等、船より辭し歸りて、七時の列車に乗込み、大阪に出で、丸山に投宿す。

十月二十八日 快晴。午前、詰所勤務。
午後、教長閣下より、御上京隨行の御下命あり。準備す。五時頃、御本席様、御歸會相成り、御出迎ひ申上ぐ。

夜、書面をしたゝむ。鴻田氏と、在臺、阿父とに送るものにして、上京御隨行申上ぐる事をも記せり。
十月二十九日 晴天。午前三時起き、隨行の準備をなす。

四時御出發。隨行先生は、榊井、辻、板倉の三君にして、奈良迄見送り、松村先生、平野夫人の二君。日本橋より御迎ひに來りしもの、同會長、及役員五名、東分教會長、及役員三名なりき。

奈良六時發、列車に御乗込。木津、棚倉の間に於て、日の出を拜す。京都八時發汽車に御乗換。名古屋にて車中晝食。午後五時前、静岡御着。大東館に御投宿相成り、同宿せり。

十月三十日 晴天。午前五時四十分發に御乗車相成り、御機嫌うるはしく、午後〇時五十分、新橋御着なりたり。日本橋分教會役員、東分教會役員の重立ちたるもの等、十數名奉迎せられき。

隨行員、奉迎員等、腕車を運ねて、午後一時半頃、日本橋分教會に入る。
かねてより奉送迎の事は、質素ならざるべからざる旨、かたく申し聞け在りたれば、本日の奉迎人も、かくは少數なりしなるべし。

夜十二時頃失火ある様子にて、甚だ騒がしかりければ、一同既に寢に入りたりしも、目を覺まして、大いに心配なしたりしに、暫くにして鎮火せり。後にて聞けば、錦町二丁目の材木商の家なりしと。當夜は、風殊に劇しかりしにもかゝらず、類焼等もなかりしは、實に神明の御擁護と云はざるを得ず。萬一、類焼の爲め、一丁目に災害を蒙むるものを生ずれば、這回の開講式は遠慮なして、數日延期せざるを得ず。然るに、事爰に及ばざりしは、言語に餘る御助けなりと、喜ばざるものはなかりし。

十月三十一日 晴。風烈。晚景休。日曜日。朝飯終りて、教長閣下御出局相成るに付、板倉先生と共に御隨行申上ぐ。午後二時四十分、御歸着相成りたり。

夜鎮座祭御執行。九時半頃、祭式終る。已れも末班を漬し、後取を勤むることを申付けられたり。當夜役割左に、

齋主	教長閣下	副齋主	中臺會長
祓主	上原會長	典儀	板倉講義
獻饌長	榊井講義	調饌長	辻講義
解除	山田講義	裝束師	深谷、寺田兩會長
後取	諸井愚	手長	各支教會長

十一月一日 陰曆十月七日。快晴。日本橋分教會は開蓮式當日なるを以て、朝、開門前より、信徒門前に詰め掛け居り、朝勤めには、參拜者室内に充滿したり。午後一時、祭式執行。四時終る。分教會にては、信徒に、豫め入場券を渡し置き、該券の無きものは、入門せしめずありしが、而も、入場者室内に押し詰め、爾餘のものは、門内に山をなして、立錐の地を餘さざりき。

當日招待に應じ來られし人士は、二區長、一新聞社長、七新聞記者にして、皆俱に其盛況に驚き、且つ信徒の慎重なるに感じ、充分の満足を酒席に吐きて、歸去せられたりと云ふ。

本局よりは、野田、遠山二君來り、玉串を献納せらる。本部長代理には、板倉先生玉串を献せらる。己れは、祭式中に、小倉直長夫婦に會ひ又式終りて後、松下氏及鈴木とみ、妹ろくに面會す。上三氏は、教長公に拜顔を願へり。

十一月三日 快晴。朝榊井君より書狀來る。見舞はれたるなりけり。

朝來、教長公に面會者多く、御取次ぎに多忙なりき。

午下、小倉、鈴木兩君、來訪せられ、教長公に御目通りを賜はりたり。

頓て、閣下には、淺草へ御遊參なりたるに付、御供仕る。他の先生も皆隨行せり。獨り辻先生のみ、朝より日光へ見物のため出で立ちたるにより、あらず。五時頃、歸りたれば、東分教會より、迎ひとして、會長、役員數名と共に來り、待ち居り、直ちに御來臨被遊。己等又陪伴す。

十一月五日 降雨。終日不歇。朝飯後、上野へ御遊びに相成り、勸商場へ入らせらる。御隨伴せり。

午後、御面會人夥しく、多忙なりき。

夕方御命を蒙り、淺草區新富町十番地に在る中村常治氏を訪問し、面會を得て御書狀を渡し、直ちに歸る。

十一月九日 晴。夕方曇。午前八時、日本橋御出發、御歸國の途に上らる。一同御隨伴申す。日本橋會長、及役員二名隨從す。新橋ステーションにて、奉送人數十人の内に、野田、八太、遠山等の局員もありき。又植松（局員）氏は、箱根迄御送りの爲め同乗せらる。九時新橋發車。

午後〇時十分、國府津、二時半塔之澤へ無事御着、洗心樓へ投宿被遊。

十一月二十日 陰曆二十六日。本部秋季大祭當日にて、殊に多忙なり。神饌の手傳者多かりしを以て、己れは詰所に務めたり。夜、分支教會長の會議あり。己れは、上田氏等と詰所を守れり。

（女鳴物道具の變更）久しく禁止なりありたる三樂器は、琴のみ、從前の通りにて、三味のかはりにびわ、こきゅうのかはりに新形こきゅうを、本日の御神樂に始めて奏せり。本日は天候よろしく、思ひの外の賑ひなりき。

十一月二十四日 晴。夜小雨。陰曆十一月朔。本日は舊芦津分教會長公の一年祭執行に付、分教會を代表し、父に代りて芦津分教會に赴く。

午前九時出立。十二時同會に着す。永尾、高井兩先生は、本部より御出張に成り在りき。又、東會長、日本橋會長、及役員一名、高知會長、及役員等も、來會せらる。午後一時半、祭式に掛り、二時半頃終る。頓て、宴會となりたれば、己は座を避けて、新町通に買物に至る。買物を調べて歸り、晚餐終りて、五時前同會を辭し、永尾、高井兩先生と共に、歸途に付く。

岡本君隨伴をせられき。夜九時半歸着す。

十一月二十八日 晴天。日曜日。午前膳寫ものに從事す。

午後母より書面來り、父が臺灣より送りたる書面を封入あり。見るに先頃風氣にて煩ひ、一兩日にし

夜詰所勤務。

十一月三十日 晴天。朝春野氏を同道し、事務所に歸りて、彼の女中に引合せ、意中人品を質して、氏は辭し去りき。

臺中在父より書狀來り、單衣、袴を送れとありければ、早速小包を以て送り、書面を差出し、當地の様子を報道し、御指圖二三點を共に記したり。

又鴻田氏へ、石油箱一個差送る。是は、先般申來りたる衣服及神具なり。別に書面を差出し、榊井氏、下關の相談中なる事をも云ひやれり。

午後會計課の用事を承り、中南に勤務す。晩方、春野、榊井兩君と共に、閣下の召に會ひ、御前に伺ひ、種々諭示を蒙りたりき。

夜、詰所勤務し、明日平安支教會移轉を勵行する爲、板倉、松村、平野三先生御出張の由承り、御同伴申度く決心したり。

十二月一日 快晴。陰曆八日。朝、教長公の秘書謄寫に従事す。

十一時頃より、榊井氏と共に出發し、先裁より腕車を驅り、今國府支教會に至り、此處に、山中先生、及春野、中野氏等と合し、平安支教會へ向ふ。

午前四時、三先生の談判終り、神靈を奉じて出門す。供奉、着服教師十名許り、旗三流、高張二本、其他數名あり。出門して一丁斗り來りし頃、反對者數名打つて出で、旗、高張を取らんよし、爰に一場の擾

亂を醸せしが二十分間程にして、謀反者の敗に歸し、意氣揚々御供申し、一同は龍田の新設所に向へり。己れは注進の爲、直ちに腕車を驅りて歸部し、教長公、及本席様、諸先生に言上せり。

夜、後藤氏御障りに付見舞へり。

十二月二日 晴。母より書面來り、又々父の書翰を回送しおこせり。午前後藤氏を訪問せしに、山田會長來會し、教話を承り、十一時頃辭したり。

十二月四日 曇天。夕景降雨。臺灣在の父上へ、燈明皿、麥種三合、米種一升、及羽織一枚とを送附す。又別に端書を以て、送付せし事を報せり。

國許母上へ、右品々送附せし事を報せり。本日は反古取調を爲せり。

夜、板倉先生に隨行し、明日より伊賀地方へ行くべき事を命せられ、忽卒その準備をなせり。十二月十三日 晴。詰所出勤。

板倉先生、嘗つて注文の白の袴出來、兄上より紙面を付して、幸便にて送り來りしに付、早速同先生へ御渡し申し上げ。

久保橋次郎氏より、端書を以て過日の返書をおこせり。

夜、教長公の御召しに依り、伺候して御馳走を頂き、明日津へ使者たるべき旨、申付けられ、頓て、辭

退して準備を爲す。

十二月十五日 曇天。風烈。埼玉支教會長田中市作氏、病疾に罹り、難重症の由にて、伴平太郎氏、昨日登參、御指圖を願はれたるに付、今朝面會致し、種々御教話を取次ぐ。

母上より書面來る。別事にもあらず。又兄上よりも、紙面をおこせり。

午後、鴻田君へ金四圓送附するに付、紙面を附し、併せて本部の休務日限をも報せり。

又父上へ小包にて、袴、單羽織、及苛性曹達、曹達灰、西瓜種、瓜、麻種、棉種等を送達す。

十二月二十日 晴。夜降雪。本日は筆記に従事す。

分教會へ端書を以て、大阪西區北堀江下通一丁目百五十番地屋敷高野幸助なる方、琴、三味線を製造するに付、彼の新製胡弓も製造せられ、安價なる由聞及、其由を報道せり。

十二月二十八日 午前、辻先生と共に、宮吉氏を同道し、豊田山にほそ、くのぎの實を拾ひに往く。實は少しも有らざりければ、くのぎの苗を貰ひて歸る。

午後くのぎ苗、及燕子花の根を荷造り爲し、臺灣苗栗へ向け送附す。別に書状をも差出せり。

又、大阪芦津分教會吉田槐太君より、先般依頼せし醬油一樽送り呉れ、落手せしに付、禮狀を差出せり。

又臺中永井、一條兩君へ、端書を以て、苗栗へ送品の次第を云ひ遣れり。

夜、休務。本部の新調風呂出來、今晚初入浴なりき。

十二月三十日 晴天。本部教室大掃除を手傳ふ。午前九時に始め、午後三時全く終れり。

朝西村方へ結婚祝を送る。

夜、永井藤平君、臺灣より歸着せられ、一時過ぎ迄談話せり。

父上より書面來る。去月三十日送附せし荷物の着状なりき。

十二月三十一日 晴。大稔。午前永井君を同道し、本席様、教長公へ御面會を願ふ。午後、明日の神饌調達にて多忙なりき。

夜、青年會に關する事情に付、谷岡氏と談合の件あり。又吉田氏、林氏、外四五君とも打合せり。

又永井君と談話あり、十一時頃寢に就く。

小栗周藏君より禮狀をおこせり。

明治三十一年

二月八日 晴。苗栗ヘクノギ苗、及ハランの根、柳等を送らしたため、その準備なせり。午後右の品に端書を添へ差出す。

兄上より、先般回送せし文の紙面に付、挨拶の端書來る。又母上より禮狀來る。

夜休務、十一時頃御勤めを拜せり。

當夜産勤め二座御執行。

二月二十日 晴天。陰曆晦。午前詰所勤務。午下旅行の用意を爲せり。

昨今は、事務開始せられしのみにて、参詣人の多き、事務の多端なる、實に前日の記する處の如し。吾等他出は更に憚る處なりと雖も、

閣下の内命に屬する故を以て、いよ／＼明朝出發せんとす。事、公けなれども、その内命なるを以て、人に語るを得ず。生國へ、暫時布教するといふを以て口實となし、人々に別れを告げぬ。

此日、春野君も、又、同事を以て西下する事を語られき。明朝、同時に出發せん事を約す。

二月二十二日 雨天。午後風。七時十分奈良發の列車に乗り込み、九時二十分七條發車に乘じ、草津、晝飯豊橋夕飯。夜八時袋井着。十時分教會に着す。

三月三日 晴天。午前九時分教會を立出。原川、大池等を過ぎて、徒歩、掛川町に入り、西町の戸塚善右衛門方を訪ふ。氏在宅にて面談數刻に及ぶ。偶々節句當日なりければ、馳走になり、午後二時半辭し去りて字葛川なる掛川支教會に至る。役員小澤茂作氏ありて、面接し、當夜一泊す。晩方、中村氏も歸會せられ面會す。

夜十數名の在會者に御教話を取次ぎ、十一時過ぎ寢す。

三月四日 曇天なりければ滞在す。本日蝙蝠傘一本を求む。午前は、中村、小澤其他二三人の人より、教理尋問を受け、談話に時を移せり。午後二時頃より、掛川舊城の趾を見る。小澤氏案内し呉れられたり。

北隅に丸山教會所あり。神道丸山遠江教會所と看板に記せり。倭小にして不體裁。實に神道の體面を汚すものと云ふべし。さて城趾の本丸は、今、掛川小學校に當てられ、其他に御馬長屋一棟残り。是又、掛川農家場に用ひらる。

學校の前右手に二碑あり。静岡縣内征清出役戦死者二十餘名の忠魂を慰する碑と、凱旋記念の碑とあり。聞説、此建碑舉行の時、縣知事も參會せられしに、碑石の下位に發起人の姓名を刻みあれば、大いに發起人を呼びて非難せられたりき。今就て見、その實なるを知る。人心の腐敗嘆すべきのみ。晩方梅田役員來會せらる。夜、近傍信徒二十名餘を集め置かれしかば、二座説教を爲す。

三月五日 曇天。九時四十分、掛川支教會を出でたつ。小澤氏、梅田氏同道し呉れらる。十時頃日坂に掛る入口に在る縣社八幡宮を拜し、頓て、町を過ぐれば、小夜の中山の、舊道と新道と分るゝ處なり。新道は舊道に比して、坂大いに緩かなる由聞きたるを以て、則ち新道に入る。行く事十數丁、右手に炭竈の烟、二所三所立ち昇るを見る。

春雨の降らんとぞする日にも猶 炭焼見ゆる小夜の中山

名にし負ふ小夜の中山わけゆけは 世にすみかまの烟立つなり

炭かまの賤の心や澄もせん うき世に遠き小夜のなかやま

など口ずさみつつ、又行くこと十數町、一軒の茶屋あり。小泉屋と云ふ。此家の手前に、數百貫と思しき丸き大石あり。榜を立て、夜なき石と云ふ。石の上部に刻文字あり。南無阿彌と見え他は判然せ

す。いはれありげにてわからねば、

南無阿彌と残りてあとは きえにけり

と口ずさみつゝ此茶屋に入り一憩す。時に十二時十分なりき。

茶屋の女に就て、夜なき石のいはれを尋ぬるに、古へ何時の御代かは知らず、中山の麓より、程遠か
らぬ村里のいしとなんいへる女、夕まぐれ此峠を越えけるに、一人の悪漢あらはれて、年頃の女なれば、
身持なるをもちとはゞこそ、なぐさまむとて口説きけるを、女なかくきかざりければ、遂に刀にかけ
て切り捨てたり。其切口より、男の子生れ出でたるを、觀世音菩薩が現出して、胎を求めて養育しける
に、追々成長して小供心にも親の仇を討ちたきものとの一念、忘るゝ暇もなかりければ、菩薩あはれに
思召して、夢を以て告げけらく、仇を討たんとらば、須らく名だゝる礎屋に奉公すべし、とありけれ
ば、自ら乙八と稱し、やがて大和國に登り、礎屋源五郎と云ふ家に奉公しけり。

十年ばかり経ける時、戸殿井郷右衛門と云へる浪人入り來り、力を出して礎ぎくれよと依頼せらる。乙
八其刀を見れば、切先にていたくも母のこぼれたる所ありければ、其所以を尋ねけり。郷右衛門申しけ
るは、昔、われ血氣の頃、遠州中山の峠に於て、婦人に出會ひ、若氣の至りに、口説きし處、なかく
に吾意に隨はず、遂に此刀に掛けしが、其時側に在りたる丸き大石に、切先を叩き付けたる爲、斯くは
母のこぼれたるなりと。こゝに、己れが長年尋ねる仇たる事を知り、やがて首尾よく敵を討ちたりと云

ふ。

さて、その石に女の執念入りたるにや、毎夜々々、かなしき啼聲を發したりければ、遠近の人、夜啼石
となん稱しけり。その後弘法大師遍歴して、此峠に來りたる時、爪を以て、此石に南無阿彌陀佛と刻み
たれば、それより啼聲もやみたりとぞ。今は陀佛の二字は消滅して見えず。十數年前、此家の先主人
發起して、東京淺草の觀音の開張を折として、此石を持込み、世人の縦覽に供せしが、着京の前に、擬
造物を出して市人に觀覽せしめたるものあり。夫れが爲眞物も偽物なりと悪評せられて、空しく中山に
歸りたるのみならず、大いに損害を醸し、峠に於て名高かりし小泉屋も、財を壞ふの止む無きに至り、
此處に一小屋を設けて、片山里のわび住居とはなりしなり。

因に掛川支教會の教室は、元小泉屋が大名の宿泊に當てんとて建築したる別座敷なるを、數年前に買
ひ取りたるなりと云ふ。

又無間山のいはれといふを聞くに、是も昔、時代はわからねども、熊鷹平内左衛門といふ人、此峠を
通行の折、日已に暮れたりければ、木影に憩ひて、一夜を此處に明かさんか、と考へるたる折ふし、
通りかゝりし一人の女、是又夜中の事なれば、同じくこゝにいこひたれ。何れも若き男女の事とて、不
圖、手枕替せしが縁となり、離るゝ事も得果さず。ゆきどきだめぬ、浪々の身を幸ひに、夫婦となり

て、籠に小さき庵をしつらひ、夫はかりを業として、その日／＼を暮しける。

やがて二人の小兒をまうけ、兄を八太郎と云ひ、妹を月小夜といふ。さて此峠に久延寺てふ寺あり。此寺の和尚、籠の里の童を集めて學問をば導きければ、八太郎も追々成長に及び、同じく修業なしけるに、年を経て、和尚の代りをも勤むるまでに至りしとなん。或日、和尚他行しければ、八太郎代りに教へ居りたるに、一頭の鹿、その子を連れて寺近く來りたれば、小兒其の子を捕へんと鹿を追ひ行きたり。

その間に、和尚歸り來りて、鹿と雖も吾子を愛する情愛は、人も異なる事なきなり。然るに小供の追行くを許し置くとは不心得なり。無慈悲の心は功德にならず』と懇々説諭せられしかば、其説肝膽に銘じ、父の狩を業とするを太くかなしみ、屢々諫むと雖も、生計上、止むを得ずとて聞かん様も見えざりければ、一日熊の皮を被りて、山中に打ち伏し居たり。父は、夫ともしらすして、よき獲物と思ひ、鐵砲を放ちたるに、彈適中しけん、忽ち悲鳴の聞ゆるは、正しく人の聲なりけるに、驚く事一方ならず、あわてふためき行き見れば、思ひ掛けなき吾子なり。二度おどろき悲しむと雖も、最早爲す術も空しく、黄泉の客となれり。母人大いに愁ひ悲しみ、遂に病の床に打ち伏し、間もなく此世を去りしとなん。こゝに、平内左衛門は罪障消滅の爲、娘一人は捨て置き、諸國を遍歴したりける。

然るに母の執念は、月の雉子(羽一枚毎に母になり居ると云ふ)と化して出て、近在及旅人を惱ましける事夥しく、怪しき風聞、四方に聞えければ、都より討手をこそはさしむけらる。討手に向ひたるは、

三位良政卿に、從者は橋主計助とぞ傳へらる。或夜、良政卿の寢所に月の雉子來りて申しけるは、吾如何なる討手の來ればとて、決して討たるべきものに非ず。されども、吾に一つの願あり。願を叶へ給はんには、うたれて功名得さすべし。願といふは外にも非ず。吾に一人の娘あり、名は月小夜姫と申す。此中にこもりゐて、都の空も眺め得ねば、あはれ尋ね出して、都に連れとり給へ。又、吾果つるそののちは、無間の鐘を鑄給ひて、無限の供養を頼み申すと、夢みけり。

良政卿不思議の事と思ひ乍ら、山又谷を分け巡り、それはあらぬと索むるに、かすかに琴の音すれば、是は如何にと行き見るに、瀧のかたへに仙人の家と思しき家ありて、内に美人のをりければ、様子を探ねる娘に違はねば、夢の次第を物語り、良政卿は宿所まで同道してぞかへりける。夫より、月の雉子をうちやらで、無間の鐘を鑄て、栗ヶ岳の頂に堂を設けて供養せり。夫より栗ヶ岳を稱して、俗に無間山と云ふなり。

良政卿は月小夜姫を連れ立ちて、都に復命し給ひし後、姫と結婚せしとなん。さて又、仙人の住居したる傍らの瀧を、仙人が瀧と稱して、今に傳へて奇談となす。

さて、名物の子育ての節を食し、午後一時、此屋を辭して東に向ふ。坂を下れば、右手に山中鹿之助の古跡なる小鹿てふ村を見る。暫くにして、又山に掛り、緩坂を南に向うて上ること十數下。右に菊川

の里を見下し、是より、東に下ること又十數丁にして、金谷に出づ、某茶屋に入り午餐を喫す。時に午後二時半なりき。

小澤、梅田兩氏は、寄所の所在を確めんとて出で行き、四十分ばかり過ぎて歸り來る。續いて、寄所擔當塚本吾作氏來り迎へらる。依つて同道し至り、周旋方三四名の人々とも面會し、教勢上の談話に日暮れたり。

小澤、梅田兩氏は、急ぎ晚餐を食し、七時の汽車に乗込み歸會せらる。夜信徒二十數名參會せられ、教話を取次ぐ。

三月十三日 雨天。日曜日。昨日永尾先生に送りたる書面、後日の參考に記す。

静岡縣遠江國榛原郡金谷町字横町二百二十一番地山内房吉(箱職)の二女つる(五歳)なるもの、去る二月十四日空豆を弄び、獨り戯れ居りけるに、小兒の常として、何物をも口に入るものから、遂に空豆を氣管内に引込みければ、兩親は大いに驚き、直ちに町内の醫師、村上忠夫氏を呼び、治療を依頼せしかども、何分氣管に引込みたるものなれば、施すべき手術もなく、殆んど當惑の有様なれば、又々他の醫師二名を聘し、共に、圖りたれども、是又爲ん術も不知、空しく時日を費しけるに、小兒は嘔咳止む暇なく、時々痛苦の様子も見えて、晝夜泣き居るのみ。一盞の水だも吞まず、追々危殆に迫るの有様、兩親は只悲ひ、愁ふのみにして、又せん術もなく泣くばかり。

かゝる所に、十九日の朝、天理大神へ祈願しなば如何、と知らし呉る者有るにより、直に金谷町字南村なる教師、塚本吾作氏を尋ね、祈願の手續を依頼せられたり。依つて、氏は早速山内方に至り、先づ教理を説き明かして、信心を深厚ならしめ、纏て、神明に祈願を爲し、禁厭を行ひたれば、小兒はうつ／＼と眠りを催し暫くにして覺め、生玉子を一個食し、一滴も通らざりし水も、速かに通りぬ。

兩親の喜び如何ばかりか、譬へんにもなく、其翌日より食事も少々つ進み、二十八日となりたるに、咽喉少しく痛む様なりしが、纏て豆四粒吐き出し、其儘痛みも止まり、咳喇速かに治まりて、舊の如く全快なりければ、兩親は云ふ迄もなく、近隣の人々も、神明の難有感應ありしに、おどろかざるものなかりけり。山内氏は、四粒の豆を紙に包みて直ちに塚本方に持參し、涙を流して喜びたりと、誠に難有靈驗と云ふべし。

去月十日、年の頃、二十一、二才と覺しき男、遠州金谷町講社寄所に來り、大阪市東區農人橋筋北久太郎町一丁目七番地堺東北角、天理教會御常服御用立所、眞明組第二號、芦津分教會理事、兼會計員少講義伊東由兵衛之伴秀三と、入道前關白も及ばざるほど長々と記したる名刺を出し、奥州へ布教に參り、今回輻重輪卒に徵發せらるゝ爲、歸國の途中、山名分教會役員、飯田氏と宇都宮にて邂逅し、心を許して同宿したるに、圖らずも同氏に荷物、所持金を持去られ、途方に暮れたれども、幸ひに、小遣丈別に持ちたる爲、直ちに同氏の後を追ひ静岡迄は跡が付きしが、夫より何れに行きしや更に分明ならず、

微發の期日も切迫に相成り、殆ど當惑の次第なれば、悪しからず御憐察を願ひ度しと、申述べしは如何様、眞實らしく、思はるれど、兼て右様の騙者が巡り居る事を聞知し居たるを以て、老人只一人出で、接し、何事も留守居の者にて取扱申難し、と云ひ張れるに、凡そ二時間許り、教理上又は教勢上の談話をなして去りたりと。

其翌十一日、掛川支教會にも、前同様の主旨を以て無心に來るものあり。年頃も同じければ同一人ならんと云ふ。其兩三日後に、袋井町信徒某の家に來り、右の如く談りたるに、遂に其言葉を眞になし、金一圓を惠みたりと。又其後、中泉支教會、濱松支教會等へも來りたれども、何れも應せざりし由、而も其教理を談する有様は、眞に道の人とのみより思はれずとなり。油斷のならぬ世の中ならずや。

朝、おたか女より書面來る。御授けを頂きし由の禮状なりき。又榊井氏より、佐賀關にて投函の紙面來る。去る十二日安着の由。

午後伊藤文藏氏へ書面差出す。又榊井安松氏に端書差出す。又青年會評議員に端書差出す。

夜江塚氏の宅にて、教話を取次ぐ。聴衆十數名、村人も在りき、十一時牀に入る。風吹荒れて喧しく、暫くは眠りも入らず。父の上を思ひて、

よもすがら風荒るゝなり吾父の 渡る海路や如何なるらん

吾父の海路をわたる夜半なるを 吹きな荒ひぞ龍田大神

三月十五日 晴。本日は筆記ものあり、従事す。

夜永井氏本部へ向赴の途に上らる。阿父迎ひのためなり。

三月二十日 快晴。日曜日。春季皇靈祭。本日父、歸省に付、迎ひの爲午前十時出立、袋井に至る。途中、村内にある祖先の墓に詣でき。

十二時四十分、列車より父は、永井氏を隨へ下車せらる。夫より腕車十臺運ねて歸會す。

本日出迎の爲、停車場に至りしもの、村人、及信徒總べて二百人ばかりなりし。

夜着の祝杯を傾く。列席のもの四十人ばかりなりし。

五月二日 降雨。午下、妹ろくを連れ、おとみ女同道、大東出張所に至り。やがて小倉と同道、女學館に行き、ろくの入校を依頼して歸る。ろくはおとみ女と、一ト先づ東都へ歸る。余は夫より京橋區に至り、松尾町三丁目安藝茂三郎方にて、御教話を取次ぎ茲に一泊す。

五月二十二日 晴。午後小雨。大東にあり、臥し居りき。午後三時、神様に歸國の儀を願ひ、一夜の間に御助けあらん事を乞ふ。

是より先、昨秋以來、首に出來し腫物、漸々膨張して、分教會を出づる頃より、更に一を増し、相州巡察の當時、時々痛みを感せしが、愈々膨張して、去る四日夜、口を開き、膿汁多分出でしが始りて、日に増し多く出で、勝浦に至りし頃は疼痛さらに加はりければ、種々懺悔すと雖も治まらず。加之、

年來の痔疾も時々痛みて、行歩に憚む事も少なからざれば、勝浦出發之際、東國巡廻は、山名部下をも兼ね巡る心算なるは、神意に反くやも不計と、此事を改めて、東京へ歸る迄に助けを得るやう祈誓せしに、其効もなきのみならず前日來、頭痛腹痛を感じ、腫物も痛み、加はりければ、止むを得ず、茲の願を爲すに至れり。

然るに廿三日の朝に至りたれば、忘れたるが如く、嘘の如く頭、腹の痛み、腫物の悩み失せけり。(後略)

五月二十四日 正午過ぎ京都七條停車場に着す。午後一時十分發奈良行列車に乗り込み、四時頃本部に歸る教長閣下には、伊勢皇大神宮、炎上御見舞の爲、増野、篠森兩教正を隨へ、予が歸着前二時ばかりに御出發被遊たりしと。

皇大神宮は、昨午前一時頃、參集所より出火し、諸所を焼き、正殿に及びて棟を焦したりと。されど神靈は神官奉仕して風宮に遷座ありたりと云ふ。如何なる神慮なるや。如何なる國家異變の兆候なるや。凡人の悟り及ばざると、かなしかりける。

六月一日 陰曆四月十二日。快晴。教長閣下御上京、松村、清水、篠森三教正、御隨行にて本日午前九時三十五分御出門被遊、徒歩ステーションへ向はせらる。されば、見送りのもの二十名ばかり、同じく御供なせり。己れも、又その中に加はり行く。ステーションにて御休憩被遊事、二十數分、午前十時三十分の列車にて北行したまへり。

午後頭痛はげしく、熱生じ困じければ、床に入る。

六月六日 晴。本日は餘程軽くなりたり。

西田吉之助君、訪問せられ、雑談に數刻を費し、午餐を饗し尙談話しつ。二時頃去られたり。此夕、久しぶりにて御勤めに參禮す。

六月七日 晴天。朝春野君見舞はれ、續きて榊井、増井兩氏見舞ひくれたり。

午下、増野先生御訪問被下、一時間餘御諭し被下て、御歸りになりたり。辻おかめ女、本日死亡に付、夜、青年會議に參列す。

六月八日 晴天。本日は惡寒少しく差し、やがて熱出で、頭痛して朝來心悪しかりき。午下、床に入り、眠る。父へ昨日増野先生の御諭しの次第より、是非、登參願度儀の紙面、分教會へ向け差出せり。

榊井安太郎氏より紙面來る。平安無事。

六月十三日 曇天。病所昨と同じ。

午後四時、父上姉を連れて歸部せらる。種々意見を承る處に、喜多先生御光來あり。點燈頃迄御教話を承る父の意見と、略同じうし居れば、尤もの事と思ひ、眞に懺悔、決心する事左の如し。

一、我身の位置を不足にせし事を懺悔し、將來決して他望心を惹起せざる事。

一、山名分教會の事に心を勞することを懺悔し、將來は本部の上より平等の見を養ふ事。

六月十六日 昨日より少しく快く、起伏交々して日を送りぬ。

午前梶本君見舞ひくられる。

朝、父より御指圖を願ひ、御諭しを戴けり。午下、父より説示され其心を戴せり。午後三時出立歸國せらる、姉上は居残り。

六月二十七日 晴天。朝梶本、西村、久保三氏見舞ひ呉れたり。

續いて後藤君、又續いて深谷様見舞ひ呉れたり。

今朝、姉上身上御伺申上げ御諭しを受く。事、父に係るを以て、至急上部せらるゝ様、國許へ書面を郵送せり。

七月二日 曇天。風強。夕方雨下。正午頃、母上及なつ、柴本まつ同道來着せらる。病狀昨に異ならず。

七月三日 曇天。朝西村君來訪せらる。本日は舊十五日なれば、青年會に出席出来るや、否やを問合せの爲なりき。

午前、村田幸助君來訪せらる。氏と予とに青年會取締を命せられたる事を談せられたり。依つて御受け申せり。午下、山田君見舞ひ呉れたり。晩景辻先生見舞ひ呉れたり。夜、村田君、久保君と共に來訪せられ、青年會内規草稿の事を囑託さる。

七月十一日 晴天。朝茨木様御尋ね被下、續いて高井先生御光來被下、御授けを受く。やがて奥様御光來、見舞物品賜はりたり。

本日午前伊藤氏より父へ打電し午下返電に、

『アサヤコウニテユク』

とありき。

七月十三日 晴。朝、上田君訪問せらる。

午前山澤先生御見舞被下たり。

十一時父歸着せらる。柴本、永井、小栗三氏見舞を兼ねて隨行せらる。小柴久七、山下長五郎、紀藤鹿藏三氏、支教會、出張所、布教所の各所を代表して見舞ひ呉れたり。山口連氏も亦來り見舞はる、鈴木金太郎氏同上。夜、増野様御光來被下、父と長談せらる。

本日は、昨日の苦痛を忘れたるが如し。

七月二十八日 晴天。午後夕立。本日は心ばかりの祝ひを爲せり。本日をトせしは、予が誕生の日（月は異れど）なるを以てなり。

朝、教長公、御本席兩御館へ伺候し、御禮申上ぐ。本部内、見舞呉れたる諸氏に聊か返禮せり。午下、吉川宗七殿來訪せられ、見舞を受く。

七月二十九日 晴。朝、西村氏、喜多先生の御使に來り呉れたり。青年會の規約草稿の件なりき。

又飯降様御來遊、池魚數十尾を釣り上げたり。午餐を進め、やがて二時過ぎ御歸りなりたり。午下、姉上は鈴木みと女を伴ひ、歸國の途に上られたり。

夜、榊井安太郎君、佐賀の關より歸りたりとて訪問せらる。分教會より病氣全快したるに付いての祝状に、禮言を雜へおこせり。

七月三十一日 快晴。早朝榊井安太郎氏來訪せられ、己れが前年佐賀ノ關へ置きたりし、支那靴及衣類、書籍等持ち歸り呉れたりとて、わざ／＼持參せられたるなりき。改め受取る。

朝六時、父は伊藤氏を隨へ、名古屋へ向け出發せらる。愛知支教會新築落成したるに付、今夜鎮座祭を執行する爲なりと。同教會、久しく軋轢して部下の榮ゆるにも不拘、教會内折合悪しく、隨つて維持も思はしからざりしに、今新築の功を竟へたりとは、實に御道の爲、慶賀に堪へざる所にこそ。

本日左記の人々へ、全快の禮狀差出せり。

木村 林藏、清水 重作、諸井 三郎、諸井彌惣治、足柄出張所、周智支教會、山口 連、紀藤 鹿藏、山下長五郎、小柴 久七、小栗 周藏、鈴木金太郎、伊藤芳二郎、諏訪 清吉、村手普次郎、の三氏へ(巾下) 鈴木 ふさ、庄田今朝平、松田卯平、(菅原出張所) 内藤 しげ、(耶摩出張所) 村田 はつ、後藤安次郎、(白羽部下)

八月一日 陰曆六月十四日。快晴。午前青年會規約を清書し(二通)、村田取締と共に詰所に差出せり。鴻田先生なりき。午下一通下げ渡しなりたり。

八月二日 晴天。夕方急雨。朝、西村氏訪問せらる。本日は青年會々日なるを以て、午後四時より出頭す。辻先生御教話終りて、規約を披露し、一二件決議し、晩方終る。

九月五日 拂曉雨。晴。一番列車にて、梅谷、喜多兩先生御出立。橋本氏隨伴して、山名分教會へ赴かれたり。

朝身上悪しく、爲めに宮森先生、及西村君に足勞せしめたり。

九月十日 快晴。分教會へ御出張相成りし、梅谷、喜多兩先生御歸部。橋本、柴本兩氏隨行して、午前十一時御安否相成りたり。

午後、梅谷先生御自宅に伺ひしに、喜多先生も御來會相成り、御禮申述べて、大略の様子を承知せり。夕方、父より郵便二本入る。一は去る六日の暴風報道にして、一は橋本氏に託したる己信の返書なりき。依つて、直ちに禮狀差出す。又伯父の許へ見舞差出す。又袋井伯父の許へも母と連名にて同上。

九月十五日 快晴。詞林第□號着冊す。吉川万次郎氏より着禮狀來る。寓所は、仙臺市東四番丁一八番地下宿屋山崎方。

午後後藤じよふ女來り、三敬氏の書せられし、父の肖像三幅受取りたり。而して寫眞を所望せられしに付諾せり。

身上追々快く、昨夜より入湯を始む。七十日ぶりなり。今夜もしまふふろに入る。

九月十七日 晴天。午後父より書面來り、小倉ちを女を歸東させ、おろくの常着の衣類、早速送る様依頼せよ、とありけるに、既に同女は昨朝出立しければ、此事依頼の端書を、小倉に發信せり。

又臺灣苗粟より新米二升餘り送り來りければ、半を本部神前に供せり。

夕方、奥様より仙臺支教會役員へ、吉川氏の件に付禮狀發すべき筈なれども、教義上の都合も如何なれば、汝より宜しきに禮書差出し置き呉れとの、御言葉下さりしに付、早速、庄司、岡崎兩氏へ禮狀發送せり。

九月二十一日 快晴。昨日暮參せし爲か、臀腫口少しく痛みを帯べり。父の贈物の手傳をなし、日を暮せり。是は常詰となり、當地に常住するに付てなり。夕方五氏と柴本、橋本氏とを隨へ、御禮に向向かれたり。己れは身上快からざるにより、出頭せず。(五氏とは、渡邊、村田、三浦の三理事。及、伯父上、兄上也) 九月二十三日 晴。秋季皇靈祭。今朝身上に付、先般より連中の事情を、御指圖相願へり。役員上部中の者一同伺候す。己れも出頭致さんとせしに、時少しく後れ、爲めに直々拜聽する事を得ざりき。

右に付、家族一同引越の事、兄上副會長たる事等、取り決まれり。午後、梅谷、増野兩先生、御足勞被下、役員へ御指圖の諭しをたまへり。引續き夜に入りて、登參者一同へ、御教諭に預りたり。

九月二十七日 晴天。おろくの入學願を奈良縣高等女學校へ差出す。

此頃は腫物もちにくき故、本部へも足を向けず。邸内に、起居、散歩して日を暮すなり。今夜かたの腫れ上りたる所口あき、膿多分に出でたり。

十月三日 晴天。寒氣甚。父上は、ろくを伴ひ、早朝出南せられ、ろく女學校に入學を許され、今後通學する事となれり。

小倉氏より、過日申送りし、委細承知の旨、返報されたり。

午後、梶本、増井、榊井三君訪問し呉れたり。

十月十八日 晴。午前、御本席様御歸部。午後、教長閣下御出門、平安支教會へ赴かせらるゝ由承る。父も分教會長として參向せらる。蓋し明日開會式、當夜鎮座祭なればなり。

本日は氣分大いに快し。

十一月八日 本日も痛痒を感せざりき。

夜、父上より書面來り、二十四日に立出し來れとの招狀なりき。己れも同道せよとの事に付、該日限迄に平癒の願を掛けたり。

十一月九日 快晴。陰曆二十六日にて、本部にては月次祭御執行。教長公御上京中に付、祭主は鴻田先生勤めらる。己れは參拜せざりき。

午下、永井、平出兩氏分教會より來詣せらる。兩人共、身上御障りより、登參の運びになりたるなりと。

父の許へ昨書面の禮、及本日平野とら氏余快祝、井筒五三郎氏より引越祝を受けし事を報ずる爲、端書差出す。

夜甘露臺、及教祖殿兩御神前に參拜し、昨夜の願に引きつぎ、身上平癒、二十四日一應國許へ出張御許の願をなせり。

十二月四日 晴。日曜日。本日は分教會に於て、父送別園遊會を催す筈なるに付、天氣の晴れたるを喜び合ひぬ。

十二月五日 快晴。本日は父上を始め家内一同着する筈にて、準備に忙がしかりき。午下、榊井安松氏、訪問し呉れたり。

夜、まちにまちし父上、及皆々遂に到着せざりき。

十二月十三日 晴。本日兄上歸國の途に上らる。因みに記す。兄上は舊名、松太郎を清麿と改名せり。村田氏も亦上途せり。本日も身上は昨日の如し。

十二月二十五日 晴。鈴木多吉氏、及柴本氏へ悔狀を差出す。因にとみ女葬儀は本日の由也。

本日は、島ヶ原支教會、分教會に引直し相成りたる奉告祭執行の由にて、教長閣下には、昨日御出でに相成りしと承る。隨行は増野、榊井、辻、山中の四君なりと。

夜梅谷先生御足勞被下御授けを頂く。

本日は身上少しく快く、腫太く出で、肩軽くなりたり。父上も亦起きらる。夕方本快の由なりき。

十二月二十七日 雨天。陰曆望。兄清麿、息女一昨々夜分娩して、母子共に健康之由報知あり。今朝御本席に梅のといふ名を頂けり。今朝祝狀發す。

十二月二十八日 快晴。夕方御本席様より、御下りの湯を被下しに付入浴す。三日三夜に九度入浴の事とせり。

十二月二十九日 晴。夜七時頃、臺灣より高室氏歸國せられ、支那人一名連れらる。鈴木氏、昨夕より出迎ひしを以て、又同道案内して歸る。

十二月三十日 曇天。寒し。本日も三回入湯す。朝高室氏に面會し、又支那人にも會見す。

支那人、姓は林、名は再添、通稱金章と云ひ、又華章と呼ぶ。此他、斯可畧盛も亦、林氏の名なり。

氏早く、已に臺灣に來りて、醫を業とす。又人相を相る。故に高室氏の相貌を見て、大いに氏を慕ひ、遂に本教の門に入り、高室氏と血義兄弟と爲る。氏、今年二十三才。今回日本に來るや、親友林盛の名を借り、假に臺人となりて來りしと云ふ。

氏十一歳にして、英國の某醫に就て學び、十九歳にして厦門にその業を開き、のち臺灣に來りしと云ふ。今其實母厦門にあり、故に籍を厦門に置けり。

氏、性磊落、人に物を與ふるを好み、更に財物を貯ふるなし。然れども、一人の兄、母に孝ならざるを慨し、毎月六圓を母に送りて、以て其心を盡すと云ふ。而して神恩を畏み、朝夕禮拜を忘る事なく、

又能く順序を解す。實に道に稱ふの人と云ふべし。

明治三十一年

一月九日 午前本部に詣つ。

午後本部に至り、村田氏に會せしに、過日、喜多先生へ御依頼し置きたる、青年會取締辭職の儀聞届
けられ、西浦君後任を命せられたる由傳聞あり。又辻豊三郎君、本日より正會員に入れられ、上田民藏
君、南へ勤務することに下命ありたる由。

夜青年會に列し、右の次第を披露し歸る。

三月十七日 晴天。午後曇。餘寒甚。正午五十度。午前、筆を執る。午下、參部せり。

夜、又參部し、九時頃迄、榊井、西村兩氏と、青年會の事に付談す。西浦様、本部員に昇格したるに
付、其祝を受く。

本日、眞綿五圓分本部より御依頼ありたるに付、分教會在、渡邊よね女へ依託の端書差出す。

六月二日 晴天。五時頃、伊藤文藏ぬし到着せらる。ぬしは、橋本氏の佐世保に赴くに付、當所後詰の

爲來られしなり。姉上よりの書翰、及埼玉にある鈴木作藏ぬしよりの消息等、持參しくれられたり。

六月六日 快齋。朝、辻先生御來訪被下、九時ごろまで御咄を承る。先生の長女、故かめ女史の一年祭な
りとして、その志として物を贈られたり。年月の經ぬるほど早きものは非ずとこそ思へ。こぞの夏、己れ
もいたづきの衾にありて、女史の訃音を聞き、はかなき浮世ぞと感じたりしも、早一年の昔なりしよ。さ
るにても、長らへる身の幸は、いかばかりぞ。大神の御恵みの忝けなさ、ゆめわする間敷こと。

例の手當は、辻先生御歸り後にすましつ。晝食終りて、本部に至りぬ。三時頃より歸りて、奉教主神
御鎮座の祭詞をものし、橋本氏へ渡す。こは佐世保支教會にて、不遠行ふべき御鎮座の祝詞也。

夜青年會に出席す。出席者すべて十三名にてありき。神樂勤を終りて、暫し雑談もありて、十時過會
を閉ちてぞ歸る。教話の研究なかりしは、いと残念なる事ながら、雑談に各自の懇親をあたゝむるも、
時としては宜しきことにぞある。

六月十三日 今朝も痛み甚だしければ、止むを得ず、膏藥を粘付しき。今日は座敷の上棟をすとして、朝より
人々忙しき様なり。午後は、己も痛みゆるみしゆゑ、馳走準備の手傳などなし、夜十二時迄、彼是なし
居りしに、さほどの痛みも感せず。實に神明の冥護、難有事、いはんかたなし。

上棟は、午後五時過ぐる頃全く終り、職工等皆入浴して休憩す。然るに、八百松へ注文せし料理、晚
なはりたるため、宴席へ首席せしめたるは、殆んど八時に垂んたる頃となりぬ。

さて席を二座して、一は職人の聘せしものゝみ都合十一人、一は信徒の日の寄進せしもの、及手傳人

とにて十二人。何れも歡を盡して、十時過ぎ退散せり。以上の席に預らざる下働きのもの、凡て十一人なりき。手傳は上窪安治郎、北田藤七の兩家のみ。

六月十四日 曇天。部員西浦彌平様、今朝十時頃、御長逝之由、午後訃音に接す。先生は天性溫柔にして、人と争ふ事なく、今を去る二十數年前、斯道を信仰してより、一日も心に撓みなく、終始、同じやうに道に盡しつゝあり。而も、人の目に立つ事を好まざれば、大功を奏せしには非ざれども、多年一日の精神は、また至大の功能にして、曾て神明より、『かげよりつくしたる所、十分うけとりてある。一代ではない、末代の理に受取りてある』との、難有御言葉も頂き居らるゝ事にて、是、不斗も本部員となるの本とはなれるなり。昨秋本部準員となり、今春正員に昇り、未だ幾何もなくて長眠するに至る。實に先生の爲、痛悼に堪へざる所になん。

六月二十三日 晴。夜、皆既月蝕有。本日、渡臺者鈴木夫婦、及清原妻君出發せらる。清原勘吉氏は、昨日名古屋へ用向を以て赴かれ、本日夕、神戸にて出會の筈なり。伊藤君見送りの爲赴く。
花月會幹事より、詠草を返付しくれ落手す。

七月二十一日 快霽。九十度。夕方一條源二郎君、妻君二小兒を引連れ到着せらる。君は、去々月、仙臺へ歸られしより、家宅引拂の取方付に、彼是多忙を極め、支障の場合も有りしなるべく、爲に大いに日子を重ね、本月十五日發臺の運びになりし由。明後日の汽船にて、臺灣へ渡航するの目的なりと云ふ。

七月二十三日 快霽。最高八十八度。一條源二郎氏一行は、明日、臺南丸に乗込渡臺の筈にて、本朝三番列車にて出發せられ、伊藤氏見送りに神港迄同行せらる。同氏夫婦は、昨日朝夕二席の御話を願ひし處、御本席様より、特別之席を御許被下、御休務中にも不拘、本席順序に掛り御授けを頂戴せられぬ。眞に存外の御守護にて、一同天を拜し、地に禮して歡喜に堪へざりき。

又臺中教會の御分靈、及教祖様御分靈とを御願ひ申し、その鎮座の日限も、特に安着準備の上と、御願ひ申し、日を限らず御許を受けたりき。

因に記す。御本席様より、臺中教會所へ幣帛料として、金二十圓被下、別に一條氏へ饒別、子供へ小遣として夫々賜はり、感泣の外なかりき。

己れも聊か微意を饒げ、又中元贈物を（在臺各君への）託せり。

午後一時半、曩に佐世保へ赴かれたる橋本氏踏會せらる。

七月二十六日 半晴。最高八十三度。朝三番列車にて、父上名古屋へ向ふ。材木調達の爲也。

教長閣下には、本日午後一時二十分北行列車に御乗込、御上京の途に上らせらる。隨行は、清水、松村、永尾、篠森、平野の五先生なり。内清水先生は、昨先發相成りしゆゑ、本日は四名之御隨行とは承りぬ。己れは、時間を聞きたがへたる爲、御見送り間に合はず、いと口をしき限りなりき。さて、御用向は仄かに承る所によれば、今回天理教獨立之議調ひ、そが出願の手筈を遊ばさるゝなりと。いと／＼芽出度きことになむ。

八月十二日 快齋。九十三度。七夕節句。午後、父上、母上よりも、己れの身上に付、此まゝにても相成るまじければ、一つさんげも、しやんして、神様へ御願申さんとの思召を傳へられ、父上より懇々御説諭被下し上、一つの懺悔には、精神奮發、十分是納之事を、日々心掛くる事として、今晚より三日三夜の御願を申さんと決定せり。

夜九時頃、父上様始め家内一同打揃ひ、本部御神前に禮拜して、本日決定之通り御願申上げたり。

八月二十三日 快晴。八十六度。姉上より書面おこさる。ちゑ事去る二十日急病之處、人々の心添へを以て、即日快くなりたりと。夫に付、西家の事情も、如何にして、ちゑのたんなふする心を勵ますべきか、よき思ひ付もあらば、報知を願ひたし云々とあり。

八月二十四日 晴。朝、姉上への紙面認め、ちゑ事たんなふは、夫婦心を合はせて、夫孝脩殿十分御道に功を建つるより外なきと、思ひのたけをいひ送れり。

九月三日 曇天。日曜日。去月晦、婆部せられたる小倉ちを女、御授拜戴。明日出發、歸京の由に付、門前にて粗菓を購ひ、同女の親考に贈る。

渡邊熊一氏、名古屋より來り、夕方面會せり。氏は、本年十九歳なれども、以特別、別席順序御願申さん爲なりと。

十月一日 陰曆八月二十七日。快齋。日曜日。夜本部に參り十時頃歸る。

今宵不圖した事より、父上の言に悖り、一時間許りの説諭を加へらる。之に依つて、大いに精神に改良を施し、眞實さんげをなしたりけり。

十月二日 晴。前夜懺悔の甲斐ありて、過ぐる頃より忘れかねたる齒の痛みも、けふは更に覺えずなりぬ。されば朝より、しぶかみの糊ばりなどなしつ。

永尾先生昨朝來、腹痛を感じたる所、夜に入りて益々烈しく、本日醫師の診療を請けたるに、急性腹膜炎にふ恐るべき急症に陥り、最早、醫術に於ては、致し方なきまでに及び、且天啓の御諭しも、到底死に至るべくさとりられければ、先生方始め、一同安き思ひはなく、一心に懺悔を思案せられけり。己れも夜父上の報に接し、直ちに至りて容體を見る。而も危ふし。又如何ともする克はず。三十分許り傍らに侍して、辭して歸る。

十月三日 快齋。(永尾先生出直 永尾先生益々危篤なり。午前見舞ひて、午後又至る。醫師の云へらく、已に今日正午迄に落命致すべき病症なり。而も未だ變らず。是、偏へに神明の自由なるべし。されど、今夜悉なく尙明一日持ちこたへぬれば、最早安心に至るべけれど、今診する所に依れば、今夜十時迄覺束なかるべし云々。實に醫師は醫師なり。商賣道に依つて賢しの該、空しからず。夜八時半遂に黄泉の客とはなれり。かなしきかも。

己れ家にあり。母も又あり。父上歸り來りて異狀なきを語り、偶々御指圖の上に及びて、遂に救ふべからざるを嘆じ、言ひ終りて、將に父上寢につかんとす。時に臺所に聲あり。永尾先生むかひとり云々と聞ゆ。周章走り出づれば、久保氏報せらるゝなりき。

そのまゝ母上、父上と共に久保氏に従ひ、先生の宅に赴く。人々さわぎ、妻子、兄弟、皆泣く。豈誰か一滴の涙なくして此座に堪ふるものあらんや。是を大にしては、斯道の上に感じ及び、小にしては本人及妻子の上に及びて、胸も張りさけん斗りなれ。遂に母上と共に夜を徹す。

十月六日

永尾先生葬儀は、本日午後二時、出棺の都合に執行せられたり。

齋主は、教長閣下御勤め被下、本部員諸先生は祭官、又は整列、接待等の掛り／＼に、悉く御勤め被下、部下分支配會長役員等の教職、正服にて會葬するもの數百人。白丁を着せしもの百餘名。立花八十臺。花車四輛。鳥車一輛。其他、親族知友の會葬者、何百名なるを知らざりき。己れは身上の都合もあり、何の手傳も出來ず、只禮服にて御葬送申上げたのみ。

此の日生僧の雨天にて、實に會葬の教職諸氏には、氣の毒なりき。

因みに記す。故先生方の中、上村様の葬儀の當日も、井筒様の葬儀當日も、御本席様御家内之時も、村田長平殿の時も、山田吉之助殿の時も、何れも雨天なりしは實に不思議なり。人のかなしき時、天も又同情の涕を垂れ給ふものか。

十月二十八日

雨天。今晚神さまの御遷座を御願申す都合にて、夕方より多忙なりき。夜七時御遷座。父

上奉仕。直ちに厭儀、一同拜禮。八時より神樂勤を奏す。人數は信徒の重なるものにて揃へり。外に登參中の者二十名餘あり。皆拜禮す。在所の臨時祭よりも賑かなりと、人々談じ合ひき。

右終りて、本部にて産勤め御執行に付、父上と同道參詣す。十一時過ぎ、終りて歸寝す。

十一月十六日

午前一時半談話を休めて一同寢につく。

明日は、兩閣下を始め、先生方一同を招き、座敷（山名詰所）出來の宴を開かんと豫て心組みたるなれば、けふは、その準備に多忙なりき。

十一月十七日

晴天。陰曆望。朝來御招宴の準備忙しく、やうやく、十二時に及びて、御迎ひに罷り出づ。

兩閣下、午後一時三十分御來臨被下、續いて役員諸氏十六名御着席。

馳走の品々、順次に出で、能の舞二番、次に踊り四五番、次淨瑠璃二席の餘興にして、午後六時會食となり、食事終りて、直様御歸館被遊たりき。

夜淨瑠璃四席あり。十二時終る。

十一月二十三日

晴。神戸に於て、ベスト病發生せし爲、世上喧しく、豫防の聲高まれり。付きて、きの

ふ奈良縣より本部に對し、大祭を延期してはいかにとの注意あり。昨夜、先生方御協議、今日神様の御許を得てしとて、大祭を延期する事に決したりければ、豫ねて交渉しありたる汽車割引の件破談すべく教長公の御命令により、午前十一時半、父上は關西、大阪、奈良三鐵道會社へ右談判の爲出發せられぬ。

けふは御本席様御別宅落成御わたましの祝すとて、使もて再三召し被下ければ、午後の三時、伊藤氏と同道して伺候申せり。就いて御祝として、分教會よりは座布團二十枚、宅よりは書棚一基呈上し奉りたり。さて御本席様に御祝申上げ、御茶菓を賜はりて、やがて新宅の方に案内せられ、うるはしく出来上りたる御座敷、御庭先等を拜見の上、二階にて御酒肴を賜はりぬ。

此席は、特別の席にや、近在の醫師二名、村の者一名と、己れ等とのみなりき。されど宴半にして、城島分教會長、及び役員三名も案内せられて、此席につらなられたり。夕方日かげもうすきころ、しどろに酔ひて、足も千鳥に踊り來れり。あなめでたのけふにぞありける。

十一月二十四日 晴天。けふは、信徒の人々、幾十人つゞき／＼て出で來りたり。然るに、警官より、一日も早く參詣人を歸國せしめよとの命令下り、大いに人々迷惑の思ひありき。されども、止むなき事なれば、本部にては事務の敏速をはかり、三回の席を一回とし、五回の席を二回にして返し、終席は上り次第、御本席を御願ひ被下事と定められぬ。

而も、是とて、本部に人を集めてはいかゞとの事より、夫々事務所を用ふる事とせられ、けふも朝より、板倉先生御出張被下て、御別席を成し被下き。又午後は、高井先生の御席を傍聴しぬ。夜、父上は、無事歸宅せられたり。

十一月二十五日 快霽。警察の信徒參拜に干渉する事甚だしく、夫々各地へ出張して、遠來の信徒を、中途止め致すべしとの申込あり。止むを得ず、喜多、梅谷兩先生、大阪に至りて、中國、四國、九州より來る者をくひとめ、又榊井先生は、島ヶ原分教會にくひとめの爲出張被遊。父上は、加茂に出で、東國來詣の徒を止むる事に決し、本日午前十一時に出發せらる。父上はきのふ來りし、若林富士支教會長を同伴せられたり。

けふは朝、増井、板倉兩先生の御別席あり。午後は辻先生なりき。拜聽者凡そ六十名斗り、皆部下の信徒のみなり。夜父上若林氏と共に歸り來る。

十一月二十八日 快晴。けふは陰曆二十六日なれば、秋季大祭のその日なり。いつもならば、朝より教室の内外、人の山をきづきて、出入もできぬほどなるに、こたびは、ベスト豫防の爲、多人群集を禁せられれば、大祭も延期の事とて、何の事もなく、此吉日を空しく暮せり。されども、遠近よりひそかにより集りたる信徒の方々、朝の御つとめに參り來て、殆んど室内に空地なきに至れり。

朝勤めには、先生方御一同御揃ひ、教長公にも御出席、御勤めの紋付を着服して、けふの本勤めの心もて仕へ奉れり。己れもこの御勤めを拜して歸り、やがて御墓地へ、父上と鈴木氏と同道にて參拜したりき。午後茶湯をもて役員諸氏を饗し、夕方より役員諸氏と小宴を開く。

大祭の當日、かく閑を得て、ゆる／＼と宴りなど、なすとは思ひもよらぬ事にこそ。以後いつか又あるべしとも思はれず、否あるべからざる事にこそ、など、思ひ／＼にものいひて、夜九時といふに宴を終りぬ。宴終りて本部にまわり、山中様に、過ぐる日の御諭しを借りて寫し歸る。

十二月十五日 半晴。寒厳。今朝おとら様の訃音に接す。右の次第兄上の許へ申送る。併せて御指圖をも

送れり。午後、又、江川芳太郎氏へ出状す。

十二月二十日 晴。けふは、平野おとら様葬儀執行の日にありければ、心はげまして起き出づ。尤も、身上も少しは前日にまされり。

同氏葬儀は、午後二時の出棺なりき。齋主は教長公御勤め被下、梅谷様副齋主、祭官凡て本部員のみ。分教會役員は悉く喪服をぞ着ける。本部員の妻は、悉く白無垢着服して、車上にて送れり。又、分教會長、及代理者も、悉く車に乗れり。

十二月二十三日 曇天。今朝身上御願申上げ、御さとしをいたゞき、續いて分教會長を副會長なる兄上(清麿)にゆづるべく御願致し、御許を受けられたり。

明治三十三年

正月元旦 陰曆三十二年十二月一日。午前四時起床。五時禮拜。

六時祝餅終りて、本部へ參拜。

本部にては、例年の如く祭式あり。七時に始まり、八時に畢る。蓋し神樂勤めなき例なればなり。祭式を禮拜し終りて、兩閣下御年始申上ぐるは、例年の事なれども、己れは身上悪しければ、差闕へ

止みぬ。

除夜よりの雨けさはれて、辰の刻より霽れ渡りたる、明朗なる天候となりければ、いと心地よき新年にてありき。

教長公には、御祝の事終りて、役員諸氏を隨へ、教祖の御墓前に參拜被遊しは、例年の次第なるが、その歸り道、十時とおもふころ、御立寄り被下たり。新年早々、家内よろこびたとへんにもなし。隨行せられたるは、飯降、山澤、増野、高井、篠森の五先生及父上なりき。

教長閣下暫し御休憩の後、御歸り被遊るゝや、やがて又

御本席様の御光臨あり。釣魚をば試み被遊たるに、時節柄、一の得る所もなく終り給ふ。されども、尙飽きたまはず、凡そ二時間斗り、寒さの空に竿を持ちて立たせたまへるぞ、かしこかりける。

ひるまへは、いと霽れ渡りたる空も、次第に雲を出し、風をおくりて、何となく寒ければ、魚の動かぬもことわりなりかし。

さるに目出度かりしは、己れにて、鯉と鮒と三尾まで釣り上げ、御覽に入れたりき。やがてこれを鯉汁となして献せしに、御よろこびの色、面に表はれて、聞き召されたるは、なほゝめでたくも、めでたくて、新年の心祝も、こゝに極まりたるが如し。

一月五日 早天、梅谷先生、喜多先生と共に、山名分教會へ御出發被下。出發の際、宅にて朝餐を差上げしかば、面會するを得て、御禮申上げ、尙、御見送り申上げたり。こは、客臘己れの身上より、御伺ひ

申せし御差圖により、分教會長の任を、副長に譲るべきに付、その示談とへの爲、御依頼申せしなり。
されば、父上もステーションまで御見送り申上げ、伊藤、鈴木兩氏は、分教會迄御供申せり。

一月六日 午前十一時、俄然電報に接し、披き見るや『チ、キトクスグコイ コサカ』とありければ、大
きに驚き、直様父上を本部より呼び戻し、父上、母上と共に、見舞に赴く準備をなす。

然るに、午後三時に至り、『チ、イマシスタ、ミヤ』との電報來り、母上は大いに落膽の容子なりき。

此時、同時に兄上よりも電報來り『ヲジキトク クルカ ヘン』とありければ、

丹波市五時十三分發にて出發せらる。出發の時に際し『ニセンセイマツイタヤマナ』といふ電報來れり。

こは、昨朝出發せられたる兩先生安着の事と知らる。

さて、父母の乗車を見送り置きて、タ、ミヤへ向け、『イマタツ ゼン四ジユク』と打電せり。こは、
己れ身上悪しきに付、松浦氏に依託せしなり。

父母出發の前、

教長閣下より、御見舞として見事なる御菓子を賜はり、榊井氏その使として來られき。

一月十日 午前分教會より、『イマタツバンユクヤマナ』との電報來りしに付、必定、先生方御歸部と心得、
その準備をなし、夕方、松浦、若尾兩名を御迎ひに、停車場へ差向け待ち居りたる處、五時三十分の列
車にて無事御歸着被遊、車を驅りて當所へ御着成りたり。直ちに、準備したる晚餐を饗し、御挨拶申上
げたる所、委細の事は、鈴木、八木兩氏より、聞取呉れと申し置かれ、程なく御歸り被遊たり。

一月十一日 午後、鈴木、八木兩氏より、兩先生御出張の事に付、取決りし、事情委曲聽承す。

先づ副長を後任と定むる事、双方異論なく決定し、御着翌七日夕迄に、部下支教會長、擔任役員等にも、
懇々御話あり。夫れより承諾の御受け申上ぐる事も済み、八日朝より前會長に安心さする事情に付、數
件御話あり。皆々落着決定せりと。その要は、件々に亘り、別に參考書中に記しあれば、茲に略す。

一月十六日 午前十一時、南海會長山田作次郎氏の訃音に接す。痛ましき哉。

氏は、前年來身上悪しくして、既に危なかりしことも、何回なるを知らず。今回、自ら分教會長を辭
し、副長畑林氏に譲るべき事を交渉し、爲めに板倉先生、南海分教會へ赴き、段々示談を調へ、昨夜落
着決定す、との報に接せし由。

而して今日已に此世に在らず。實に悲しき哉。

一月二十一日 けふは南海分教會長故山田氏の葬儀執行せらる。生憎雨天にて、來會諸氏には甚だ氣の毒
の事なりし。

さて、出棺は正午といふ事に、前日より披露ありしも、短日之比といひ、雨天なりしといひ、旁々準
備も後れたるか、午後二時過ぎの出棺にてありけり。初めに、例の花の代りとして、杉の根掘りになし
たるを、五十對斗りも列したるは見事なりし。

教長閣下例に依つて齋主を御勤め被下、副齋主は平野教正。献饌、梅谷高井兩教正にして、後取は、
西村、増井二氏なりき。

南海部下教職の來會者、殆んど百名に垂んとし、悉くわらちにて送りしは、實に大寒に入りたる今日、よき奉公と申すべきか。見る人感にうたれたるも多かるべし。

御本席様には、當所へ御來臨拜棺被遊たり。あなかしこ。

一月二十五日 南海分教會副長畑林爲七氏、這般分教會長の辭介を受けし由にて、今日披露ありたり。又故山田會長十日祭志を贈らる。

二月十四日 此夜臺灣より小西浪吉、守屋武治兩氏無事歸着せらる。清原勘吉氏よりの書面を受く。

二月十五日 鈴木安平氏より、茄子送り來れり。依つて、

二月十六日 朝、歸分教會の小西氏等に託し、少々分教會へ送り、
兩閣下へも五箇づ、献上せり。

三月十三日 清原氏に返書を送る。序に一條氏へ御本席様、御悦び御満足被下たる事、大祭の景況、學校の設置等の事を報ず。

四月一日

誓文

一、吾黨因縁を果さん爲に、禮服の外絹衣を着用せず。

一、又己れの不勝手を顧みず、困窮に贈與を樂しみとす。

右二ヶ條、明治三十三年四月一日、神明に誓ひ、生涯、謹守せんと欲す。

五月十日 皇太子殿下、御結婚の大典を擧げさせ給ふ。

妃殿下は公爵九條道孝の第四女に渡らせられ、

節子姫とまうす。明治十七年六月二十五日の御誕生にて、御生母は中川局野間幾子となん申す。

御本部よりは奈良晒十四匹、紅、白、献上の筈にて、一昨八日朝、我父その御使を命せられ、上京の途に上る。昨夕無恙献納の電報本部に達せり。

五月二十八日 發行、道の友第百〇一號を落手す。

豫て本誌は改良の評ありしが、本號より事實となり即ち、

紙幅の擴張をし、紙數を増して、五十頁となし、その記事論說等、大いに見るに足るものあり。従前の道の友とは、雲泥の差あり。然れども、定價の六錢五厘は、少しく過ぎはせざるかと思はるゝなり。

尙表紙の題字も、『みちのとも』と、かなにて記せり。

六月十七日 守屋武治氏渡臺の爲出發さる。

伊藤文藏氏、佐世保へ赴任の爲、守屋氏と同道出發さる。渡邊熊一氏大阪へ赴くに付、序を以て神港迄兩氏を送る。

妹ろく、子奈良梅谷分教會へ下宿し、女學校へ通學する筈にて、山澤さよ子、高井よしへの兩女と共に、本日梅谷へ赴く。山澤、高井、兩母と共に、妹こし子之を送りて、奈良に至る。夜歸る。

六月二十七日 午前一時、船場分教會所東隣より火を失し、類焼して、炊事場、神殿、教祖殿等焼失せし出、十時頃聞き及べり。

御本部にては、直ちに會議を催し、左の決議をなせり。

一、本部より見舞として、金五百圓

一、役員二十名より同上、金二百圓

右に付、飯降、松田兩先生、惣代にて出阪の事。

各分教會は、適宜見舞の事、且各事務所もある事故、別に本部よりは通報せず。

而して支教會(直轄)よりは、板倉平安支教會長、外一支教會長、各支教會代表者として即日見舞せられ、又三島にある各分教會事務所十四ヶ所より、金十四圓を以て西村河原町役員代理として見舞せらる。

此火災に就て、特筆すべきは、不思議の靈驗にぞある。そは、會長梅谷梅治郎君、先づ目を覺まし驚きて他の宿直の者を呼び起し、三人に命じて大御神の御社を昇ぎ出さしめ、自身は一人にて教祖の御社を昇ぎ出し、他の數氏には神樂道具等を出さしめられしに、宿直僅かに八人にて、火の手已に盛なりしかば、漸く各人一度神前に進みしのみ、再び入る暇なかりき。

されば、大神の御社の傍にありし千枚の神札と、教祖殿の傍にありし四箱の御神鏡とを、出す事能はざりしに、鎮火の後に見れば、四箱の御神鏡は箱大概焼朽ちたる如くなるに、御神鏡にいさゝかのこげあともなく、又御神札は、載せありし三寶形もなきに、紙にくるまりたるまゝ、灰の中に埋りありしと。實に難有靈驗にこそ。

六月二十八日 郡山分教會長平野様、本部常詰となり、副長増田様、分教會長に進みたる趣にて、夫々大層なる祝を受けたり。

又郡山部下、中和支教會分離獨立して、本部直轄の分教會となりたる由、是又祝を受けたり。

七月一日 清水先生危篤の觀あり。在山名なる父上へ『シミヅキトク スグゴイ モロキ』と打電す。

七月二日 午前十一時、父上は村田氏を従へ安着せられたり。清水先生容體少しく輕快。

七月十一日 或人の教話を聴き、左の通り心に誓ひ、神明に誓ふ。

一、總て、我身を想はず、己れの一身は如何に不利なるも、如何に困厄するも、決して厭はず。助け一條に奔走す。是れ己れの惡因縁を果さん爲なり。

一、助け一條は、己れ、身の自由叶はざれば、奔走する事能はず、依つて一項の決心を堅固にして、一日も早く御助けを受くる様、日々心を注ぎ怠らざる事。

一、少しく御助け受け、少しく自由叶へば、全快に至る迄は、地場の下働きの用向を勤めさして戴く事。
一、本部の青年の一人なるを以て、可成受納する金品は、今より遠慮申上げんと欲せしが、又考ふる所あり、従前のまゝにして、可成大神様へ納むる事とす。
以上忘却せざる爲、茲に記し置く。

八月九日 陰曆七月十五日に當り、于蘭盆の事とて、人々あそびあひて、家並の街はにぎはへり。又墓參りに往きかふ人も多くして、教祖の御山の道路は、いと賑へり。父上は、朝の食事も済ますずして、おきぬげに御墓前に詣で給ひぬ。歸りての語に、自分御山に登りければ、既に早く、

御本席様、御休憩所に御憩ひ遊ばして坐しませりと。何事にも、禮を厚くなし給ふ御方は、けふも一がけにこそ、まひのぼり給ひけれよと、いと感にうたれたり。されども、己れの横着なる、遂にえ詣でざりき。遙かに御山に向ひて、三拜九拜、罪を謝し罪を許し給はん事を祈るの外なし。

八月十五日 朝、吉川萬次郎、梶本宗太郎、松村隆一郎の三氏來り遊ぶ。談笑之を久しくし、午餐を獲し、久しぶりにて氏等と酒盃の献酬を試む。互に舊を談じ、昔日の兒童遊戯のをかしかりしことなど語れば、丸で別人の如き感あり。午後二時辭し去られぬ。愉快なりき。

九月初日 天理教樓もけふよりぞ始業さる。長く暑を避けて遊びたる生徒等も、白き夏服にくつをうがちて、鷲の群れ居るが如く群りてぞ登校しける。奈良の女學校もけふ始業の式なりとて、妹ろく子朝とくより出掛けたり。歸りての咄に、けふは始めの事とて、足いと重く、歸るさはいかにせんといひあへりしと。さもあるべう思はれる。

九月九日 事務開始の筈なれど、御本席様、御身上殊の外せまり、先生方一同の心配一方ならず、事務どころの話にあらず。大いに憂ひ居たりけるに、夜九時ころ、俄かに天啓御諭しあり。先生方一同、齊しく拜聴遊ばされ、こゝに懺悔の道も明かとなりて、翌十日御身上大いに恢復あらせられしかば、午後一時より事務を開始せらる。

九月二十九日 先頃より、出張事務所詰番として來り居りし、引佐役員、加茂孝一氏出發せらるゝに付、分教會兄上へ、妹ろく、去る二十二日より退校したる旨申し送り。

十月二日 朝、雨。小雨降りつ歇みつ。天の涙か、人の涙か、本部員増野正兵衛君夫人いと子、久しく病褥にありし處、遂に二日午前八時半長逝せられたり。あゝかなしき哉。思ひ起す、昨年今日、永尾先生危篤に迫り、人々安き心もなく、遂に翌三日夜を以て永眠せられたりき。

秋をあひづと仰せられたる神の御言の、いかにかしこき、きはみならずや。いと子、ことし齡四十四、定命には之れ有るべきも、未だ満足すべき年齒にもあらざるを、あなくやしかし。

此日、午後本部員會議あり、左の如く決議せりと承る。後の参考に記し置く。

一、本部員は、本部の葬儀とし、本部員の親、或は妻は、個人の葬儀とし、本部より祭祀料を贈る事。故に、本部員の親、或は妻は、各分支教會へ死亡の事を通知し置くのみにて、會葬すると否とは適宜に任ず事。(教葬制度の定め)

十月四日 天曇り、微風冷かなり。増野いと子葬儀は、正午出棺と報せられぬ。されど、刻限の後るゝは我國の通弊にして、是も午後二時にやうやく出棺せり。齋主は例の如く、本部長閣下御勤め被下。副齋主板倉、稜主山中、猷儀高井、調儀辻の各本部員にして、其他の本部員は、或は親族、待遇係、或は調度係、或は接待係等に、夫々勤められたり。今その列順を記せば左の如し。

警護二、高張二、唐櫃一、猷儀長、調儀師、赤白旗六、樂人、太鼓、乙女十三、大榎一、副齋主(徒歩)後取、生花六對、系、小榎二、龜櫃、靈璽、杖、齋主(騎馬)稜主(徒歩)後取、喪主、及一二等親、赤白旗六、親族(知友、シラムク二十人斗り)男子(禮服數名)教導職、正服會葬者百餘名、天理教校全職員生徒、會葬者數百名、後警。

以上の如き列次にして、先警山に入り、後警尙村を離れざりき。

御本席様には、例の如く、我出張事務所門前迄御出張被遊、こゝにて龜櫃に對し、禮拜をなし給ふ。やがて、御休息を願ひ、我神前の間にて、葬列の山に入るを見そなはせられたり。

十月七日 夕、渡邊理事分教會より來る。明日御本部に於て御執行の、靈祭に參列の爲にて、分教會長代理なる由。この靈祭は、故本部員并に本部設置以前の取次、或は家族等、總べて二十名の合靈祭にて、

將來本部内に祭祀せらるゝものなりと。

十月十七日 鯉江氏出發に付、父上京都迄同行せり。諸建物見物の爲也。渡邊氏も同行す。又鈴木五郎氏、久しく當所に勤めたりしが、近秋田縣へ布教する爲歸國せられ、是も同行隨從せり。

十月二十四日 高室氏細君よし子、及中森瀧次郎の二氏、來らる。此兩人、何れも臺灣へ渡航するよし。中森氏は、苗栗へ勤むる筈なりと。二十五日夜、面會し種々談話す。

十一月一日 小倉信太郎氏歸京するに付、己れも保養の爲同道上京せんことを思ひ立ち、朝より用意をととのへ、午後三時ごろより同氏と同道出發す。十二時過、名古屋に着し、丸榮館に一泊し、翌二日午前六時、名古屋發にて十一時頃山名新築事務所に着し、夫より分教會に至り、夜九時發車に乗込み東上す。十一月二十一日 撫養分教會長土佐敬誠君逝去せられ、葬儀執行せらる。御本席様御來臨。

明治三十四年

正月元旦

元旦偶詠

新玉の年の始めといたつきの 身をも忘れて祝ふけふかな

本日は天霽、風靜にして、寒さ甚だしからず。いと芽出度き元旦なり。

日吟下の如し。

四海浪風をさまりて初日出

初日影てりそふ門の國旗かな

元日や靜けき空に國旗かな

君が代のおだい也けりけふの空

元日やのどけき春の始かな

一月七日 朝七種の雑炊をなして喰ふ。己れ生れて本年二十五、未だ七種の雑炊を味ひし事なし。けふ始めて其珍味をしる。由來七種とは、如何なる祝か、まじなひか知らず。

七種の雑炊

なぐくさは油菜、水菜、牛蒡、芹、たづな、なづな、にんじんの七種にして、餅と米との雑炊なり。地方によりては、粥にする所もありと。又厄年の人あれば、芹を廢するを例とすとて、己れ本年二十五、男子の厄年なりとて、芹を入れられざりき。

一月二十日 夜、山名學生の御道研究會を開く。是より以後日曜日毎に開會の筈なり。

二月五日 慶應義塾主福澤諭吉翁の訃を聞く。享年六十八。其慶應義塾を開きしは、明治元年四月にして、以來今日に至るまで、其塾に入りしもの二萬餘人。卒業せしもの三千餘人なりと。昨年朝廷の恩賜あり、金五萬圓を下されたる事を聞く。

頃日、病革まるに及び、特に畏きあたりより、御見舞として御菓子を賜りしと。無位無官の人にしては、又他にその例を見ざる所なり。死後又祭資料千圓を賜はりしと。翁の明治の聖代に裨益するの效、如何に莫大なりしか思ふべし。

二月七日 又秋田縣大館町の大館出張所丸焼けになりたりと。當時同所に在る鈴木五郎氏より報せらる。五郎氏は、寢衣のまゝにて御神靈を奉じ避難したのみ。再び入るを得ず、悉く焼失して、丸裸と成りし由、哀れの咄なり。

二月二十八日 快齋。本日より教務開始せらる。初席にかゝる者三百餘名。拜席者總數六百餘人なりき。

この頃きく、本部員平野楮造氏は、烏ヶ原分教會長萬田萬吉氏と、本部員榊井伊三郎氏との間に軋轢あり、憤然として辭表を呈出せりと。是舊正月早々の事に嘯し、爲に烏ヶ原、中和、郡山の信徒は、御本部事務開始なりしも、一人だも來詣せず。誠になげかはしき極みなりかし。事は内濟になさんとて、板倉、松村、飯降の三君仲に入りて、勞を取り居れりといへど、理の許さざる處、如何とぞ思ふなる。

三月五日 此夜本部員の會議あり。平野氏事件の善後策に就てなり。

三月七日 兄上の書状は、新築工事に關する報告にて、前日鯉江氏より聞き取りし通り、土持二千坪、三千二百圓にて或る人等に任す事。東の道敷、坪三圓、西の屋敷、坪一圓五十錢に買收の事。未申の角地、一坪五圓の處、寄附せられ坪二圓の割に報酬する事。新築事務所用材は、森の材木屋と、鯉江關係の荒木某とに、半々宛受けさする事。高尾神社を移轉の儀は、金百圓教會にて支出し、村内の大工に任せし事等を通知せられしなり。

母上懷妊の處、七日、夜九時分曉。女子出生、母子共健全なり。

三月八日 朝、祝の餅をつく。二斗五升。神様御供へ、二升一重。祖靈御供へ、五合一重。教祖様及兩閣下へ、一升三つ取一組づ。此他は、凡そ五合三つ取となせり。大和地方の慣例として、小兒誕生し、他家より祝の品贈られたる時、男子なれば二つ、女子なれば三つの餅を返禮するなりと。故に右の如く三つ取一組となせしなり。

御本席様より小兒の名を御命じ被下たり。光惠(コトエ)といふ。
選州なる兄上、及袋井小坂へ、右通知狀を發す。

此日御本席様より、小梅様を遣されて、御見舞被下。又よしえ様より、使を以て御尋被下。夕方おりんさま御訪問被下たり。

光惠の名弘めとして、分教會役員に、風呂敷一つ宛を贈る。

四月十七日 本日、教校敷地の地ならし始め。敷地は一丁四面にて、追々建築に着手する筈。差當り四間に十八間のもの、二棟建設の事に、本日神様の御許を頂く。

四月二十一日 けふは節句の佳辰とて、幸ひ、きのふ静岡の石川氏より送り呉れたる新茶を入れてたのしめり。またはしりといふて、いとめづらし。味もたゞならざりき。是も偏へに神様の御道のおかげなれば、

はしり茶や神の惠の味深し

と口吟みつゝ、三つ四つ打重ねてぞ、のみあけり。

うちよする駿河の國ゆはしり茶に

大和心の香をたゝへつゝ

きのふ奥様、東路より御躑着被遊たりと承りしが、己れは身上あしければ、出迎ひも得成さざりき。母上參上す。けふその土産物かつけられたり。日光小誌といふ書物なり。又花かざし一笄妹にとてか添へてありけり。いと忝けなくも恐れ多かり。

清水先生には、久しく病褥にありて、惱ませられしが、終に五月の十三日、午後の二時を以て、歸らぬ旅路に立たれけり。おもひおこせば、こぞの夏六月の半なりけり。すでに此世の者にもあらじと思ひて、知人、親邊をさわがせしが、案外にも持ち直して、こぞの秋には、相續の女子を定め、今年三月には、その夫さへ迎へて、程なく本部にも勤務をゆるされ、今は更に心にかゝる雲もなく、思ひのこす意もあらずして、心ゆたかに氣もさえずと、一卜月二ヶ月の日子を送りて、こゝに此世の終りを告げしは、誠に不幸の中の幸とこそ云ふべけれ。

ぬしの心の満足は、死後の姿にもあらはれて、息ある時の顔付よりも、かへりてゆたかなる顔色なりと、人々かたりあへりけり。

いつもながら、神さまの御自由のありがたさは、たとへんに物なし。

こたび、本部の月次祭をしほひに、各分支の會長の會議を催すべしとて、夫々へふれまはし、何れも出部の心組にて待ちありし處へ、二十五日の日の下りに、清水先生引取りとなれり。されば一度の出部に、二つの用をはたすこととて、なにほどの費えをはぶくか、はかられず。誠に難有事なりかし。

また清水先生、つね々々徒の費えことを惜しみて、何事にも節儉を主張せられき。然るに近ごろ本部内の申合せといふものできて、冠婚葬祭等、すべて質素にする事に取りきめしは、やうやく二ヶ月斗りの前なりしが、かゝる申合せのできたる曉に、婚禮と葬祭とを行はねばならぬやうになりたるも、ふしぎとこそはいふべけれど、人々ひそかにさゝやけり。はたの心にて思へば、何となう氣の毒の様にもあれど、ぬしのみたまは、本意なるべし。

この夜、本部員會議を開き、葬儀の事を定めしと、葬祭は素より、教葬の事なれば、その係員には、平野梅谷兩先生抽籤なり。日限は舊二十八日。即五月十六日と定め、各分支夫々へ通達なりたり。

五月十六日 清水先生の葬儀は行はれぬ。齋主本部長閣下、副齋主増野教正にて、例の如く嚴肅なる整列を拜せり。

此整列に特に目立ちしは、前衛のヤッコなりき、是迄何れの葬列にも、かゝる姿を見ざりしに、目にはいとめづらしく思ひなされて、何人も眼をこれに注がざるはあらざりき。

さて又儉約の事とて、花鳥等はなかりしも、三尺斗りのカナメ數十本は、列に加はりて見ばえを添へたり。これ兵神部内よりの有志献木なれば、儉約の折からとて、無下に斷る事もならざりし故なるべし。祭官は約數百名の多きに及べり。例の如く、教校生徒も、悉く列に加はる。然れ共、この日大日本武徳會幹事渡邊子爵、武徳獎勵の爲來りて、學校にありければ、生徒等は中途にて引き戻して教校へ歸れり。

葬列の繰出し終りし頃より、ほつり／＼と涙の雨は落ち初めて、野の式の頃は、なか／＼に降りしきりたりしが、式竟へて歸るころははれわたれり。

儉約の約に随ひて、折詰の辨當のなければ、いと物たらぬことせられたり。十日祭にもマンヂユウと御供少し斗りくばりゆくの。双方手数かゝらず、費えもなうて、宜しきは儉約の中合せなりと、人々いひあへり。

六月一日 陰曆四月十五日。快霽。昨日より暑さ一人なり。けふ朝日はれに、衣を更ふるもうれしかりき。

山々は緑の衣かさねきを すてゝすゝしきわが袂かな

六月二十五日 引續きたる梅雨の、けふは朝より降るを休みて、晴れつ、曇りつ、定めなく、照る日のか
げも覆はれて、暑さもいとゆるやかなれば、

御本席様、御尊來ありて、竿を垂れて遊び給ふ。十数日前より、信徒の者にて、船の大工を業とするもの來り、順序運びけるを幸ひ、此者に命じて、小船一艘を造らしめけるを、けふ進水すとて、御本席様にも、殊の外興に入りて、よろこび給ひけるぞ、有難くもうれしけれ。

七月十八日 御本席様御出發の御豫定なりしも、都合により、一日延引。いよく、明十九日、一番列車に出發と定めらる。拙子も甲子と共に御供に加はる事に決し、其準備多忙に悩む。夜、御本席様に御機嫌伺、教長公御館に伺ひ、奥様に御暇乞して歸る。

七月十九日 (御本席様山名へ御越し) 朝四時起き、出立の準備をなすつ。五時二十分、家を出て、御本席前に拜禮祈禱し、直ちに南門に向ふ。

時に、教長公始め先生方一同、門の内外に充滿して、今や御出立の御本席様を御話ひしつゝあり。

御本席様、御館御立出、御歩行にてステーションに向はせらる。かしこき至りなり。先生方の多くは、ステーション迄御送り申上げらる。

随行員は、喜多、宮森、増井、上田の四先生及床屋種吉の五氏にして、別に飯降様御同行被遊。分教會よりは、柴本、鈴木の兩氏のみ御供申上げ、父上と己れと妹と併せて五名、同行すべて十二人。一等に六名、二等に六名分乗し、六時三十二分發奈良に向ふ。

此日や一天雲齊れて心地よき云はん方なし。一昨晩十七日まで、久しく降りつゞきたる梅雨の、昨日よりからりとあがりて、今日の御出立を待つものゝ如くなりしは、あやに尊きことゝこそ、思はれたれ。

途中至る所信徒の奉送迎者夥しく、何れも誠意と、悦氣と面に表はれざるはなかりき。

分教會よりは渡邊、村田、兩理事濱松迄出迎ふ。

午後六時前、袋井に着車するや、信徒の歡迎者を以て、ステーションをうづめつ。豫て用意の御車を以つて御迎ひ申上げ、續いて隨行員各々腕車に乗り終るを待ち、先追、分教會理事二名、次に分教會長、次に喜多先生、次に御本席様、次に飯降様、次に宮森先生、次に増井先生、次に父、次に上田様と、列を正して徐々として進む。そのあとに猶數十輛の腕車に役員便乗して隨ひつ。やがて分教會に到

音あらせらる。時に六時三十分なりき。此時の己が心のうれしきは、感謝の涙止めあへざりき。

御床席様、御機嫌不斜、御疲勞の態も拜せざりき。夫々上より下まで、各名々に御みやげもの下し賜はる。難有事にこそ。

七月二十日 快晴。朝の間に、庭園及境内を御一巡被下、ゆるくと御歩みを運ばせらる。こゝに於て、昨日御奉迎申上げたる信徒にして、滞在せるものつばら、御姿を拜し、何れも欣拝措く克はざる様子なりき。

やがて、御休息相成るや、宮森先生は教室に於て、二時間斗りの御教話を被成下。是又信徒の満足思ひやられたり。

午後二時、分教會御出發、列車昨日の如し。分教會移轉地たる、ステーション前、西の敷地へ御下車被下、北より始めて、戌亥の方、西の方、未申の方、南、辰巳、東と、角より角まで御ふみ被下、一同満足此上もなし。暫時新築事務所の階上に御休憩を願ひ、四時十八分の西行に乘じ、舞坂へ向はせらる。

舞坂へ下車するや、直ちに腕車に御召しを願ひ、列、先の通りにして、凡そ一里不足の間を走り、舞坂町を通りぬけ、橋を渡りて、辨天島に入り、かねて借受けたる茗荷屋の或る別荘に御入りを願へり。こゝぞ御保養を御願ひ申したる目的地たるなれ。

けふは、土用の入りにして、暑さも少しくまざりたりけるに、辨天島の風景、夏を忘るゝに足り、海水浴の心持疲れを休むるに好し。

からざるに至れり。宮島の景は、未だくはしからざれども、既に松島と天橋との上に立つ。日本一ならずや、日本は世界中に無比の樂園と稱す。然らば、世界中無比の樂園の絶景は、是、世界一と云ふも、何ぞ妄語ならん。將た過賞なりやと、一座大笑す。

己が心中を云はゞ、今日館山の奇二怪石の上に馳せ昇りて、御樂しみありし御けしきは、是、世界一。云ふに云はれず、かくにかゝれぬ、尊き味を味へりしを、うれしみて、けしきに引きかけたるなり。茲に思ひ及びし人ありや否や。

飯降先生、山にてすべり、まろび、中途にして、下山せられしを語られければ、

館山のけはしき岩の上ゆきて すへりし人のあとみまほしき

とたはむれしに、すぐに

みまほしとあとゝひひけは館山の 巖ほの上にかけてのこれる

とたはむれ給ふ。又あさり貝のあつもの差上げしに、先に食したる、すしの甘味を打ちけしたりとて、

あさり貝のあつものよりは翁すしの さはの味ひ忘れかねつゝ

と口ずさみ給ふ。このすしは、翁やさはといふ婦人のつけたるものにて、昨夜舞坂信徒の人々より、

御本席様へ差上げたる數尾の鯖を用ひたれば、味至極上々なり。さばと、さわの口合ひたる所、いとおもしろし。

七月二十三日は御休息。飯降先生、御揮毫あらせらる。この朝、父、分教會へ赴き夜晩く歸り來る。

七月二十四日 朝より御筆を揮ひ給ひ、御機嫌うるはしく勇ませられ、絹地二十餘枚、唐紙數十枚ものし下し給ふ。會長、役員等の悦び一方ならず。

午後より、御舟に立ち出で給ひ、黒鯛の漁を御覽じ給ふ。ふしぎなるかな。近日、漁殊の外無かりしに、御本席様御着の節、二網に存分の漁あり。御喜びのさま、此上もなく、一同も大いに喜び合へり。夫より數度網を引かせて、やがて汐動き初めたりとて、漁を止めければ、徐ろに舟をかへせり。この日の鯛は、大小取交せ、すべて九十枚なりき。實にめづらしき大漁と、漁夫始め、聞く人感嘆せざるはなかりき。是も大神の御自由、豈尊からずや。

七月二十五日 御休息。海水に入り給ひ。海に足を入るゝは始めなりなど、御言葉ありき。

明日御出發、御歸部といふ御旅程に付、その準備多忙なり。

七月二十六日 快霽にて、暑氣なかくはげし。

午前六時。宿所御出發。腕車の列、先の如し。六時三十分發西行に乘じ、御歸部あらせらる。分教會よりは會長及八木、岡野兩氏、支教會代表者辻、鈴木、兩氏隨行せり。四時二十分、丹波市驛着。直ちに腕車を列ねて御機嫌よく御歸館あらせられたり。

天理教校新築工事、追々歩を進め、去る二十六日より上棟を始め、三十日全く二棟の上棟了せり。夏の時分の事とて馳走は全廢とし、酒肴料を祝儀に添へ、各職人手傳等へ渡したりと。その額五百圓、小普請が出来ると、父の話なりき。是れ程の大工事、さもこそあらんと思ひやらるゝ。

八月八日 分教會新築も、是迄種々の故障ありて、兎角進行を妨げ、赤き心の役員たちも、その煩はしきに嘆きつゝありしが、こたび阿父往きて、方針をかへ、着々歩を進むるの計畫なりしやに聞えぬ。役員諸氏の喜び、秋風に暑苦を忘るゝ嬉しさと共に、ほにあらはるべく思ひやらるゝ。

八月二十二日 舊九日。中元漸く近づきて、金融逼迫の折柄、金策の困難思ひやるだにうるさき。

夕方鈴木作藏氏歸着。兄上等、明日中に來るべしとのさきふれ也。既に二十日には來るべき筈なるに、かく日限の後るゝも、金策の思はしからぬが爲のみ。苦心のほど思ひやられてあはれなりかし。

八月二十六日 舊十三日。

さえわたるこよひの月のすゝしきに ふくるもしらす端おしにけり

月神の涼しきかけにかたらひて みのいたつきも忘れけるかな

八月三十一日 朝。父上、御本席様御館に伺候し、御機嫌御申上げしをり、高室氏、身上追々御助けを

蒙り、一先づ御参詣にまゐのぼる筈の旨申上げしに、大いに御悦び被下、『わしはな、名前は忘れたれど、高室といへば、ふたりとはあるまいと思ひ、臺灣へ往つてゐる高室と申す者の身上、一週間の内に御助けを被下様と、毎晩御願ひ申して居りしに、夫はまあ、うれしき事かな』と仰せられて、大層御悦び被下たりと。いつもながら有難涙にむせぶの外なし。

藤江氏へ送る 状文

拜啓、平素は御無沙汰、平に御免被下度候。

扱、昨秋渡臺、清原勘吉殿に嫁せられ、御道御盡力相成居り候、御地出身の古川はな子殿、さきごろより身上御障りの趣にて、分教會に於ても、種々心配相成り、日々御願勤めも怠りなく被成下、又臺地にて、夫々心を盡して御願相成りし様子に有之候處、因縁のせまりしにや、遂にこのほど御迎ひ取りに相成りしとの電報、昨日到達仕り、誠に驚き入申候。當所、愚父始、一同愁傷罷在候。定めし御地へも、既に此報知相達し、皆々様御落膽、特に御實家に於ては、御兩親御兄弟、何れも御愁嘆の御事と奉察候。乍憚御實家の方へは、別に書面も不差上候へば、宜敷御申傳へ被下度、父よりの御願に御座候。

猶人間心より思へば、臺灣へゆきしゆゑ、かやうに早く出直しになりたるやう考へて、死人のあとへ不足を送るやうの事ありては、御氣の毒に候ゆる、死に迫る因縁ならば、何地にありても、免るゝ事

克はず、又盡したる功能は、末代と聞かせらるゝ天の御言葉に違ひなければ、御花様渡臺して、御苦勞相成りたる道の上の功能は、名譽と共に來生に残りて、結構なるべき事を御聞かせ上げ被下度、添へて御願申上候。先は御悔勞々々右御依頼まで斯の如くに御座候。草々頓首。

明治三十四年八月三十日

諸井政一

夷隅支教會

藤江 興 七様

同 かつ様

思ひ出せしまゝ申上候。下田部下役員の妻、鈴木おりよふ様と申す御方、不幸にして、數年前夫に死別れ、一人になりし故、臺灣の一條様の後妻にと勤めしが、本人渡臺をいとひて承知せず、昨秋頃は分教會新築事務所に働き居りしが、その後間もなく下田へ歸りて、出直しに相成候由、此人も、若し一條氏へ嫁し候はゞ、臺灣へ往きたる爲に煩つて死したるやう、人間心にては思ふなるべくと忖度せられ候。

九月五日 けふは臺北の高室清助氏着すべき筈なれば、事務所よりは、一番列車にて、成瀬清三郎を神港に迎はしめたり。午後より御馳走の用意に、妹と奔走、忙しき有様なり。四時過ぐる頃、高室氏は腕車

をかりて安着しぬ。續いて妻君も来る。徒歩なれば、少しく後れぬ。成瀬氏は、高室氏の荷物未だ着せずとして、ステーションに待ち合せ、次列車の来るを待ちしに、次列車にて荷物到着しければ、是を受取りてぞ歸る。則ち、一時間餘おくれて歸着せり。此日成瀬氏、神港に着し、定宿出口に至るや、既に高室氏は上陸の上、晝飯途中で済まし、今や出發せんとする所なりしと。されば、この荷物の間違ひあり。こゝに於てか、迎ひに出越したる甲斐ありと云ふべし。

高室氏は、案外に平癒して、顔色も平素に變らず。但、少しくやせたるを見るのみ。大いに安堵せり。夕方父上と共に、對面し、直ちに祝着の宴席にうつる。同人夫婦に、父上、招伴は鈴木氏、成瀬氏子とにて、都合六名なり。

九月二十日 辻豊三郎氏、久しく狂氣の如くにて、病褥にありしが、遂に十九日午後死去し、二十日午後三時葬送せり。氣の毒の至りなりかし。己れ親友の情として、會葬せざりしは、口惜しかりける次第なれども、身上協はねば、是非もなかりし。齋主山澤先生、副齋主喜多先生なり。遙かに列を拜して謝し奉る。

九月二十三日 臺灣人、温阿便、御授けを頂き、午後より出發歸途につけり。成瀬氏神港まで送りゆけり。

十一月二日 妹、名古屋へ修業の爲、朝一番汽車にて出立。こゝ送りて至る。

この朝、兄上、分教會より来る。伊藤氏當所事務扱の爲、隨行し来る。兄上は用談種々あり。終りて、

四日午後より歸國せらる。

明治三十五年

一月二十七日

京都府伏見深草歩兵第三十八聯隊へ入營せし深谷金次郎君、新兵姿の寫眞を贈りこせり。

一月二十八日

禮狀差出す。その文左に

懐しき深谷君の肖像、勇ましき軍服を着けて飛び来る。あゝうれしきかな。あゝうらやましきかな。吾、病褥に呻吟するこゝに數年。未だ、天の刑を脱するの時至らず、何を以て君の儼像に答ふるを得ん。君、幸ひに拙影を贈らざるを咎め給ふな。

大君を思ふ心も深草の 里の兵もの勇ましきかな

政一兄の追憶

諸井甲子

私は三歳の時に、大神様の御慈悲と親々の誠眞實によつて、無い命をお助け頂き、今日の結構を見せて頂いて居るにつけても、思ひ起すのは、政一兄のことで御座います。

今日一日といふて安心のゆく日も見ず、二十七歳で薄倅な生涯を閉ぢられた兄の事を思ふと、誠にもつたいない氣が致します。

今日お道が盛大になりましたのは、親神様の思わく、教祖様の五十年の御苦勞は申す迄もないことながら、諸先生、諸先輩方々の血の出る様な、御働きがあつたに依つて御座います。

ならん中を、よく足納して、只一筋に、お雛形の道を歩まれた兄の一生は、人間思案では短いもので御座いますが、大きなこうきを造られた尊い道すがらであつたと考へます。

これと云ふ學歴のない兄が、困窮中にも涙のにじむ様な、獨學に獨學を重ね、遠いお道の將來を考へて、古い先生方のお咄の中より、教祖様、御在世當時のお道の姿を、出来るだけ正確に傳へようとされた遺稿を今回出版する運びになつた事は、遅滞しながら、兄の苦心に報い、少しでも、生前何の楽しみも見ずに終つた、兄の靈を慰めることになるのではないかと、嬉し涙にむせんでゐる次第で御座います。

次に、甚だ取りとめなくて、申譯御座いませんが、思ひ出すまゝに兄のことを話さして頂きます。

兄の誕生したのは、明治十年一月二十八日で、舊曆十二月十五日、お月様のさし昇る時であつたと、よく母が申されました。

十二歳の暮お地場にこさして頂くまで、兄が年少の時代を過したのは、袋井より原野谷川を東に、約半道程溯つた廣岡村守八重、即ち今の遠本支教會のある所で御座います。

堤防のすぐ側の田圃の中で、近所には十戸足らずの農家がある、極く淋しい片田舎ですが、何と云つても東海道の街道に近い所ですから、時代の動きには、自然明るい土地柄故、西南戦役後のあわたしい空気を、幼少の兄は呼吸した事と思はれます。

幼少の頃は、壯健で、妹が近くあつた爲か、兄らしく氣どつて居り、年の割に心持がませてゐました。

當時父は、小學校の創立委員でしたので、特別に願つて數へ年六歳で、小學校へ入學し、滿五年八ヶ月で優等の賞與を頂きました。

父は、よくこの話をして私達を鞭撻されました。

かう申しますと、朗かさのない、氣むづかしい、子供を御想像なさるかも知れませんが、兄は決してさうではありませんでした。

其頃家では養蠶、製糸、機業を相當手廣くやつて居り、村でも有力な方でしたので、村の人々に可愛がられ、子供達には慕はれ、何か催し物があると、よく呼び出され、あとで、父に見付かつては叱られてゐた記憶が御座います。

十一歳で尋常科を了へ、丁度、其年副科と稱する、只今の高等小學校のやうな所へ入學致し、十二歳即ち明治二十一年の秋迄通學致しましたが、中途退學して、父に連れられ、御地場へよせて頂いたので御座います。

父母の入信は、明治十六年、即ち兄の七歳の正月で御座いまして、父は十七年頃から、道一筋に働くと云ふことになり、村の議員や用係も辭退致しましたので、兄の十歳前後は、最も家計の苦しい、明日のお米もないと云ふ日の續いた時で、所謂、貧のどん底と言ふ中で御座いまして、妹のお秀の亡くなつた時には、お葬式も出来なかつたさうですが、これは明治二十年、兄が十一歳の時の咄で御座います。

僅か二ヶ年で卒業出来る副科へ入學する時も、兄から父へお願ひして、やつと入れて頂いたやうなありさまで、思ふ様に學用品も揃へる事が出来ず、文廻等も自分で作つて用ひてゐた様な有様でした。家は、もと／＼、はでに暮してゐたのですから、子供心にも、利漣なだけ、どんなに兄はつらく思つた事でせうか。それでも、成績は何時も拔群で御座いました。

十二歳の春、靜岡縣下の催しで、各學校の優秀生を選抜して、初等科一級から習つた、全學科より出題される試験の中へ、兄と今一人、二つ年上の同級生の方が、校内より選ばれたのですが、幸ひに二人共優秀で、縣から賞與を頂きました。此の賞品は品物と包金五十錢を頂いたのです。

此の五十錢で、筆と良い墨を求めたいと喜ばれたさうでしたが、その喜びも達し得ず、母の止むない事に使用されたと言ふ事でございます。母が是非二圓程入用といふ時、一圓五十錢は、或る物を賣りまゝとめて調べましたが、五十錢が不足で困つて居りました時、その際役場から賞與と共に下附なりましたので、母は、兄をなだめ、此の五十錢を加へて間に合せたと云ふ。僅か五十錢ではありますが、此の時の五十錢は容易ならず、役立つたと云ふ事を、母が後日物語られました。

兄は小遣錢の苦勞は申すに及ばず、九歳即ち明治十八年の頃からは、他の子供達のやうに、子供らしい、自由な日を少しも通りませんでした。父は外出がちなのですから、母の手助けをして、妹達の守りやら、家の内の掃除、神饌物等、いひつけられるまゝに、よく勤め働かれました。ですから、室内の掃除、神前への仕へ事は兄が受持で、毎日學校から歸れば、先づ神饌のお下げに、お掃除お燈明の仕度をすまし、茶の間の掃除を了へなければ、遊びに出ず、又遊びに出るとすれば、小さい妹を背にあづかるとしたもので、私共も、兄がねんごろに伴ひ出て下された事は、今でも臍氣に思ひ浮ぶ事です。

何分にも片田舎の事でありましたので、何か買ひとゝのへるにも、随分遠方迄行かねばなりません。月々廿六日の御祭の時、お酒屋迄お神酒を買ひに行くは兄の役で、たまには、私をも連れて下された事が思ひ出されます。

どんな時でも、兄は母の言ひつけを、呑むやうな事はなかつたものでした。秋の夕暮など、遅く迄子守をし、家に歸つて來ても、母が忙しくして居りますと、夕飯の支度の出來て居らぬ事を不足も言はず、何かと手傳ひされた事等、思ひ出しますと敬服する事ばかりで御座います。

十一歳の頃には、家はまだ貧しい生活をして居りましたが、お道の方は次第に弘まつて參りまして、近村の所々から、十二下りのお勤めの、お手を習ひに來る人が見える様になりましたが、それ等の方々に兄が教へ、移さしてもらふ様にして居られました。その爲か、諸所から、子供達が澤山習ひに來たことを記憶して居ります。

兄の十二歳の夏の頃から、講社の重なる人々が、日を定めて、詰めて下さるやうになりましたので、神様の仕へ事から、家の内外の掃除もして下さいますし、母も手が助かつて參りました。従つて、兄も樂に勉強が出来るやうになつたのですが、此の十二歳の時(明治二十一年十二月五日)に、もう父の自傳にもあります様に、幼少で御地場へ寄せて頂いたのですが、晩秋に父が登臺の際、俄かに同伴される事になつて、學校の途中にもかまはず、着物の用意も出來ず、はる／＼御地場へよこして頂きました。

兄が御地場に置いて頂くやうになつた事情は、父の書き遣しました、自傳の中に御座いますが、(自傳一三五以下)

明治廿一年十一月父は、兄に、

『お道をやるならお地場で給仕にして使ふて貰ふ。商人になるなら横濱にやる。官吏になるなら東京にやる。其中何れなりと一つ望み通りにしてやる』
と申されたさうです、すると兄は、

『お道をやらして戴きます』

と答へられましたので、その事を父から時の會長様(前の管長様)に申上げ、お地場に置いて戴く様に、御願ひいたしますと、會長様より、清水先生に申されるには、

『皆なで相談して、良い様にしたが良い』

との御言葉で御座いました。其所で、新の十二月五日(舊十一月二日)に神様の御指圖を戴かれることになりました。

諸井國三郎の伴政一、十二歳で御座りますが、御地場にお置き願ひ度い、とお願ひ致しますと、
『さあ、尋る處、よく聞分けねばならん。何程の年と云ふたとて、さあ、ます、暫時、
／＼さあ、親々の心定め。さあ、居らふと思ふても居られん、來まいと云ふたとて、來ん
ならん。さあ、往のふと云ふたとて、往ならせん。さあ、歌にさとし、筆にも知らしてあ
る。さあ、所々には、深き者には、所々には一つの雛型拵へてある。又暫時の間、一寸戻りたい。さ
あ、心に深いと云ふのは、一寸には分りはせん。さあ、まあ、暫時の處は、置かうと思ふ
て居るがよい』

と御座いましたので、お地場にこさして頂くことになつたので御座いますが、この御言葉の中、『又、暫時の間、一寸戻りたい』とあるは、翌年の七月十四日、母が中風みたいになり、半身不随になつた時、一時歸國された時の事を、前以てお指圖下さつたものと思ひます。

扱て、今ではお道の結構なこと、有難いことは、誰もよく存じて居りますが、當時はまだ、よく様子解らない、お道をやらして頂きますと、自から進んで答へられたことは、興味あることと存じます。身びいさな申分ですが、多分に立派な天分を持ち、時代と云ひ、土地柄と云ひ、青雲の志に燃えざるを得ない兄が、世界並から見て、誠に見榮えのしない、助け一條の道を選んだと云ふには、この時分から世のため、人のために働かうといふ、宗教的な氣持が芽生えてゐたのではないかと存じます。

最初、父に連れられて御地場の上つた時、父は、財政不如意のため、歸りがけに一次の小遣錢もよう持たすことが出来ず、若し入用があつたら、清水先生に御願ひしておくから、一時貸しておいてもらへ、と言ひ置いて歸國せられたといふことですが、これを母が聽いて、一人涙にむせんだといふ話をして、亡くなつた時、兄の靈前で詫びをして居りました。

今更書きならべるは、愚かと申譯ないのですがその當時の、交通の開けぬ實際を知つて居ります事から惚びましたならば、結構な親里では御座いますが、七十餘里も遠く隔たつた、見た事もない國、御地場に、知人としては、僅か一兩日御泊り下されたことのある、鴻田先生と、清水先生ばかりで、その清水先生も、御地場にばかり居られるではなし、其の當時はまだ、御地場と神戸とを、往復して居られたさうで御座います。此の時代に、わづか十二歳の兄は小遣も持たず、どんなでせう。父がきびしかつた故もあるでせうが、又、兄の信仰は何程が強かつた事でせう。私共は、今日かやうに結構を頂いて居りまして、此の文を綴らせて貰ふこの紙片に、落つる涙はぬぐひ得られません。

併し、ひるがへつて考へますと、これも深く、親神様の思惑あつてのことと存じます。幼少の折から、云ふに云はれぬ難儀苦勞の道を通つてゐたればこそ、教祖様御苦勞の道すがら、萬民助けたいといふ神様の御話も、眞に胸の中に納めさして頂き、それを文字に書き表はされた時、非常に生々とした、力強いものになつたと思はれます。

兄の書き遺されたものが、御道の續く限り、何時々々までも、何千何萬とも数知れぬ方々の、心のかてにさして頂けやうかと考へますと、『難儀ささう、不自由ささうといふ親はない』と、いふ神様の御言葉は、まことに尊いことだといふ考へられ、兄の苦勞も決して無駄ではなかつたとさとして頂きます。

兄が御地場の上つた際、お指圖に御豫言下さいました通り、翌、明治二十二年の夏、母が大病でむつかしいとなつた時、伯父を頼んで、身上の御指圖を頂きに御地場へ登つて貰ひ、その時、兄も、一度歸國させて頂きましたが、母も段々お助け頂きましたので、一ヶ月ばかり家で母の看護や、手傳ひを致し、今度は一人で

御地場へ歸らせて頂いたのです。初め、父に連れられて登つた時とは、一ヶ年の事で、汽車の便も京都迄出来てをり、京都からは、馬車も少しはありますし、奈良からは、人力車もあつたさうですが、まだ満十二才にならない、初めての一人旅で、汽車賃も半額だつたと云ふ事です。

京都から三島迄の、馬車と人力車の便のない所は徒歩ですから、宇治川や木津川を渡るには、どうしても橋賃を出さねば、渡られないのでした。宇治川橋のたもとに、爺、婆の番人が居りまして、それに橋賃を拂はうとしますと、只一人で、而も所の子供でもないと思つたものか、種々の話をしかけたに答へて、ありのまま自分の旅の事を話しますと、いたく、ほめ、あはれみくれまして、橋賃はいらぬと申して、取つてくれず、無銭で通してくれたと言ふ事でした。

それから、奈良迄来て、人力車で川原城の四ツ角、あの丹波市町の入口の四ツ辻の石燈籠の所、此所迄乗つて来て、おろして貰ひ、賃金を拂はうとすると、あいにく、持ち合せが丁度一錢五厘足りないのです、さあ、困つた。『車屋さん、すみませんが、此處で一待つて居て下さい。私がすぐ走つて行つて、お金を持つて来るから』と頼みますと、車夫は何と思つたか、『よろしい、まけておきます』と言つて、快く奈良の方へ歸られたといふ話を、十年以上も経て、私共が御地場へ移らせて頂いてから、笑話に語られました。

此の時、兄はどうして庄屋敷の御地場迄乗車されなかつたのかと、不思議に思はれますが、此頃のことです。自分の身柄で御地場迄、車で乗りつけると云ふ事を憚つた故であつたかと存じます。

どちらに致しましても、子供の旅としては、容易ならぬ心づかひが含まれて居る事を、今日の結構から考へて、兄の苦心を推し量られ、聞きながしがたい事に思はれます。

十二歳でも、身體は小作りの方でしたから、皆様に同情を頂き、教長様(初代管長様)、御奥様には格別な御慈悲を頂き、恐れ多い事ながら、身のまはり迄御心配頂き、又時々には、近所へ御用ながら御出し下されるにも、心をなぐさめるやう、御配慮頂きました。

さういふふうで御座いましたから、教長様の御親戚の方々まで、御目をかけ下され、御子様方には、肉親の兄弟同様に愛して頂き、樺本の榎本様、吉川様の御子息様、遠く河内の松村様の御子息様は、兄弟も及ばぬ程、親しみ下されたので御座いました。遠く家庭を離れて育て、頂く淋しさもなく、大きにさして頂いたでございます。

御承知の通り、此のころの御地場には、まだ、お人も少く、あたりも家数が少い時ですから、御近所の人々までが、御同情して可愛がつて下され、御世話になつたので御座います。身上になつてからも、皆様方が御親切にいたはり、御見舞下された事は勿體ない事と、父母も心から感謝致して居りましたので、兄の早世を悲しむ中にも、心丈夫に、因縁と言ふ事を治めさして頂けたのでございます。

明治二十四年秋の末の事でありますが、おちばの東に福住と云ふ村が御座います。この福住村は山間の町といふ程の戸数のある所で、此處に天理教の説教が催されますので、講師としては、時の本部長前川、橋本

の兩先生が御出張になることになり、兄は、その前席を勤めさせて頂くことになりました。

齡はわづか十五歳の秋、御地場にはまだ、青年と云ふはありませんころ、兄一人が事務所なり、詰所なりの給仕として、皆様の御用に仕へさして頂いて居りますので、夕方用の事を、二時頃より心がけ、先生方のお床をのべ、こたつを深く入れて、燈火の（當時はランプ）用意もすましおき、四時頃より少暗寒い山路を、一生懸命に走つて、先發の先生方に二本松のあたりで追いつき、無事、前席を習はして頂いたと申しますのは、全く何事にも、熱心な性質であつた事が思ひやられるので御座います。

十二、三、四、五歳迄事務所（御本部の）で起き臥しさせて頂き、詰所（御本部の）の御用もさせて頂き、拭き掃除、使ひ歩きの、そのひま／＼に勉強させて頂く中に、御指圖、お書き取りを寫させて頂く事を、先生方や會長様方より御頼み頂き、又教長様の御用をも、させて頂いて居りましたが、十六才の正月、あらためて榊井安松先生と二人が、教長様御館の専務の青年として仕へさして頂く事になりました。榊井先生の御話に二人勤めさせて頂く時に、永尾先生は榊井様を、高井先生は兄をお引きつれ下されたとの事でございます。

榊井先生には、此の二年前頃より、家族御地場へ引き移られたので、先生と兄とは、時折親しく遊びもせられし爲、兄弟のやうに心安く、御館に勤めさせて頂かれたのでございます。教長様の御手許の、御用をさせて頂きながらも、教長様は、常々御鞭撻下されて、暇々に、なにかと學ばして頂き、又大切なる寫しもの等書かせて頂きました。

前後とりまじへて申しますが、十四才の夏、前川先生に御伴して、上京させて頂きました。此の時は既に神戸、新橋間は汽車がありました。また汽車が珍らしい頃ですから、外に遊び居る子供らは、汽車の通る度に、走つて行つて見るのでした。丁度このころ飛行機を、とび出して見るのと同じくらゐですから、兄が東京へ御連れ頂く途中、東海道線で國の生家近くを通過する時、窓より見渡して居りましたのを、村の子供達が見つつけ、『あゝ、政一さんが通られた』となつかしまれたのでした。このやうに、郷里の子供達からも、並々ならず親しまれたやうでございます。この時は兄も定めし嬉しかつたらうと思ひます。

十六才の初夏、教長様、御奥様には須磨、明石へ御見學の御旅行をなさいました時、御伴を仰せ頂き、初めて名所、見物をさして頂いたとて、喜んで、明石から母の許へ書面が参りましたので、父母も一方ならず悦ばれました。當時、和歌に志し、學びかけて居りましたので、名所、古蹟の見物の御伴は、どんなにか楽しかつたで御座いましたでせう。喜びの歌、珍らしいのを感じて詠みましたもの、昔を偲んで詠まれたもの等、三十一文字を巻きこめて母の許へ送られました。

御本部では臥所を事務所と云ふ、只今の教廳といふやうな所におかして頂きましたので、夜々、暇のある毎に、先生方（前川、永尾、橋本、山中諸先生）に漢籍、國語を教へて頂き、更に獨學を怠らず、十四歳頃から、先生方の御引き合せで、奈良、春日神社の御歌の會に交へさしてもらひ、三十一文字をもまなび教へて頂きましたので、十五才の春、『かはすなく夜なく、おもひ出すなり、親のまくらにききし時をぞ』のし

らべを短冊に記し、その裏に『ひとりねのふすまに蛙の故郷に戀らぬ聲に鳴くふしを聞きはべりて、めくしくは候へども御なぐさみ迄に、母上様御許に』と書き付けて送りこしました。ませてはゐましたが十五歳の兄には、朝夕どんなに父母の膝下が懐しかったことせう。

十六歳の秋頃、教長様の御作で上京して頂いた時、教長様の思召で、或時、御交際に招かれた宴席上、快く汲み交しつゝも、宴酣の頃、早くも教長様には、目を以て末席にある兄を召され、ひそかに錢入を御渡しになりましたので、仔細に支拂ひをすませたまは、未だ子供とも思ふ少年が、一人前の働きをされたこと、兄が故人となられてからも、教長様がお褒め下さつたと承りました。

この頃（十五六才）御本部の御用のひま／＼に、樺本の梶本先生の御子息、吉川様の御子息、河内の松村先生の御弟様又、御近所の新たちと申上げる中山重吉様の御子息、篠森様の御子息方と、日曜日なぞ會合さして頂き、何かとみがき合ひする事を、教長様からお許し頂き、『幼朋會』と云ふを、結びあつたのことで御座います。この會では、兄が最年長者でありましたので、會長をさして頂いたさうでございます。

十八才の秋、身上不快になり、御指圖を頂きました事につき、内々の談じ合ひもありましたので、一寸、家に歸さして頂きました。その時、國三郎の嫡嗣子であるのを廢し、別家して、御地場なる三島へ籍を移し定めることになりました。その爲に、妹のろく子を國三郎のあとめとする事に決めました。そして、これ

迄、獨習にいろ／＼書籍を求めますにも、父の心配も受けず、苦しい中から求めた書籍も、この時、身上について主なものは賣り拂ひ、勉強は一切致しませぬと定められました。かくなつた上は、専念、御本部に身も心もをさめ、まつしぐらに勤めさして頂いたので御座います。

十九才の時、九州佐賀關に布教を志しました。この布教は、教長様の御身上にあらせられる時、兄達は布教をとりやめ、御本部へ歸らせて頂きました。その後は四人（鴻田、榊井、久保、諸井）の中一人だけ、代る／＼に布教されました。兄は多く御本部におかして頂き、多くは教長様の下に侍らせて頂いて居りました。その内、身上の勝れぬ事がありましたので、詰所の方へ勤めるやうにして下さいましたから、御用の暇々に、先生方の御別席の御話を拜聴させて頂き、外の先生から、御さしづの寫しを仰せつけ頂くこともあつたさうで御座います。此の頃は、青年さんも少人数でしたから、お掃除や使ひ歩きなど、電話も自轉車も無い頃です。なかく忙しいものでした。

併しこの時分から、本部青年會が結ばれまして、詰所、事務所の青年、農事を働く方も、月に三回の集合、教話、おつとめの研究をされたのでした。この集ひのお世話も、兄がさして頂いたさうで御座います。最初事務所におかして頂きました頃から、遠くより御歸りなさる會長様方や、先生方の中から、御指圖や、刻限の寫しとりを依頼されました。暇々に寫しては、お届けさせて頂く事が多くありましたので、兎に角、筆とる事が自然に、そなはつたやうなもので御座います。さういふ風ですから、別席を拜聴しても、又先生方の雑話の中の教話でも、一寸記しおくと云ふので御座いました。

廿二歳の頃、教長様の思召に依り部下視察の爲、兄は東京へ、春野喜市先生は九州までのつもりで、同日同時に、お暇の御挨拶を申上げて、出發されたさうでしたが、兄は東京迄行き、千葉へ一寸行かれて身上になり、歸本さして頂いたのですが、春野先生も、やはり同様で、九州を途中で御歸本されたと言ふ事でした。この巡回旅行は、教長様の深い思召から遣された事であつたと、兄の三十年祭（昭和七年）をさして頂いた時、春野先生の御話でございました。

廿一歳の頃、丁度父が臺灣布教を思ひ立ち、渡臺されます時には、兄はどれ程内助されたかわかりません。渡臺せられる人のある度に、御本部の御用の許される限り、それ／＼心をかけて、渡臺者の精神を一層奮勵させ、又は手紙でさとし、父の申越しの用件をそれ／＼はたし、役立たれたので御座います。

兄は責任感の強い性ですから、御本部の御用をかゝぬ様にしながら、父へ盡されるので、随分心をつかはれた事と思ひますが、どんなに父も、氣丈夫なことだつたらうと思はれます。

その内、父は身上から臺灣を引き揚げ、本部へ引き移らせて頂くと云ふ時、同時に、兄も痔瘻症で苦しみました。そこで、御指圖を頂く毎に、父の心得方を御知らせ下されると云ふのでした。痔瘻の方はやがて全快されましたが、次いで瘰癧症にかゝつて、廿四歳の夏の間からは、御本部の方を自由勤めにさして頂く事に願ひ、由名の諸所で養生さして頂いて居つたのでございます。

まだ、臥してばかりも居りませんでしたので、時々は本部へ御参りをしては、御書き下げを書かせて頂いて居りました。辻先生、鴻田先生、榊井先生、梅谷先生、高井先生をはじめ、古い先生方の御越しを願つて、御教話を聞かせて頂き、常に聞かして頂いてあつた事共綜合して、御話の稿を綴りました。辻先生の如きは、先生の方より態々御越し下されて、今日は手すきかどうか、手すきならば、此の間の續きを話すから記せと、御話を聞かせて下された事も度々ありました。

先生は、御記憶のよい方で、何時何某と細かくお話し下され、兄に記しておくやうと仰せられて、熱心に御聞かせ下され、朝のお勤め後から夕勤め迄御話し下されたこともございました。その承つた事どもを國の言葉にわかりやすく、又年代など繰り調べ合せて綴り、清書して、製本まで自分でされたのも御座います。まだ綴りかけて、稿のまとまらぬまゝのも御座います。また、この間に部下の身上の人、事情のなやみなどの人々には、手紙でさとしてやる、父の代筆もよくされたのです。

二十四才の時、三十三年四月一日の日記に、『吾惡因縁を果さん爲に、禮服の外絹衣を着用せず。又已れの不勝手を顧みず、困窮に贈與を樂しむとす』とあるのや、七月十一日の心定めに『少しく御助けを受け、少しく自由叶へば、余快に至る迄は、地場の下働きの用向を勤めさして戴く事』とあるのを見ますと、この病氣のために、兄はどんなにか、心を更／＼作られたかが、うかがはれますし、父母を始め、内々の者の精神を立替る土臺となつたか解りません。

御本部の青年會の御世話は、廿四歳迄さして頂いて、廿五歳の時から、榊井安松先生がお代り下されたのですが、この會合にも、つとめて出られたものでした。

天理中學校の前身、教校が設けられました頃は、身上はよほど衰弱して居りましたが、土曜日毎に詰所に居合はす生徒を勵まし、御教理の研究、おたちづとめの指導をして下さいました。

身上は十分でなく暮しつゝも、寝ても覺めても、道の上、また筆取る事は少しも怠らず、心を盡されたのであります。教長様に御願ひして、おさづけの御書き下げを書かせて頂く事を仕事とし、紙數をはかつて書かれ、お書き下げの紙を入れる所まで別にあらため、机もきめて居たので、全く神様と云ふ理をたてらるゝ事は、未だに子供等への教訓としてゐるので御座います。

こんなに物がたい信仰に固められて居るかと思ふ中に、又趣味の養ひと申ませうか、自分をなぐさめられたのでせうか、身上の苦痛のない、御本部の御用事の差支へない時など、尺八や、風琴を獨習本を見て稽古したり、又生花をまんで挿したり、抹茶の本を繙いて、昔の道具の名物を探ねたりする事もありました。友人と山を探ねて、好きな植木を鉢に植ゑたりして、たのしむ事も致しました。物堅い性質である中に、多趣味で、流行歌の様なものも、時々口ずさみ、おぼつかない妹共を相手にして、尺八と絃琴の合奏をしようと申して、妹共に糸の道の稽古をしきりにすゝめられ、又唄でもまなびますやうにと、何もわからぬ若い者を勵まし下されたのでした。齡が短かい故か、非常に多趣味で御座いましたが、これは兄の持前の性分にも依ることとせうが、御趣味の至つて廣く、且つ深くおいで遊ばされた、前管長様の御膝下に小さい時分から、御薫陶頂いた賜かと乍畏存せられます。

廿六歳の春、深谷金次郎様が伏見の深草の聯隊に入營後、軍服姿で寫された寫眞を送つてよこされました時、深谷様の筋肉たくましく、雄々しい様を見て、しみじみ感じられましたと見え、その返書には、

大君を思ふ心の深草の 里のつわもの勇ましきかな
と詠み送り、自分の書齋には、

世の爲も道のためをも思へども かひなかりけり罪しある身は

と短冊に染めて掛けられましたのが、遂に辭世となつた事かと、本當に、いたましく偲びやられます。歌で思ひ出しましたが、前年の秋、明月の夕べに、

月神の尊き光さえ渡り 民草みな仰ぐよひかな

と詠じて申しますには、これからは、たゞ月と申上げるは恐れ多いから、どうしても、月神と詠まして頂くやうにせねばと、私にしみじみ申されたのでした。

十九歳の頃より身上が、とかくすぐれませんでしたが、如何なる神様の思召か、二十六歳の夏頃より次第にせまつて參りまして、床に就く様になりましたが、越えて明治三十六年一月三日、朝九時頃、終に二十七

歳を以てお迎ひ取りを頂きました。

なきがらは翌々五日、寒い／＼日で御座いましたが、盛大に豊田山に送らして頂きました。葬儀が終つてから、御禮の御挨拶に伺ひますと、管長様の仰せられますのに、『なせ齋主を己に申し出なかつたか』と青年には破格の有難い御言葉を頂きました。兄の出直しで力を落した父も、氣を取り直し、これから政一の分と二人前働かして頂くのだと、決心されたことが『自傳』に出て居りますが、兄の靈もどんなにか悦んだこととで御座いませう。有難い限りで御座います。

をこがましい事ですが、昭和七年十月、兄の三十年祭を執行致すに就いて、どうしても、廿七日でなければ都合が悪いので、青年會總會の日に、御願ひするのは恐れ多いのですが、兎に角、時間は何時になるもよぎない事ですが、廿七日に願ひ度いと、願書を出さして頂きますと、早速御聞き届け下さいまして、青年會の日に、年祭をさせて頂きました事は、全く勿體ない事で御座います。或る方も

『あゝ政一さんは、本部青年會の初めに盡された故、丁度、この日にして下されたのやろ』と仰せ下された事でした。

幼い時から、お道のために盡し切らして頂かれた兄の生涯を、涙と畏敬の心を以て偲ぶ時に、かくまで

兄を御導き下さつた大神様、教祖様の御恩徳は申すに及ばず、もつたいなくも、前管長様、御母堂様初め諸先生方の御いつくしみ、御同僚の方々の、温き御心添へを感謝致すので御座います。

兄も定めし御恩を受けたまゝで、それに報いさして頂くことも出来ず他界することは、どんなに、心残りであつたらうと、察します。

今回、やう／＼遺稿の出版をさせて頂くことになりましたが、之によつて生前、兄のさして頂き得なかつた、御報恩のいくらかでもさせて頂けたら、どんなにか兄も悦ぶこととせう。

昭和十二年六月二十日印刷
昭和十二年六月廿六日發行

奈良縣丹波市町田部
編纂發行者 諸井慶五郎

奈良縣丹波市町川原城
印刷所 天理教教廳印刷所

右代表者 佐治正嗣
奈良縣丹波市町田部

發行所 天理教山名大教會